

第5次

# 門川町長期総合計画 後期計画

平成29年度～平成32年度



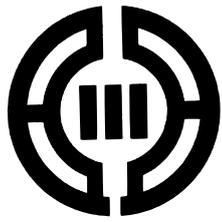
第 5 次

門川町長期総合計画 後期計画

平成29年度～平成32年度



門 川 町



# 門川町民憲章

私たち門川町民は、生きる喜びを感謝し、明るい家庭と  
住みよい町をつくるため、この憲章を定めます。

- 1 健康な心身を育てましょう
- 1 力いっぱい仕事に励みましょう
- 1 明るくあいさつを交わしましょう
- 1 進んできまりを守りましょう
- 1 豊かな文化をきずきましょう

## 町木・町花木・町花・町の鳥



町木  
ヤマモモ



町花木  
キンモクセイ



町花  
サルビア



町の鳥  
かんむりうみすずめ



## 第5次門川町長期総合計画策定にあたって

本町におきましては、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画年度とする第5次門川町長期総合計画を策定し、町民一人ひとりが自ら夢を持ち、夢を実現できる社会を構築するため「日本一住みよい門川町」を目指し、町政の発展を図ってきました。

しかしながら、少子高齢化の急速な進行、高度情報化の進展、地球規模での環境問題の深刻化、地方分権時代への対応など、社会経済情勢は大きく変化しております。

今回は、これらの変化に柔軟かつ敏感に対応し、町民ニーズを踏まえた効率的で効果的な行財政運営が行えるよう、現基本計画の中で、今後の具体的な政策方針と整合性を図るため、第5次門川町長期総合計画後期計画を策定いたしました。

今後は、本計画の推進にあたって、町民の皆様のご協力をいただきながら、町政の発展に全力を尽くして取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました門川町総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの方々に厚くお礼申し上げます。

平成29年4月

門川町長 安田 修

# 目次

## 第1編 総論

### 第1章 第5次門川町長期総合計画 後期計画について

1 計画改訂の趣旨	1
2 計画の性格及び役割	1
3 計画の期間	1

### 第2章 時代背景

1 地方分権と住民参加	2
2 本格的な少子高齢化と人口減少社会	2
3 資源・環境問題	3
4 森林・農地による国土保全	3
5 情報通信技術(ICT)活用の推進	4
6 グローバル化(国際化)	4
7 大規模災害への対策、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的推進	5
8 地方創生の推進	5

### 第3章 将来人口

1 人口	6
2 世帯数	7

## 第2編 基本構想

### 第1章 町政の基本理念

### 第2章 計画の大綱

#### 1 快適生活のまちづくり

第1節 環境の保全	11
第2節 ごみの適正処理	11
第3節 上水道	11
第4節 町営住宅	11
第5節 都市計画	11
第6節 交通環境の整備	11
第7節 漁業集落の環境整備	12
第8節 町民の安全確保	12
第9節 防災対策	12
第10節 情報化の進展に伴う環境整備	12
第11節 移住・定住の促進	12

#### 2 産業創造のまちづくり

第1節 農業の振興	13
第2節 林業の振興	13

第3節 水産業の振興	13
第4節 商業の振興	13
第5節 工業の振興	13
第6節 観光の振興	14

### 3 心豊かなまちづくり

第1節 生涯学習の推進	15
第2節 就学前教育・義務教育の充実	15
第3節 社会教育の充実	15
第4節 生涯スポーツの推進	15
第5節 文化の振興	15
第6節 男女共同参画の推進	15

### 4 福祉・健康のまちづくり

第1節 地域福祉の推進	16
第2節 高齢者福祉の充実	16
第3節 障がい者福祉の充実	16
第4節 児童福祉の充実	16
第5節 ひとり親家庭福祉の充実	16
第6節 社会保障の充実	16
第7節 保健衛生の充実	16

### 5 計画推進のための行政の充実

第1節 行財政改革	17
第2節 財政計画	17
第3節 広域行政	17
第4節 「町民一人ひとりが主役の町づくり」の推進	17

## 第3編 基本計画

### 第1章 快適生活のまちづくり

第1節 環境の保全	18
第2節 ごみの適正処理	21
第3節 上水道	23
第4節 町営住宅	24
第5節 都市計画	26
第6節 交通環境の整備	30
第7節 漁業集落の環境整備	34
第8節 町民の安全確保	35
第9節 防災対策	40
第10節 情報化の進展に伴う環境整備	42
第11節 移住・定住の促進	44

### 第2章 産業創造のまちづくり

第1節 農業の振興	45
第2節 林業の振興	52
第3節 水産業の振興	55
第4節 商業の振興	59
第5節 工業の振興	63
第6節 観光の振興	65

### 第3章 心豊かなまちづくり

第1節 生涯学習の推進	67
第2節 就学前教育・義務教育の充実	70
第3節 社会教育の充実	76
第4節 生涯スポーツの推進	79
第5節 文化の振興	81
第6節 男女共同参画の推進	84

### 第4章 福祉・健康のまちづくり

第1節 地域福祉の推進	85
第2節 高齢者福祉の推進	86
第3節 障がい者福祉の充実	88
第4節 児童福祉の充実	91
第5節 ひとり親家庭福祉の充実	93
第6節 社会保障の充実	94
第7節 保健・衛生の充実	98

## 第5章 計画推進のための行政の充実

第1節 行財政改革 .....	102
第2節 財政計画 .....	105
第3節 広域行政 .....	114
第4節 「町民一人ひとりが主役の町づくり」の推進 .....	116

## 第4編 資料

町長諮問及び審議会答申 .....	117
門川町総合計画審議会条例 .....	119
第5次門川町長期総合計画後期計画審議会委員 .....	120

# 第1編

# 総論

---

## 第1章

第5次門川町長期総合計画について

## 第2章

時代背景

## 第3章

将来人口

## 第1章 第5次門川町長期総合計画について

### 1 計画改訂の趣旨

本町は、「日本一住みよい門川町」の実現を基本理念とする「第5次門川町長期総合計画」を策定し、道路など社会資本の整備をはじめ、産業の振興、保健・福祉サービスの充実、教育・文化・スポーツ環境の整備など、各分野において積極的に施策・事業を推進してきました。

このような中で、国は人口減少時代の到来を踏まえて平成26年から「地方創生」をキーワードとする施策を推進しています。

また、東日本大震災、熊本地震は防災・減災に対する取組の重要性の再認識を求めています。

このようなことから、近年の社会経済情勢の変化に対応する政策の基本指針となる「第5次門川町長期総合計画」を見直し、「第5次門川町長期総合計画後期計画」を策定するものです。

### 2 計画の性格及び役割

この計画は、門川町の今後進むべき方向とこれを実現するための基本的な方策を示すもので、町政運営の指針となるものです。

### 3 計画の期間

計画の期間は、平成29年度を初年度とし、平成32年度までの4ヶ年とします。



## 第2章 時代背景

### 1 地方分権と住民参加

現在、地方分権を巡る議論が行われていますが、国や地方のあり方についてはまだ明確な方向付けがなされていません。しかし、地方自治体はこれまでの地方分権の推進により、全国画一的な行政から地域の特性や多様性を重視した独自性を持った行政への転換が求められており、国の関与の縮減や自治体が最低保障すべき行政サービスの見直しなど、地方分権の促進が図られています。

一方、生活の豊かさを求める傾向の中で、住民の行政ニーズが多様化しており、これらのニーズに対応するためにも行政サービスの充実が求められています。

地方分権が進むということは、地方自治の本旨である住民自治と団体自治の確立が求められるということであり、地方自治体と地域住民とがともに協力し、よりよい地域づくりを進めていくことが必要であります。このためには、住民への行政に関する情報の公開や、行政への住民参加のしくみづくりなども必要となります。

本町では、「第5次長期総合計画後期計画」において「町民一人ひとりが主役の町づくり」を展開し、地域住民が主体となってよりよい地域づくりのための活動を行っていきます。本町の様々な課題を解決するためには住民の協力は不可欠であり、これからも地域住民主体の活動をさらに充実させ、「日本一住みよい門川町」の実現を目指していく必要があります。

### 2 本格的な少子高齢化と人口減少社会

世界の人口は今後も東アジアを中心に増加していくと見込まれますが、わが国の人口は平成20年をピークに、その後若干の増減を繰り返していましたが、平成22年から減少に転じ、急速な高齢化が進むと同時に出生率の低下による少子化もさらに続くものと予想されます。

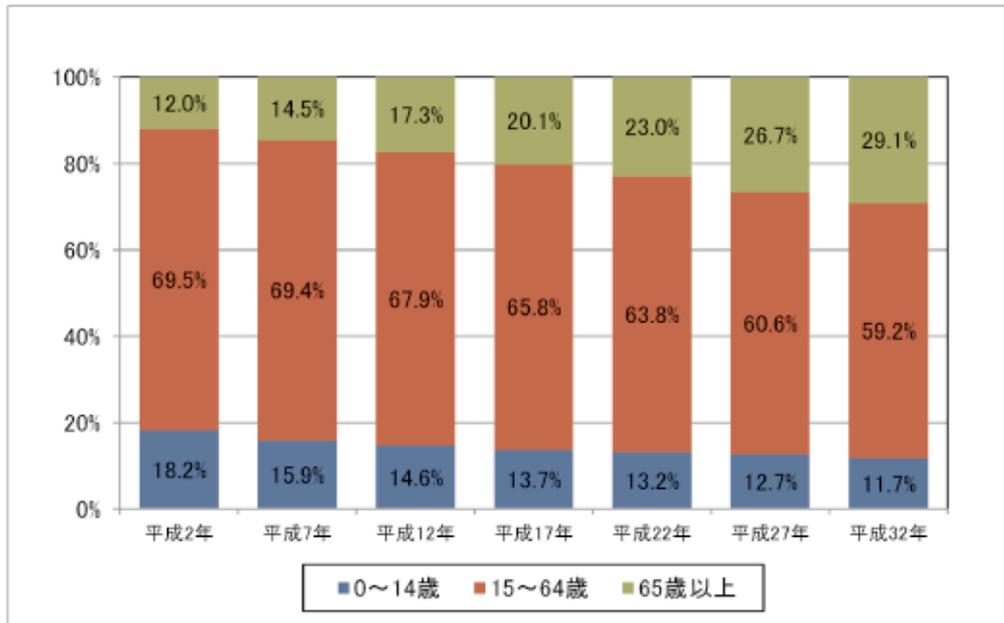
全国における1人の女性が一生の間に産む子どもの数を表わす合計特殊出生率は平成27年には1.46となっており、人口を維持するのに必要な水準2.08をはるかに下回っています。

このような人口減少は、労働力人口の低下をもたらし地域産業の衰退に繋がります。中山間地域などにおいては、地域の活力を維持することが困難になってくることも予想されます。

本町においても平成27年(国勢調査)の65歳以上人口の割合は30.3%、0～14歳人口の割合は14.2%となっており、確実に少子高齢化が進んでいる状況にあります。今まで高齢社会に備え福祉の充実に取り組んできましたが、これまでの成果を活かしながら地域社会で支え合い、高齢者が安心して生活できるまちづくりを進める必要があります。

また一方で、子育て教育環境の充実を図り、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりや雇用の場の創出など、若い世代の定住を促進する魅力ある地域づくりの推進が求められています。

年齢3区分別人口構成(全国)



(出典:平成2年～27年「国勢調査」に基づく実績値。平成32年人口は「国立社会保障・人口問題研究所」に基づく推計値)

### 3 資源・環境問題

21世紀は「環境の世紀」と言われています。地球上の環境容量や資源量の制約といった地球規模での限界に直面する今日、地球規模での持続的可能な社会を構築していくためには、私たち一人ひとりや地域が環境に配慮し、再生可能エネルギーの利用拡大など、低炭素社会や循環型社会、自然と共生する社会を構築することにより、環境との調和を心がけていくことが求められています。

このために国は平成5年に環境基本法を制定し、その後環境基本計画を策定いたしました。さらに、地球温暖化対策や各種関係法令の制定や改正を行うとともに、廃棄物リサイクル対策に関する各種関係法令の制定をする等、持続的可能な社会の構築に向けた枠組みづくりが次々と進められています。

門川町においては環境基本法の趣旨を踏まえ、平成16年3月に門川町環境基本条例を制定し、「町民が健康で文化的な生活に欠くことができない、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保され継承できること」を掲げています。

このため、「公害の防止並びに資源の適正管理及び循環的な利用を推進し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を構築すること」を基本理念として、町民すべての公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組みを行うことが必要です。

### 4 森林・農地による国土保全

日本の国土の約67%は森林であり、これらの森林は木材の生産だけでなく、土砂災害の防止や二酸化炭素の吸収、保健休養の場などの公益的機能を有しています。しかし、山村での過疎化の進行や林業の不振などにより、森林を守り育てていくことが困難になってきています。こうした中、国の林業政策における基本政策もこれまでの木材生産を主な目的としたものから、森林の多様な機能の持続的な発揮を図ることを目的

とする方向に転換することが打ち出されています。

本町においても森林は町土の84%を占めており、豊かな自然の源となっています。また、森林や農地は集中豪雨等を一時的に地中に貯める「緑のダム」の役割を果たしています。近隣の市町村とも連携を図りながら、これらの森林を守り育てていくことが求められています。

## 5 情報通信技術(ICT)活用の推進

国は、平成22年5月11日に「新たな情報通信技術戦略」を策定し、この中で「国民本位の電子行政の実現」を目標に掲げています。

行政サービスのオンライン利用の向上、電子政府や公的個人認証サービスの利便性、社会保障・税の共通番号の検討と整合性を図るいわゆる「マイナンバー制度」の導入、さらには、行政機関が保有する自己に関する情報について、国民が内容を確認できる仕組み等を整備していくものです。

また、平成22年7月30日には「自治体クラウド推進本部」を立ち上げ、地方自治体における電子行政について、利用者の負担軽減、行政効率化の観点からクラウドコンピューティング技術を活用した情報システムの統合・集約化を推進しています。

宮崎県においては、総務省の「自治体クラウド開発実証事業」に、佐賀県・大分県と共同参加し、各市町村等が低廉かつ効果的に利用することができる基盤システムの開発実証事業を実施しました。本町においても県内数団体と共に参加しており、コスト削減や業務効率化に成功しています。現在では日向市・延岡市・美郷町・日之影町と定期的に会議をして更なる効果を目指しています。

また、県内市町村が構成員である「宮崎縣市町村IT推進連絡協議会」でも、共同利用が可能なシステムの検討を行っております。

今後は、システムの共同利用共同開発を進めながら、電子自治体の推進をより一層図らなければなりません。また、地域社会の主体となる企業や町民の利便性向上のため、地域情報化施策・情報化を享受できる人材の育成等、積極的に取り組んでいく必要があります。

## 6 グローバル化(国際化)

経済のグローバル化、輸送交通手段の発達・情報技術の高度化などにより、世界が一つの単位として機能するようになっていきます。

また、農産物の輸入増加など、国際的な動向が地域の産業に与える影響も大きくなっています。

これらのグローバル化の進展は、国の経済活動から地方の日常生活まで浸透してきており、今や国際化の問題は、私たちの生活と密接に関係しています。

今後は、本町においても、経済文化の面での国際交流が進展していくと思われますので、国際感覚豊かな人材育成が不可欠です。

### ※語句説明

クラウドコンピューティング…従来は手元のコンピュータで管理・利用していたようなソフトウェアやデータなどを、インターネットなどのネットワークを通じてサービスの形で必要に応じて利用する方式

自治体クラウド開発実証事業…地方公共団体の情報システムをデータセンターに集約し、市町村がこれを共同利用することにより、情報システムの効率的な構築と運用を実現するための実証実験

## 7 大規模災害への対策、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的推進

我が国は、世界でも有数の災害が発生しやすい国であり、地震・台風や集中豪雨による洪水・土砂災害、そして竜巻など、各地で多くの災害が発生しています。

特に、平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年4月の熊本地震は、これまでの想定をはるかに超える地震・津波により甚大な被害をもたらし、地震・津波対策や被災者支援・原子力安全対策など数多くの大きな課題を私たちに投げかけました。

過去の大規模災害の経験を踏まえると、これからは狭い意味での「防災」の範囲を超えた「国土強靱化」の理念に基づき、いかなる災害が発生しても、社会機能への被害が致命的なものとならずに迅速な復旧復興が図られる、強さとしなやかさを備えた日本を目指していく必要があります。

このため国は、平成26年6月に国土強靱化基本計画を策定し、県においてもこの基本計画と調和する宮崎県国土強靱化地域計画を策定(平成28年度)したところです。

本町においても、今後、南海トラフ巨大地震の発生により、人的被害が想定されますので、大規模災害は起こりうるものとして常に意識し、一人ひとりが備えに当たりながら、自助・共助・公助が連携した社会の構築、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的推進が求められています。

## 8 地方創生の推進

国は、急速な少子高齢化の進行に的確に対応するために、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけつつ、東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持するため、平成26年11月に、「まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)」を制定しました。

また、平成26年12月には、地方創生・人口減少の克服に取り組むうえでの指針となる「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(以下「国の長期ビジョン」という)及び地方創生を推進するための施策の基本的方向や具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「国の総合戦略」という)を策定し、まち・ひと・しごと創生の一体的な推進を図ることとしています。

本町においても、人口減少や少子高齢化は、今後一層加速することが見込まれており、人口減少の克服、地域経済の発展や活力ある地域社会の形成などが喫緊の課題となっています。

そのため、国及び宮崎県の総合戦略を勘案しながら、門川町の長期ビジョンとして町の人口の現状と将来の姿を示し、今後目指すべき方向と人口の将来展望を示した「門川町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン」(平成28年2月策定)及び町の実情を踏まえて、人口・経済・地域社会の課題など、本町の地域課題の総合的解決と魅力あふれる地方創生を実現するため、今後5ヶ年の戦略的な実行計画として「未来の門川ハッピースマイル戦略(門川町地方創生総合戦略)」を策定したところです。

## 第3章 将来人口

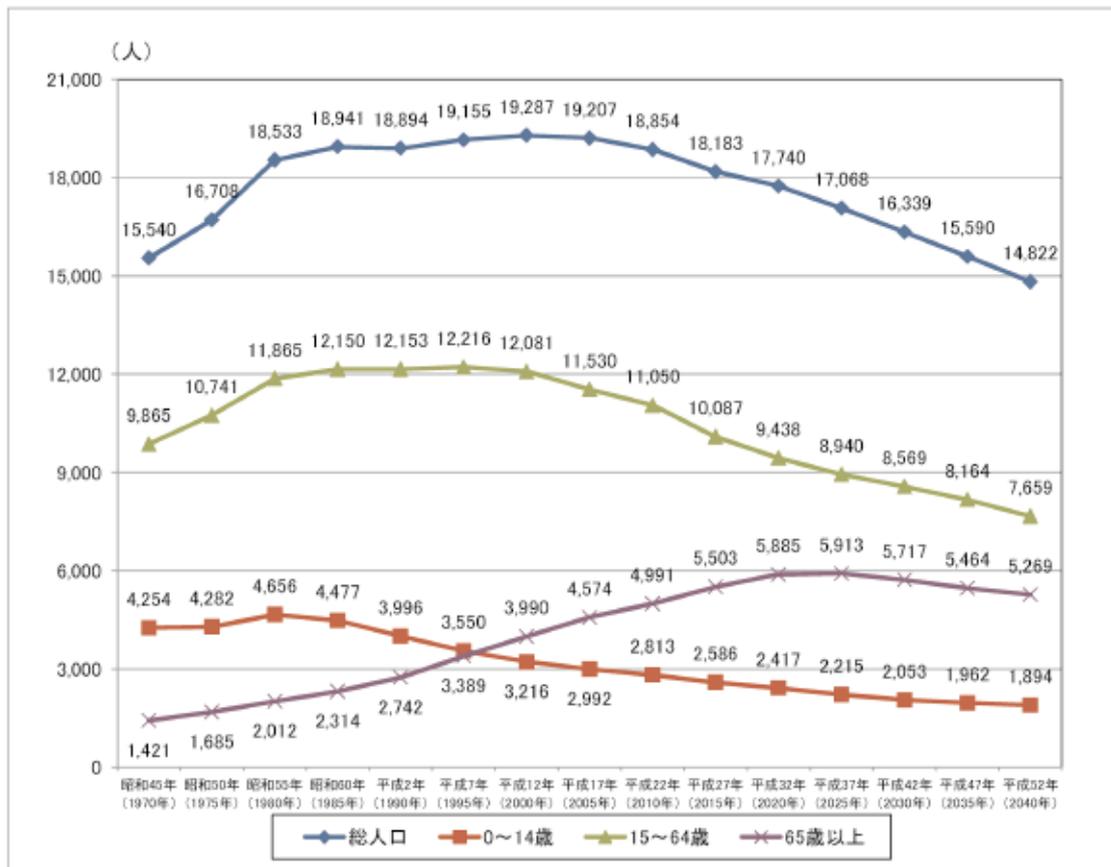
### 1 人口

門川町の総人口と年齢3区分別人口の推移と将来推計をみると、総人口は1970(昭和45)年の15,540人以降、緩やかに増加し、1980(昭和55)年以降は、ほぼ横ばいで推移しており2015(平成27)年の総人口は18,183人となっています。

しかしながら、2015(平成27)年の国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の将来推計によれば、門川町の今後の総人口は緩やかに減少を続け、2040(平成52)年には14,822人(現在から18.5%減少)になると推計されています。

門川町は少子高齢化も進んでおり、2000(平成12)年には老年人口(65歳以上)が年少人口(0～14歳)を上回っています。

総人口と年齢3区分別人口の推移と将来推計



※総人口は、年齢不詳を含む

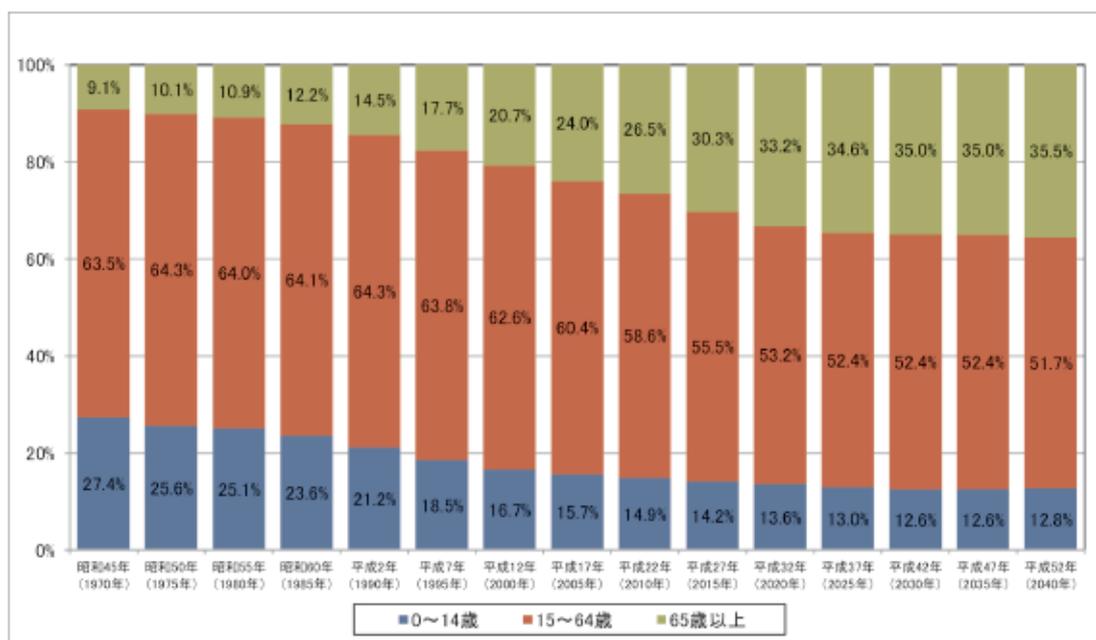
(出典:2015年までは「国勢調査」に基づく実績値、2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」に基づく推計値)

門川町の総人口に占める生産年齢人口(15～64歳)の割合は、1970(昭和45)年は63.5%であったのに対し、2015(平成27年)は55.5%と減少しています。

また、総人口に占める年少人口(0～14歳)の割合も、1970(昭和45)年の27.4%をピークに緩やかに減少し、2000(平成12)年には、総人口に占める老年人口(65歳以上)の割合が年少人口(0～14歳)を上回っています。

総人口に占める老年人口(65歳以上)の割合は、1970(昭和45)年の9%から増加しており、2040(平成52)年には5,269人となり、高齢化率は35.5%になることが予想されます。

年齢3区分別人口の総人口における割合



※割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

(出典:2015年までは「国勢調査」に基づく実績値、2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」に基づく推計値)

## 2 世帯数

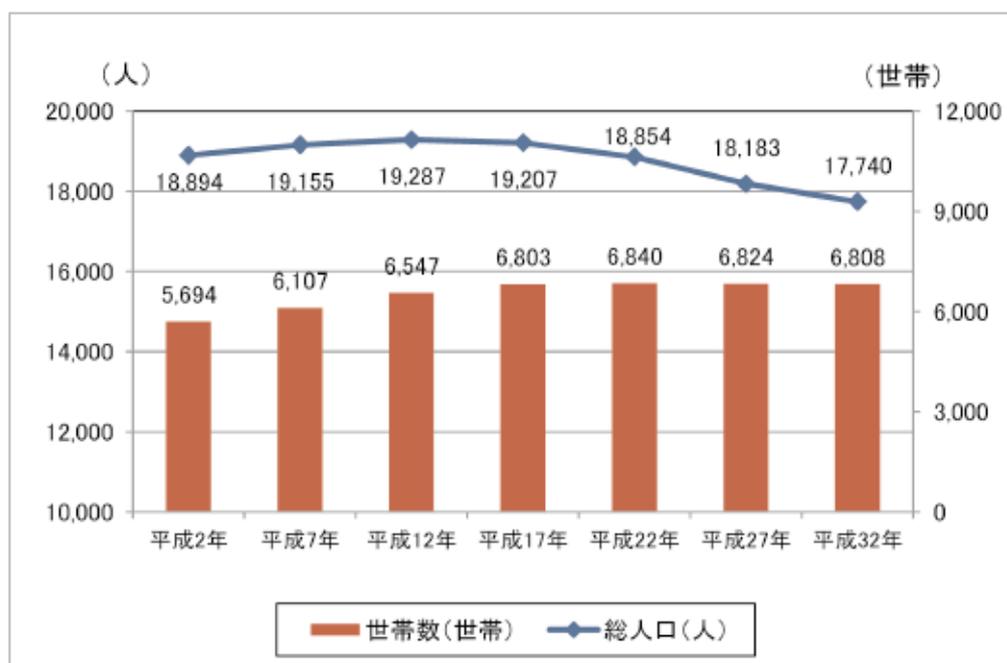
世帯数は、平成22年から平成27年にかけて減少していることを踏まえて推計しました。

その結果、平成32年の世帯数は6,808世帯になると推測されます。

世帯数の推計結果

	国勢調査						推計値
	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
総人口(人)	18,894	19,155	19,287	19,207	18,854	18,183	17,740
世帯数(世帯)	5,694	6,107	6,547	6,803	6,840	6,824	6,808
1世帯当たり人員(人)	3.32	3.14	2.95	2.82	2.76	2.66	2.61

総人口と世帯数



(出典：平成2年～27年「国勢調査」に基づく実績値、平成32年人口は「国立社会保障・人口問題研究所」に基づく推計値  
平成32年世帯数は、独自推計)

## 第2編

# 基本構想

---

第1章  
町政の基本理念

第2章  
計画の大綱

## 第2編 基本構想

### 第1章 町政の基本理念

本町は第5次門川町長期総合計画において「日本一住みよい門川町」を目標として、生活基盤の整備・福祉や教育の充実・産業の振興などの政策に積極的に取り組んできました。

その結果、都市下水道事業・防災行政無線整備事業・門川南スマートインターチェンジ(IC)整備事業などの主要なプロジェクト事業を整備完了し、「日本一住みよい門川町」の実現に向けて一步一步前進して参りました。

しかし、本格的な少子高齢化や人口減少社会の到来・情報化の進展・環境問題の深刻化・地方分権化など、地方自治体を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

また、求められる行政ニーズが年々多様化する一方で、継続的に取り組まなければならない課題とともに、防災・減災対策の強化、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進など新たに取組むべき課題もあります。

これらの社会環境の変化に的確に対応しながら、地方自治体には経営的視点に立った行政運営がより一層求められています。

また、誰もが住みよいまちづくりを実現していくためには、町民のニーズに立った、町政運営を行うとともに、地域住民や様々な団体等と連携しながら新たな地域づくりに取組まねばなりません。

このため、これまで取組んできた事業を継続しながら、誰もが住みよい町を目指すために「町民一人ひとりが主役の町づくり」を推進することとします。

第5次門川町長期総合計画においては政策の柱を以下の5つとします。

- 1 快適生活のまちづくり
- 2 産業創造のまちづくり
- 3 心豊かなまちづくり
- 4 福祉健康のまちづくり
- 5 計画推進のための行政の充実

これらの柱に基づき各種政策を実施することにより、「日本一住みよい門川町」の実現を目指します。

## 第5次門川町長期総合計画後期計画 概念図

### 「日本一住みよい門川町」の実現

#### 計画の性格及び役割

第5次門川町長期総合計画後期計画は、町の進むべき方向とこれを実現するための基本的な方策を示すもので、町政運営の指針となるものです。

#### 時代背景

- 1 地方分権と住民参加
- 2 本格的な少子高齢化と人口減少社会
- 3 資源・環境問題
- 4 森林・農地による国土保全
- 5 情報通信技術(ICT)活用の推進
- 6 グローバル化(国際化)
- 7 大規模災害への対策、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的推進
- 8 地方創生の推進

#### 町政の基本理念

わが町のことは私たち自らが考え、責任ある行政を行う＝自治の確立  
町民の参加する新たな町政の仕組み

#### 1 快適生活のまちづくり

- 1 環境の保全
- 2 ごみの適正処理
- 3 上水道
- 4 町営住宅
- 5 都市計画
- 6 交通環境の整備
- 7 漁業集落の環境整備
- 8 町民の安全確保
- 9 防災対策
- 10 情報化の進展に伴う環境整備
- 11 移住・定住の促進

#### 2 産業創造のまちづくり

- 1 農業の振興
- 2 林業の振興
- 3 水産業の振興
- 4 商業の振興
- 5 工業の振興
- 6 観光の振興

#### 3 心豊かなまちづくり

- 1 生涯学習の推進
- 2 就学前教育・義務教育の充実
- 3 社会教育の充実
- 4 生涯スポーツの推進
- 5 文化の振興
- 6 男女共同参画の推進

#### 4 福祉健康のまちづくり

- 1 地域福祉の推進
- 2 高齢者福祉の充実
- 3 障がい者福祉の充実
- 4 児童福祉の充実
- 5 ひとり親家庭福祉の充実
- 6 社会保障の充実
- 7 保健・衛生の充実

#### 5 計画推進のための行政の充実

- 1 行財政改革
- 2 財政計画
- 3 広域行政
- 4 「町民一人ひとりが主役の町づくり」の推進

「町民一人ひとりが主役の町づくり」の推進

## 第2章 計画の大綱

### 1 快適生活のまちづくり

住みやすさの基本となる環境の保全・生活基盤整備・安全の確保などを推進し、快適なまちを目指します。

#### 第1節 環境の保全

門川町環境基本条例の基本理念を踏まえ、環境の負荷の低減と資源の循環的な利用を促進するため、化石資源以外の動植物由来の有機物であるバイオマスの研究やクリーンエネルギーの導入などにより、エネルギー消費量の軽減に努めます。また、「門川町地球温暖化対策地方公共団体実行計画(事務事業編)」を策定し、温室効果ガス排出抑制のために、住民のモデルとなるような行動を行うとともに、指導・啓発を実施します。さらに海・山・川の豊かな自然環境の保全を推進するため、関係機関との連携を図る組織づくりや住民の意識高揚に努めます。

#### 第2節 ごみの適正処理

一般廃棄物の広域的な施設整備計画を推進し、適正処理と施設の管理に努めるとともに、排出抑制・再利用・リサイクルなど「ごみからの資源」を基本とした廃棄物の循環型社会の構築を目指します。

し尿処理については、当面は現在の施設を維持します。

#### 第3節 上水道

上水道については安全・安心かつ安定した水供給を持続するため、給水の効率性向上に適応する水道施設の整備及び経営の効率化を図るとともに、災害に強い施設としての整備を進めます。

#### 第4節 町営住宅

入居者に安全で安心な住環境を提供し、ゆとりのある生活ができるよう、バリアフリー化などの居住環境や設備の向上に努めます。老朽化した住宅については、建替えの優先順位を検討し近隣の団地との統廃合を視野に入れつつ、「門川町公営住宅等長寿命化計画」を基に、実施計画の策定を検討していきます。

#### 第5節 都市計画

良好な都市空間の形成を図るため、環境の保全や防災面の充実、さらには都市景観にも配慮しつつ、既存都市施設の適正な維持管理や、都市基盤未整備地区における面的整備や都市計画道路、都市公園などの整備に努めます。

また、市街化調整区域においては、農林業との健全な調和を保ちながら区域内集落の活性化に取り組んでいきます。

#### 第6節 交通環境の整備

日常生活や経済活動の基盤である道路については、東九州自動車道の早期全面完成(宮崎～鹿児島間)及び九州中央自動車道の早期整備や国道県道の早期改良を働きかけるとともに、町道の改良補修整備などを進め、体系的で利便性の高い道路網の整備に努めます。

また、道路のバリアフリー化を図るとともに、道路美化など町民と連携した自主的な取組を促進します。鉄道やバスなどの公共交通機関については、利用者の利便性確保に努めるとともに更なる利用推進に向けた各種事業を展開し、周辺市町村と協力して公共交通の維持に努めます。

### 第7節 漁業集落の環境整備

漁業集落の環境整備については地域の安全性や快適性の向上を図るための取組が必要ですが、整備については多くの問題を有しており、今後、遊休土地の確保などに努め、地区内の住民と協議を進めながら、整備を検討していきます。

### 第8節 町民の安全確保

行政・町民・事業者・関係機関など地域全体が協力し、交通事故防止や防犯非行防止などに努め、町民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

消防については、火災災害への対応能力向上のため、広域による常備消防力の強化を促進するとともに、非常備消防力の強化として、消防団における団員の確保、装備の充実を進めます。また、予防消防の充実に図ります。

救急・救助業務については、防災ヘリ・ドクターヘリ等との連携や広域行政による高規格救急車・救急救命士の充実などに努めます。

また、地域主体による自主防災組織づくりに努めます。

### 第9節 防災対策

本町は自然災害の発生しやすい地理的条件にあるため、集中豪雨・ゲリラ豪雨等による河川・急傾斜地などにおける災害防止のための整備事業促進を図るとともに、ハザードマップを活用した災害危険箇所の把握・監視の強化・危険箇所及び避難場所等の住民への周知を図り、災害防止に努めます。

また、「門川町地域防災計画」、「東南海・南海地震防災対策推進計画」、「宮崎県国土強靱化地域計画」に基づき、地震やそれに伴う津波などの大規模災害をはじめとした様々な災害に備えた体制整備を地域と行政とが一体となって進めます。

### 第10節 情報化の進展に伴う環境整備

町民にとって便利で活力のある社会を実現するため、すべての町民が情報化の恩恵を享受できるように、生活に溶け込んだ情報化を推進していきます。

また、マイナンバー制度の導入など、情報化の進展による個人の権利や利益の侵害、セキュリティ問題等について、利用者意識の確立と安全にインターネットを利用するための講習会等の開催に取組みます。

技術的な進歩が著しい情報化の流れを肌と感じ、国県の施策等とも連携しながら町民が利用しやすい環境整備を進めていきます。

### 第11節 移住・定住の促進

移住者の相談・支援窓口のワンストップ化を進め、住宅支援策・子育て支援策・就労情報を積極的に情報発信します。

また、空き家などの有効活用によるお試し移住体験など魅力ある定住策を打ち出し、近隣市町村への通勤者の住宅確保、並びに移住者の支援を行います。

## 2 産業創造のまちづくり

産業間の連携も視野に入れながら産業振興を図り活力のあるまちを目指します。

### 第1節 農業の振興

農業就業者の減少と高齢化に対応して、地域農業の中核となる担い手農家の育成や新規就農者に対する支援を進めるとともに農作業の受委託や集落営農組織等の育成に向けて取組を強化します。

また、地域の特性を活かした農畜産物の生産、安全性をはじめ健康・本物志向など消費者ニーズに合った質の高い農畜産物の供給や6次産業化の促進、競争力のある農業を推進するため、生産基盤の整備や流通対策に努めます。さらに、環境にやさしい農業の推進を図ります。

西門川地域については、農業と林業との複合経営が多く、高齢化や担い手不足など大変厳しい状況がありますが、農作業の受委託や農地の流動化を図るなど地域農業の維持に努めます。また、総合活性化センターの活用や生活環境の充実を図り、定住化を促進します。

### 第2節 林業の振興

地球温暖化防止や国土保全など森林の多面的な公益的機能を発揮するため、地域に応じた森林づくりを促進し、県や森林組合などと連携して、林業経営の安定化・後継者の育成・加工流通体制の整備・基幹林道網の整備などを図り、森林林業の活性化を推進します。

また、森林の持つ公益的機能の発揮や林業の活性化を図るため、山村の生活基盤整備や林業労働環境の充実に努めます。

### 第3節 水産業の振興

水産資源の適正な維持管理のため、つくり育て、管理する漁業の振興を図るとともに、漁港施設の整備促進、漁業環境の充実により、漁業経営の安定を図ります。

さらに、流通施設の充実、販路拡大など水産物水産加工品の流通対策を進めるとともに、水産加工業の育成強化に努めます。

内水面漁業においては、水産資源の保護増殖に努めます。

### 第4節 商業の振興

県及び商工会と連携し、個性ある店づくりを支援するとともに、本町の立地条件も踏まえ、コミュニティ機能の充実や集客力のある店舗の確保など町民にとって魅力ある商店街づくりを進めます。

また、門川南スマートICの完成により、本町の特産品販売や情報発信を目的とした施設を整備充実し、他産業も含めた活性化を図ります。

### 第5節 工業の振興

圏域の工業会等と連携した人材の育成や異業種間の連携交流を促進し、地域産業の活性化を図ります。

さらに、東九州自動車道の北九州～宮崎間の開通や門川南スマートICの設置、細島港の重要港湾指定など、インフラ整備が進んでいることを踏まえ、企業誘致のための奨励措置の活用、新たな工業用地の確保などに努めます。

また、公害防止などの観点から工場の集団化を促進します。

### 第6節 観光の振興

本町の豊かな自然を生かした観光振興を進めるとともに、観光地としての魅力をさらに高めるための観光地整備を図ります。また、町内他産業とも連携し、新たな土産品開発や観光漁業など地域産業の活用を図ります。

さらに、東九州自動車道の北九州～宮崎間の開通や門川南スマートICの設置など、交通アクセスが向上していることから、周辺市町村との広域観光ルートの形成や都市部からの誘客など、観光振興の基盤としての交通条件の充実を図ります。



### 3 心豊かなまちづくり

教育や文化スポーツ活動の振興を通じて、人づくりを進め、豊かな人材を育むまちを目指します。

#### 第1節 生涯学習の推進

町民の生涯学習意欲の高まりは、まちづくりの活性化にもつながることから、いつでも、どこでも、だれでも生涯学習を受けられるよう町民のニーズに合った機会提供に努めるとともに、ソフトハード両面での生涯学習環境の充実を図ります。

#### 第2節 就学前教育・義務教育の充実

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼稚園と保育所の連携の強化と就学前教育の質の向上に努めます。

小中学校においては、一人ひとりの個性を尊重しつつ能力を伸ばすとともに豊かな人間性を培い、心身ともに調和のとれた人材の育成と確かな学力を身につけた人材の育成を目指し、教育内容の充実を図ります。

さらに、安全安心な空間としての学校施設の充実と、特別支援教育の更なる充実などに努めます。

#### 第3節 社会教育の充実

社会教育の充実に当たっては、地域社会や関係機関との連携を強化し、各種施策の推進を図ります。

家庭教育については、子どもの人格形成においてその果たす役割は大きいことから、家庭の教育機能の向上に努めるとともに、相談体制の強化など支援の充実を図ります。

青少年教育については、多様な教育体験の機会を通じて、社会性や責任感を培い、健全育成を図ります。

成人教育については、成人各層のニーズに応じた自主的な学習活動の促進や地域の連帯感の醸成などを図り、豊かな地域社会づくりを進めます。

人権教育については、基本的人権の尊重など人権意識の向上に努めます。

#### 第4節 生涯スポーツの推進

町民の心と体の充実を図るため、年齢や体力に応じた生涯スポーツの推進を図ります。また、スポーツに親しむ機会の提供や施設の整備充実、スポーツ団体の育成等スポーツ環境の向上を図ります。

#### 第5節 文化の振興

豊かな生活をおくる上で文化の果たす役割が高まっており、文化活動の拠点となる施設の内容充実や利用促進に努めるとともに、町民の自主的な文化活動に対する育成支援を図ります。

また、「町の鳥」国指定天然記念物カンムリウミスズメの保護啓発を推進するとともに、各学校・民間団体と連携し、自然や歴史遺産などの貴重な文化財の保護と有効な活用に努めます。

#### 第6節 男女共同参画の推進

町民一人ひとりが男女平等意識をもって行動し、あらゆる分野で男女がともに協力し、生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して、意識啓発・女性の就業環境の整備・育児・介護の支援等を推進します。

## 4 福祉・健康のまちづくり

すべての町民が健康で長生きし、安心して生活できるよう、地域ぐるみの福祉に取り組むまちを目指します。

### 第1節 地域福祉の推進

地域福祉を推進していくには、地域全体でお互いを共に支えあう環境をつくり上げることが最も重要です。このため、「地域福祉総合計画」に基づき、住民同士の支え合い活動の推進や地域の見守り体制強化、相談体制の確立など地域の実情にあった取組を進めます。

### 第2節 高齢者福祉の充実

地域で共に支え合う高齢者福祉の充実を図るため、生きがいづくりやシニアパワーを生かした社会参加の促進、いきいきサロン等による介護予防に努めるとともに、認知症の正しい理解の普及・啓発と早期発見・早期対応などに取組み、高齢者が安心して暮らせる社会を目指します。

### 第3節 障がい者福祉の充実

障がい者が自立した生活を営み、希望をもってさまざまな活動に積極的に参加していくことができるように関係機関との連携やネットワークの強化に取り組めます。

### 第4節 児童福祉の充実

母子保健・保育サービス・相談事業などの充実を図るとともに、地域全体で子育て子育て環境の充実に取組み、だれでもが安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

### 第5節 ひとり親家庭福祉の充実

ひとり親家庭における精神的・社会的・経済的不安解消のため、支援事業の充実に努めます。

### 第6節 社会保障の充実

国民健康保険については、平成30年度からの新しい国保制度に円滑な移行を行うため、制度の趣旨の徹底や相互扶助意識の啓発に努めます。

国民年金については、老後の生活の基本的柱となることから、制度の広報・加入促進・申請免除の適正適用などを図ります。

介護保険については、円滑な事業運営に努めるとともに、介護サービスの提供体制の充実を図ります。

生活困窮者対策については、関係機関と協力し、生活状況の的確な把握と適正な保護に努め、相談事業などの充実や自立の促進を図ります。

### 第7節 保健衛生の充実

健康寿命の延伸を推進し、生涯の各段階に応じた健康づくりの推進とそのための環境整備を図ります。さらに、母子保健の充実に努め、安心して出産や子育てができる環境整備を図ります。

また、関係機関などの協力を得ながら医療体制と救急医療の充実を図るとともに、災害時における内服薬管理や感染症等に対する知識の普及・啓発に取り組めます。

※語句説明

健康寿命…日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し、自立した生活ができる生存期間のこと

## 5 計画推進のための行政の充実

様々な行政課題に対応するため、効率的な行財政運営に努め、町民も自分たちの町のことを積極的に考える自治のまちづくりを目指します。

### 第1節 行財政改革

社会情勢や行政に対するニーズの変化への的確な対応を図るため、平成26年に改訂した「第2次門川町行財政改革構想」に基づき、行財政の効率化・行政サービスの向上に向けた様々な施策を推進します。

町民とともに、よりよいまちづくりを進めるために、情報公開並びに、個人情報保護条例に基づき適正な取り扱いに努めます。

公共施設等については、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うための「門川町公共施設等総合管理計画(平成28年度策定)」に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

特に、行政サービスの中核施設である役場庁舎については、今後、改修計画・建替計画の作成並びに基金積立などの検討を行います。

### 第2節 財政改革

健全な財政運営のため、事務事業の見直しや経費削減・施策の優先度や緊急度に応じた効果的な予算配分に努めます。

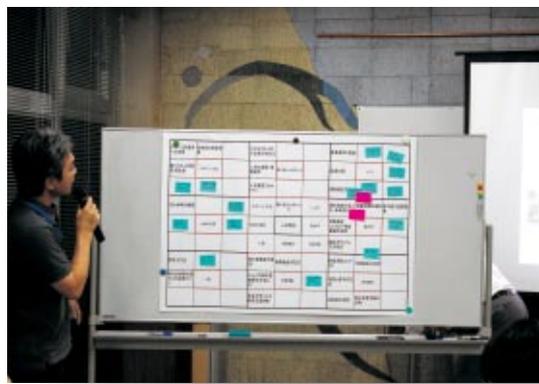
### 第3節 広域行政

多様化・広域化する行政ニーズに対応するため、県北地域または日向東白杵の市町村で構成する協議会等において、圏域の一体的な発展に向けた各種施策に取り組めます。

また、市町村の新たな枠組み等については、国県の動向や合併自治体の状況などを踏まえながら、本町の進むべき道を検討していきます。

### 第4節 「町民一人ひとりが主役の町づくり」の推進

地方分権化が進む中で、地域の自主自立が求められています。住民に身近な課題については、住民自ら考え、行政との協働と役割分担により、よりよい生活を実現する活動として、「町民一人ひとりが主役の町づくり」を推進します。



# 第3編

# 基本計画

第1章  
快適生活のまちづくり

第2章  
産業創造のまちづくり

第3章  
心豊かなまちづくり

第4章  
福祉・健康のまちづくり

第5章  
計画推進のための行政の充実

# 第3編 基本計画

## 第1章 快適生活のまちづくり

### 第1節 環境の保全

#### 【現況と課題】

二酸化炭素(CO2)に代表される温室効果ガスによる地球温暖化は、人がエネルギーを得るために多くの燃料を使うことが主な要因ですが地球の温暖化が進むと異常気象や動植物の生態系の変化など様々な悪影響が起これると言われています。

地球温暖化抑制のための京都議定書が平成17年2月16日に発効され、日本は二酸化炭素など、温室効果ガス排出削減の数値目標が示され、国際公約となりました。現在、「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「京都議定書目標達成計画」等に基づき、様々な取組を行っております。更に平成27年12月に「第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)」にて締結されたパリ協定にて、温室効果ガス削減量を2030年度までに2013年度比26%削減との数値目標が示されていますので、数値目標の達成を目指します。

本町は、昭和39年日向延岡新産業都市計画区域の指定を受け、都市施設や廃棄物処理施設の整備を図る一方、環境政策としては、昭和52年日向延岡公害防止計画の承認を受け、宮崎県や関係市町村と連携し、大気・河川海域水質・騒音・振動・悪臭等の規制区域や類型指定を受け、調査及び監視活動に努め、工場、事業所については公害防止協定を締結するなど廃棄物処理と公害対策を実施してきました。

しかし、今日の環境問題は、地球温暖化やオゾン層の破壊など エネルギーや資源の大量消費に支えられた今日の社会経済活動に起因する地球規模の環境問題への取組みと、より身近な生活様式の多様化などに伴う生活騒音 ごみの散乱などの都市生活型公害、生活排水等による河川海域の水質汚濁・廃棄物の減量化・資源化や自然保護などへの対応が必要であり、これまでの環境対策を継続していくとともに、住民・事業者・行政が一体となって、本町の恵まれた環境と自然豊かな郷土を将来の世代も享受できる持続可能な社会の構築を目指す必要があります。

#### 【基本方向】

環境問題は、わたしたち一人ひとりの日常生活や事業活動から生じる環境への負荷が原因です。このため、身近な日常生活や地域の中から取組み、町民一人ひとりが環境負荷全体を考慮して行動する必要があります。そして、その活動を門川町の環境保全はもとより、地球的環境対策へ広げることによって、社会経済全体を変革する意識を高めなければなりません。

門川町では平成16年(2004年)3月に環境基本法の趣旨を踏まえ、21世紀の展望と環境の基本的方向を定めた門川町環境基本条例を制定しました。この条例を基本理念とした環境基本計画を制定し、この計画に沿って現在に生きる私たちは現実に発生している環境問題を直視し、低炭素社会や循環型社会・自然と共生する社会の構築を目指します。

## 【具体的施策】

### 1 自然の保護と有効活用

(1)豊かな緑や清流は、人間性を回復させることができる場であるとともに、地球環境を守る機能も有しています。本町の豊かで美しい海岸線・河川・森林などを保護するために、本町では平成17年に「町の鳥」に制定したカンムリウミスズメを環境保護活動のシンボルとし、住民への啓発活動や町民と一体となった環境保全活動に取り組めます。

(2)美郷町北郷など関係機関と連携を図り、森林の保全と河川や海域、海岸の自然環境の保全活動組織づくりを推進します。また、本町の農林漁業の一次産業と自然や生物とのかかわりについて研究を進め、産業と自然や生物が共生する保全対策に努めます。

### 2 地球温暖化対策

#### ・自治体の責務

住民に対し、国及び県からの情報を提供するとともに、「門川町地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」を策定し、温室効果ガス排出抑制のために、住民のモデルとなるような行動を行うとともに、指導・啓発を実施します。

また、太陽光発電の普及・啓発と化石燃料に代わるバイオマス燃料の利活用について、研究に取り組めます。

### 3 新エネルギー及び省エネルギー

地球温暖化を代表とする地球規模の環境問題が注目されていますが、「日本一住みよい門川町」を目指す本町においても身近な問題として認識し、各家庭でできる取組について、指導・啓発を実施します。公共施設について、化石燃料に代わるバイオマス事業を活用した新エネルギー設備や省エネルギー設備を積極的に導入するとともに、各事業所や各家庭でできる取組について指導・啓発を実施します。

## 4 公害の防止

### (1) 大気汚染

公害防止協定に基づき、大気汚染防止法にかかるばい煙発生施設等の指導を継続するとともに、大気に関する環境基準達成等については宮崎県の評価を注視していきます。

自動車等の粒子状物質や窒素酸化物の排出抑制のための低排出ガス自動車の普及促進に努めます。

### (2) 水質汚濁

水質汚濁防止法に基づき河川海域の類型指定による水質目標値達成の水質測定を継続するとともに、法にかかる事業所や公害防止協定等に基づく事業所の指導を継続していきます。

生活排水対策については、合併処理浄化槽等の設置推進並びに適正な維持管理に向けた取組を推進します。

### (3) 悪臭

畜産事業所からの悪臭については、糞尿から醗酵する過程での臭気発生が原因であり、施設内に堆積した糞尿処理については関係機関と連携を図り、適正な処理対策と新技術等の導入を図りながら臭気緩和対策に努めます。

その他の悪臭発生については、適宜立ち入りを行い指導します。

### (4) 騒音

騒音規制法に基づく規制地域における本町の条例規制基準により監視を継続するとともに、生活騒音については適宜立ち入りを行い指導します。

## 第2節 ごみの適正処理

### 【現況と課題】

近年の産業構造・経済システム・ライフスタイルの変化に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムはごみの排出量の増大や、質の多様化をもたらし、さらにごみ焼却処理に伴うダイオキシンの発生や最終処分場の確保難など、ごみ処理問題に深刻な影響を及ぼしています。

このような中、本町におきましては昭和37年に定められた「門川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を基調とし、廃棄物に関する町民意識の啓発を推進するとともに、可燃ごみの処理については平成2年度に日向市・旧東郷町・門川町で構成する広域処理体制を確立し、日向市に焼却施設(160t/日)の建設を行い、平成3年度より可燃物の焼却処分を実施し、その後平成13年に1市2町5村(現1市2町2村)で構成する日向東臼杵広域連合を設立し、広域共同処理を確立しました。

本町の可燃物は広域連合の焼却施設で焼却していますが、供用開始以来25年が経過し、設備機器の老朽化が進んでいる中で安全で安定したごみ処理を行うため、平成22年度から国の「循環型社会形成推進交付金制度」を活用し、施設の基幹的設備改良事業を行っています。これにより公害対策の充実・計画的な設備機器類の整備を実施し施設の延命化を図っています。なお、施設の延命化及び再資源化を促進するため、平成26年度よりプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、収集されたプラスチック製包装については、ひゅうがリサイクルセンターに搬入し再資源化のための中間処理を行っています。

不燃ごみ及び粗大ごみに関しても、ひゅうがリサイクルセンターに搬入し資源回収を行うため、分別作業はセンターで行い更なる資源化に努めます。

また、次期最終処分施設整備計画については、日向入郷地区4R推進協議会をはじめ、「日向東臼杵地域循環型社会形成推進地域計画」や国・県の計画との整合性も十分に考慮しながら進めていきます。

一方、し尿処理については、昭和56年に建設した処理施設の老朽化が進む中、平成9～10年にかけて基幹整備を実施し機能回復を図りましたが、建設から35年を経過していることもあり、適正な維持管理と施設整備計画の検討が課題となっています。

### 【基本方向】

町民の快適な生活環境を保全し、年々増大し多様化する廃棄物の処理を適正に行うため町民、事業者、町の責任の分担を明確に位置付けし、環境意識を高めるとともに廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物等を循環資源として最大限に利用し、適正な処理を行った後、最終処分量を最小限にする4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)を基調とした循環型社会形成を進めます。

### 【具体的施策】

#### 1 一般廃棄物処理・リサイクル

現有施設の対策と循環型社会形成を目指し、次の事項を基本方針とします。

(1) 循環型社会の実現を目指し、リサイクル体制を確立し、更なるごみ分別に努めます。

(2) 最終処分施設の広域的な整備と維持管理体制の確立を目指します。

(3) 今後の廃棄物の動向、リサイクル施設の処理量や処理内容を含め、廃棄物の減量化や資源化など効率的なごみ処理を推進するために、他市町村の事例等を参考にしながら、ごみの分別方法を検討します。

(4) 可燃ごみは広域連合施設により焼却処分し、不燃ごみは民間の施設を有効活用した処理を行います。

(5) 埋立跡地と休止中の焼却施設の適正な処置の研究を進めます。

## 2 し尿処理

し尿処理施設である「門川町衛生センター」は稼動開始から35年が経過しており、日常的な点検や基幹的整備補修に加え、施設へのし尿等の搬入量や老朽化の進行状況を的確に把握するなど、適正な運営管理を維持し延命化を図っていくとともに、新たな処理施設の整備の検討に取り組みます。



## 第3節 上水道

### 【現況と課題】

上水道については、水道管の老朽化が進み、その延長が年々増加していることから、漏水が増加しており、災害等が発生した場合を考慮して耐震性のある施設への更新が重要かつ急務であります。また、近年は給水人口の伸び悩み及び節水等により水需要の増加は見込まれませんが、今後も安定供給のため水源能力の調査等が必要となります。

次に、簡易水道については、西門川の2地区(上井野・大原地区)が簡易水道の給水区域となっており、本地区の水道施設は営農飲雑用水施設として整備されましたが、上井野地区にあつては平成5年、大原地区が平成7年に簡易水道事業施設としての認可を受け、現在、町で管理運営しています。

また、上水道及び簡易水道給水区域以外の地域においても、集落営農飲雑用水施設(赤木・市の原・神舞・小切畑・小松・丸口・大池)等の整備により、飲料水の確保が図られています。

更に、水道の普及に伴い、今後は、既に整備された施設の維持管理が益々重要視されることとなります。特に、水道水質の安全な確保は必要不可欠であります。生活排水等による河川の汚濁が進んでくると、水道水質への影響が懸念されます。

そのため水質管理体制の強化に加えて水道水源の水質保全が極めて重要となっており、環境行政・河川行政等との連携による対策の一層の強化が求められています。

### 【基本方向】

上水道については、水道管路や機器の更新を定期的に行い、災害時に強い施設の整備(ライフラインの確保)を重点的に進めていき、併せて経営の効率化を図ります。

### 【具体的施策】

- ・水道施設の整備を実施し、水道水の安全・安心かつ安定した供給に努めます。
- ・給水圧の安定と漏水の防止対策として、老朽管の布設替を年次的に実施し、既設管の増径と併せ、給水圧の改善と漏水の防止を図ります。
- ・災害対策として、既設管の耐震化を図ります。
- ・水源の能力調査等を進めます。

## 第4節 町営住宅

### 【現況と課題】

本町の町営住宅は、住戸の安定した供給をするために、昭和37年から50年代半ばにかけて町内の9地区において、住戸数6戸の小規模な団地から総数34棟の平城団地を整備し、住宅不足の解消を図ってきたところです。

今後の町営住宅施策は、予想される高齢者世帯の増加や子育て支援について対応した住宅の整備等、町民のライフスタイル(生活様式)の変化等に伴い、各々のライフステージやニーズにあった町営住宅の供給、また、車両の所有者に配慮した駐車場の整備など、快適な居住環境の整備が必要となっています。

このような中、建設年度の古い住宅では住宅整備(水洗トイレ及び浄化槽)の未整備の部分があり、付帯している設備もほとんどが老朽化しています。

また、床面積も狭小(水準以下)であることから、各入居者によって部屋や物置などの増築を行っている住戸もあり、住戸間における日当たりや通風を妨げ、衛生面など環境悪化を招いている現状であります。

このようなことから、既設団地の計画的な住戸改善や団地統廃合による建替更新などにより、居住水準や生活環境の向上を図ることとし事業の推進に取り組む必要があります。

財政的には、国の社会資本整備総合交付金とりわけ地域住宅交付金を積極的に活用し、公営住宅の整備を計画的に進めていきます。

### 【基本方向】

住宅は本来生活の基盤となるものであり、入居者への利便性の向上や安全・安心に生活できる住戸とするため、経年老朽化している町営住宅を効率的な改善・更新を図っていく必要があります。

住宅施策は、長期かつ総合的な住宅行政の展開が求められることから、今後の社会情勢の変化を見極めつつ、「門川町公営住宅等長寿命化計画」を基に、入居者が安心してゆとりある住生活が営めるよう、居住水準の向上、良質な居住環境の整備を目的として、既設団地の改善や更新を図ることとします。また、高齢者等に配慮した住宅や子供を安心して生み育てられる環境を有した住宅の整備を行い、快適な生活が送れるまちづくりを推進します。

### 【具体的施策】

#### 1 町営住宅の建替

近年建設した栄ヶ丘団地は、A・B・C棟併せて全戸数76戸となり、現在の居住水準にマッチした近代的な町営住宅であり、高齢者等にも配慮したバリアフリー化、あるいは障がい者の自立した生活を支援する車イス専用の住戸を取り入れ、多様性と利便性の向上が図られる仕様となっています。

また、「門川町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、経年劣化の著しい小園・庵川西及び庵川東団地の建替え事業として、平成28年度より栄ヶ丘D棟を整備し、さらなる居住環境の推進を図ります。

今後も、「門川町公営住宅等長寿命化計画」を基本とし、団地の統廃合や建替えの優先順位に配慮しつつ計画的な建替え事業に取り組んでいきます。

### 2 町営住宅の住戸改善

「門川町公営住宅等長寿命化計画」を基に、各団地の住戸改善に取り組んでいきます。

建替計画のない平城簡易平屋・宮ヶ原住宅は、改善対策にあわせ設備等の充実や狭小住宅の解消対策の可能性などを調査し、入居者がゆとりある住生活が営めるよう住宅の改善に努めます。

当分の間継続管理する平城簡易二階・橋ノ口団地は、入居者の日常の快適な生活を維持するため必要な箇所の計画的な改善及び営繕などを引き続き行っていきます。

西ノ山団地・平城団地の中層住宅では、老朽化した倉庫を更新し、今後計画的に改善・改修を行い、住環境の改善と居住水準の向上を図ります。

### 3 町営住宅の環境改善

町営住宅の栄ヶ丘団地・西ノ山団地及び平城団地の一部を除いて、生活排水が未処理のまま側溝に流出しており、水質汚染の一因になっています。

また、中層建物以外の住宅のほとんどが汲取りトイレであるため入居者に不便かつ快適とはいえない住環境となっていることから、より文化的な生活を提供するため、トイレの水洗化と合併処理浄化槽の設置を検討し、住環境の改善と居住水準の向上に努めます。

今後、立替を計画する団地にあつては、建替更新によって合併処理浄化槽の設置を行い、環境改善を図っていきます。また、継続管理の平城簡易平屋については、合併処理浄化槽の設置について検討を行い計画的に実施します。

### 4 駐車場の整備

団地内駐車場は、建替などの更新にあわせ整備することを基本とし、入居者の利便性や安全性を重視した配置として計画します。

継続管理の団地は、入居者の声に配慮しながら共用空地において駐車可能地を調査し、可能な限り整備するよう努めます。また、整備の済んだ団地については、駐車場の有料化を実施します。

### 5 町営住宅の入居管理

町営住宅の募集については、住宅管理施策を計画的かつ合理的に推進するため、必要に応じて年数回の一般公募により実施していきます。

また入居者は、町営住宅は町民共有の財産であるということをよく認識していただき、「門川町営住宅施設及び駐車場管理要領」などに基づく入居者による自主的な管理運営を基本として、入居者全員で住みよい住環境を構築することを目指した管理に努めます。

## 第5節 都市計画

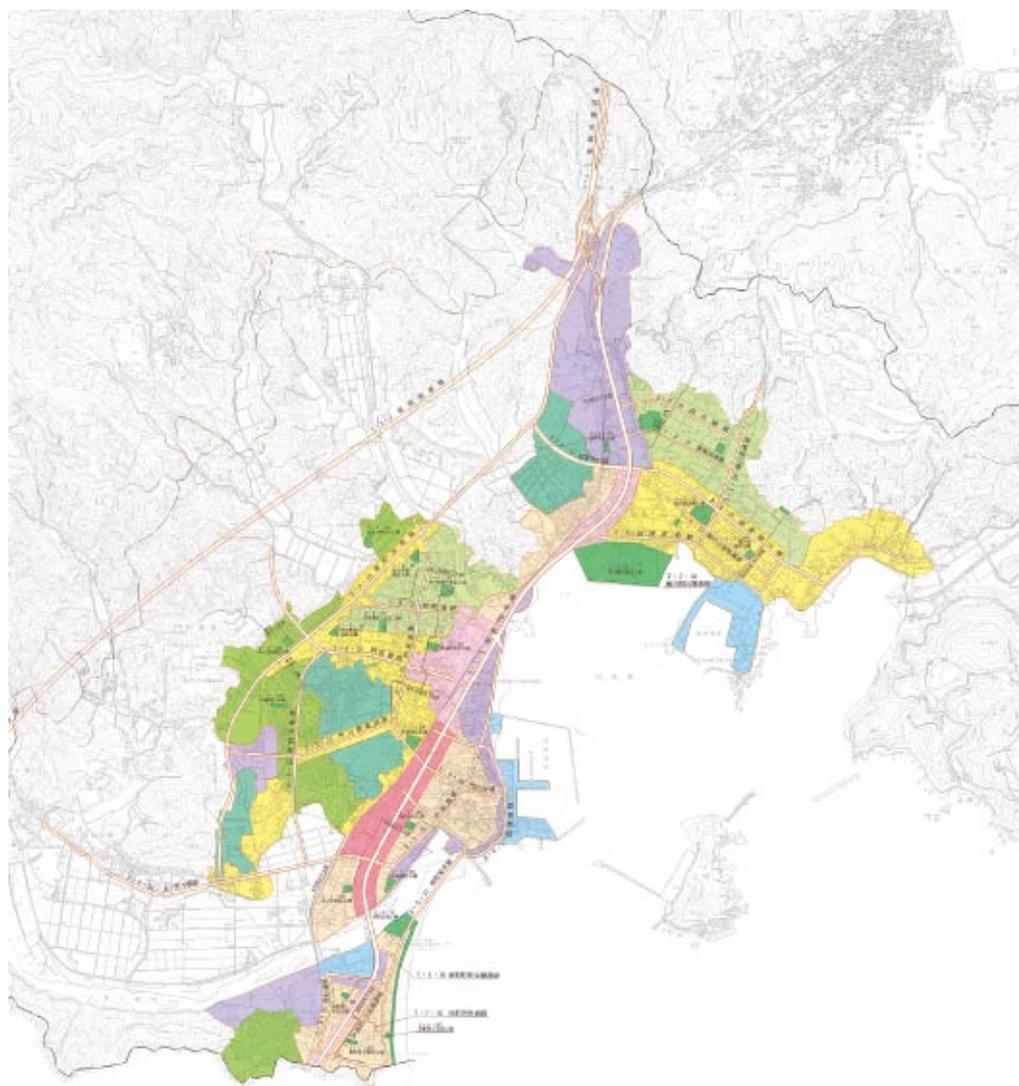
### 【現況と課題】

本町の全面積12,048haの内、中心市街地を含んだ1,879haについて都市計画区域に指定されており、町全面積の15.6%となっています。

この内、市街化区域(用途地域)は、都市計画区域の27.5%(517ha)が指定されており、これらの地区については、区画整理事業及び開発行為等により面整備が進んでいますが、漁業集落を含む一部区域が未整備であり、今後の整備方針が課題となっています。

また、残りの1,362haは市街化調整区域として、市街化区域との調和を図りながら、農林振興地域としての整備と保全に努める必要がありますが、市街化区域との隣接部における開発適地の土地利用や、既存集落の活性化が課題となっています。

門川町都市計画図



### 【基本方向】

「門川町都市計画マスタープラン」に基づき、魅力ある都市づくりを行うために、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するとともに、豊かな自然環境を保全し、農林漁業との健全な調和を図りつつ適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図ることを目指します。

### 【具体的施策】

#### 1 都市計画

##### ・市街化区域

環境の保全や改善に努め、かつ防災面を考慮した良好な都市空間の形成など、市街化としての質の向上に努めます。

さらに、都市基盤整備の未整備な区域においては、面的整備事業の促進をはじめ、道路・公園などの施設を計画的に配置し、住みよい市街地の形成を促進します。

##### ・市街化調整区域

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、農林業との健全な調和を図る必要があります。

集団優良農地は、今後とも水田地帯として農業の土地利用が継続されるものと想定されるので、その保全に努めていきます。

#### 2 都市計画道路

都市計画道路は、土地利用と並んでまちづくりの根幹をなし、産業の振興、日常生活の利便と安全の確保、防災施設としての役割など、豊かで住み良い機能的な町を実現するため欠かすことのできない基本的な社会資本です。

しかしながら、都市計画路線の中には計画決定後、長期に亘り未整備路線があるため、路線の必要性について見直しを実施し、上の町小園線(国道388号)、加草中村線等の重要路線については、計画的に整備促進を図ります。

#### 3 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、都市計画の目標である優良な市街地形成を図るため、土地利用の増進及び都市施設の整備を総合的に進めるなど、まちづくりにとって大変重要な役割を果たしています。

漁業集落等の未整備地区については、整備手法を検討するとともに、財政事情や地域の実態などを勘案しながら更に調査・研究を進め、健全な市街地の形成を促進します。

#### 4 都市下水路事業

都市下水路は、主に雨水を排除して、市街地の浸水を防ぐ都市防災上の重要な施設であります。宮ヶ原都市下水路をはじめ市街化区域内の整備を行い、浸水被害の解消に努めています。また、近年の突発的な豪雨による局所的な浸水に対しては、調査を実施し適切な対応を図ります。

#### 5 都市公園事業

都市公園は、住民の憩いの場としての重要な施設であり、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツレクリエーションの場の提供あるいは、災害時の避難・救援活動の場など多くの機能を果たしています。

また、既存公園の設備の充実及び長寿命化と地域を中心とした適正な管理体制を整えていきます。

用途地域別面積

平成28年11月現在

区分		面積 (ha)	構成比 (%)	容積率/建ぺい率
市 街 化 区 域	第1種低層住居専用地域	46.3	9.0	100 / 50
	第1種中高層住居専用地域	71.0	13.7	200 / 60
	第2種中高層住居専用地域	69.0	13.3	200 / 60
	第1種住居地域	110.3	21.3	200 / 60
	第2種住居地域	68.0	13.2	200 / 60
	近隣商業地域	26.0	5.0	200 / 80
	商業地域	23.0	4.5	400 / 80
	準工業地域	79.3	15.3	200 / 60
	工業地域	24.0	4.7	200 / 60
	計	516.9	100.0	
市街化調整区域		1362.1		200 / 70
合計		1879.0		

資料:建設課

都市計画道路の整備状況

平成28年11月現在

番号	路線番号	路線名	幅員 (m)	延長 (m)	改良済延長 (m)	整備率 (%)
1	1. 3. 3	延岡西都線	24.0	5,530	5,530	100.0
2	1. 3. 1	延岡外環状線	24.0	1,350	1,350	100.0
3	3. 3. 1	国道10号線	23.0	5,700	5,200	91.2
4	3. 3. 21	加草中村線	22.0	660	130	19.7
5	3. 4. 21	加草庵川線	16.0	1,930	1,930	100.0
6	3. 4. 22	駅前通線	16.0	1,440	1,100	76.4
7	3. 4. 23	南町加草線	16.0	4,750	3,250	68.4
8	3. 4. 24	上の町小園線	16.0	2,050	120	5.9
9	3. 5. 21	栄町通線	12.0	650	650	100.0
10	3. 5. 22	南町平城線	12.0	1,300	1,300	100.0
11	3. 5. 23	中央通線	12.0	1,520	1,520	100.0
12	3. 5. 24	白方通線	12.0	730	730	100.0
13	3. 5. 25	中尾通線	12.0	1,760	1,760	100.0
14	3. 5. 26	海岸通線	12.0	1,350	1,350	100.0
15	3. 5. 27	門川高通線	12.0	940	760	80.9
16	3. 5. 28	門川港線	12.0	490	490	100.0
17	3. 5. 29	庵川西通線	12.0	950	950	100.0
18	3. 5. 30	南町通線	12.0	750	750	100.0
19	3. 5. 31	南町東通線	12.0	1,150	1,150	100.0
20	3. 6. 1	臨港通線	12.0	1,660	1,660	100.0
21	7. 6. 32	草川小学校通線	10.0	820	820	100.0
22	7. 7. 33	庵川西公園通線	6.0	220	220	100.0
23	7. 7. 34	南町公民館通線	6.0	490	490	100.0
24	7. 7. 35	南町中央通線	6.0	220	220	100.0
25	7. 7. 36	南町町民会館通線	9.0	100	100	100.0
26	7. 7. 37	須賀崎通線	9.0	630	630	100.0
合計		26路線		39,140	34,160	90.1

資料:建設課

都市公園の整備状況

平成28年3月31日現在

番号	公園名	面積 (ha)	摘要	町全体	都市計画区域	市街化区域
1	上の町街区公園	0.20	完了	(18,530)人 11.55㎡/人	(17,824)人 12.01㎡/人	(16,517)人 12.96㎡/人
2	中須街区公園	0.27	完了			
3	本町街区公園	0.22	完了			
4	平城街区公園	0.60	完了			
5	中央街区公園	0.53	完了			
6	東栄町街区公園	0.28	完了			
7	西栄町街区公園	0.26	完了			
8	加草街区公園	0.11	完了			
9	栄ヶ丘街区公園	0.15	完了			
10	西栄町第2街区公園	0.18	完了			
11	宮ヶ原第1街区公園	0.26	完了			
12	宮ヶ原第2街区公園	0.44	完了			
13	北宮ヶ原街区公園	0.28	完了			
14	庵川西街区公園	0.20	完了			
15	愛宕山街区公園	0.21	完了			
16	南ヶ丘街区公園	0.17	完了			
17	庵川西近隣公園	1.00	完了			
18	南町近隣公園	1.00	完了			
19	門川海浜総合公園	10.30	完了			
20	心の杜近隣公園	3.20	完了			
21	南町第1街区公園	0.15	完了			
22	南町第2街区公園	0.14	完了			
23	南町第3街区公園	0.10	完了			
24	平城近隣公園	0.91	完了			
25	須賀崎街区公園	0.18	完了			
26	城ヶ丘街区公園	0.08	完了			
合計		21.42				

資料:建設課

6 町営墓地

町営墓地は、西又霊園と宮ヶ原霊園及び南町霊園の3箇所があり、宮ヶ原霊園は平成13年度造成工事を行い、同年全区画分譲が完了しております。また、南町霊園についても平成19年区画分譲を行ったところです。今後の墓地建設については、設置場所及び造成を住民の要望に照らし検討します。

## 第6節 交通環境の整備

### 【現況と課題】

本町における道路の実態については、東九州自動車道・国道10号・国道388号・及び県道として八重原～延岡線をはじめ5路線となっています。

生活道路としての町道については、平成22年4月現在547路線、総延長167kmとなっています(現在整備中)。道路はあらゆる国民生活や社会経済活動を支える根幹的な社会資本であり、高速自動車道網の早期完成及び国県道や町道を体系的に整備を図っていく必要があります。

また、鉄道やバスなどの公共交通機関については、近隣市町村と連携して各種施策を実施し、日常生活に必要な交通手段の確保を図っています。しかし、過疎・高齢化によって今後さらなる交通弱者の増加が懸念されることから、引き続き有効な交通手段を確保していく必要があります。

### 【基本方向】

道路は、日常生活や経済活動における最も基本的な交通基盤であり、都市間交通から生活密着型の道路まで、体系的に整備された道路交通網を形成し、県内主要都市間及び主要都市と周辺市町村を概ね1時間で結ぶことなどを旨とした県内1時間構想の実現を図る必要があります。

このため、国道・県道と有機的な結合をもった町道の整備をすることにより、圏域内交流や日常生活及び産業活動における交通利便性の向上に努めます。

また、公共交通機関については、地域の実情に応じた交通手段の確保を図ります。

### 【具体的施策】

#### 1 東九州自動車道の整備

本路線の整備は、沿線の地域経済の活性化はもとより、救急医療体制の向上・災害時の代替ルートの確保・若者定住促進による国土保全機能維持などに寄与するとともに、九州東西間の交流・連携強化による九州の一体的浮揚に不可欠なものです。

平成28年4月には、椎田南IC～豊前IC間が供用開始し、北九州市から宮崎市までの区間が開通となりました。今後も引き続き、全線開通に向けた運動を展開し早期完成が図られるよう努めます。

また、平成25年度に門川南スマートIC整備事業に着手し、平成28年度末に完成しました。このことにより、町民の利便性向上はもとより、工業の振興や観光振興及び農林水産業の物流機能の向上などに大きな効果が図られます。

#### 2 九州中央自動車道の整備

県北地域の振興をはじめ、東西九州の一体的発展に不可欠な道路であり循環型高速交通ネットワークにおいて重要な路線です。

平成28年4月現在では、延岡IC～蔵田までの13.1Kmが供用開始し、高千穂日之影間の5.1Kmを整備中です。また熊本県側では、平成26年3月に嘉島JCT～小池高山ICまでの1.8Kmが供用開始し、小池高山IC～矢部IC(仮称)までを整備中です。

九州中央自動車道建設促進期成会などと一体となって、道路財源を確保しながら、早期整備が図られるよう努めます。

### 3 国道の整備

国道10号については、歩道のバリアフリー化に続いて、舗装の騒音対策及び道路高上げ等による浸水対策が図られました。引き続き交通事故防止対策が図られるよう推進します。

国道388号については、平成14年度以降逐次整備が図られていますが、引き続き松瀬工区の年次的な整備が図られるよう県に要望していきます。

なお、上の町～小園間については、一部区間を事業着手し整備が図られていますが、残りの区間についても早期着工が図られるよう努めます。

### 4 県道の整備

町内にある県道は5路線、総延長26.7kmについて、道路維持整備・歩道整備・交通安全施設整備・道路改良整備などについて年次計画的な整備が図られるよう県に要望していきます。

平成28年度に八重原～延岡線の阿仙原工区が事業着手し、当区間の早期完成を目指すとともに他区間の事業化が図られるよう努めます。

### 5 町道の整備

現在、町道として認定している路線は547路線(総延長167km)が整備されていますが、今後とも、計画的・年次的な道路改良及び維持補修に努めます。

・広域的見地から町道松瀬～川水流線及び門川高校通線の早期完成に努めるとともに、生活道路としての機能向上を図るため、道路の新設改良・道路幅員の拡幅・危険個所の解消などの整備促進に努めます。

・利便性の高い歩道の整備や交通安全施設及び歩行空間のバリアフリー化の整備を推進します。

・道路の適切な維持管理を図るため各地域住民と連携を図り、道路情報の収集につとめ敏速な補修に努めます。

・地域で主体的に取り組む道路美化や清掃活動を推進し、道路愛護意識の向上を図ります。

### 6 公共交通機関

鉄道交通については、鉄道利用者の利便性や快適性を高めるため、利用者が多い時間帯の増便や車両の更新など関係機関への要望活動により、ある程度の整備が図られました。今後も関係市町村と連携しながら鉄道交通の整備を推進していきます。

バス交通については、幹線道路網の整備を図るとともに、廃止路線における代替バス運行補助やバス利用促進事業など、日向・東臼杵市町村振興協議会等の広域的な枠組みにおいて継続して実施し、路線の確保に努めていきます。また、交通白紙地域における交通手段の確保についても検討を進めていきます。

## 7 沿海北部広域営農団地農道整備事業

当広域農道は、延岡大峽町と日向市塩見を結ぶ延長30kmであり、県北の農産物輸送の迅速化・効率化を図るのが目的で、宮崎県が整備を進めている農道です。

この事業は、本町の農業振興において重要な役割を果たす事業であるため、今後も引き続き未整備地区の早期完成に向けて推進します。





## 第7節 漁業集落の環境整備

### 【現況と課題】

当地区は臨港道路の整備、集落環境整備による道路の開設、集落排水施設の整備あるいは街路事業による道路の整備などにより、かなり住環境は改善されたものの依然として漁業集落特有の町並みを形成し、住環境整備については、次のような課題が残されており、早急な環境整備を図る必要があります。

地区内には狭小の生活道路が多いうえ、道路に接していない住宅、更には老朽家屋や空家などが数多く存在しており、多くの家が建築確認を受けられないという深刻な問題に直面しています。

また、地区内の若者が地区外に転出し、現在過疎化と高齢化が急速に進んでいることから、早急に環境整備が必要であります。

### 【基本方向】

地域住民が、健康で文化的な居住生活を営むに足りる基礎的な水準である安全性・保健性・利便性・快適性を備えた漁業集落の環境整備を進めます。

### 【具体的施策】

#### ・ 漁業集落環境整備対策

当地域における整備については、地区に居住する人が地域の現状を認識し、将来に向かって安全性・保健性・利便性・快適性を希求する意識を高揚し、共有することが重要であります。

地区内居住者による仮称「漁業集落環境整備促進期成会」などの組織化を推進する必要があります。

また、庁内各課において、土地区画整理事業など整備手法について調査研究及び協議を促進します。

さらに、遊休地については、今後の環境整備に向けて積極的に確保を図ります。



## 第8節 町民の安全確保

### 【現況と課題】

今日の社会状況は、高度情報技術の進展や高齢社会等を背景にさまざまな要因による事件などが増加傾向にあり、また、高速交通の新しい時代を迎え、高齢者(65歳以上)の社会参加から高齢者の交通事故も予想され、交通情勢は一層厳しさを増す状況にあります。

安全で安心なまちづくりを推進するために、町民・事業者・運転者・関係機関などが一体となり、交通事故や事件を未然に防止し、交通安全思想の普及及び安全運転の徹底などに努める必要があります。

消防については、火災や各種の自然災害から地域住民の生命と財産を守る重要な役割を担っており、日向市・門川町の一市一町による常備広域消防体制を充実し、消防力の強化・救急業務の拡充・予防査察・危険物規制の徹底・予防活動に努めています。

非常備消防体制は、現在実団員数330人(平成28年11月現在)により地域消防活動に努めていますが、就労体制の変化や少子高齢化等により、今後の消防団員の確保が課題となっています。

さらに、山林火災時の体制整備や防火水槽・消火栓・消防機庫等の消防施設・資機材の整備も必要です。

また、交通事故や高齢化社会の進行・急病・一般負傷などによる救急搬送業務も年々多様化してきており、防災ヘリ・ドクターヘリ等の連携を含めた救急・救助体制の構築が必要です。

### 【基本方向】

国・県の関係機関とも協力しながら、地域と一体となった安全運動の推進に取り組めます。

また、地球環境の変化による自然災害の猛威や多様な災害等に対応していくため、今後とも、消防や救急体制の充実を図ります。

### 【具体的施策】

#### 1 交通安全の実施

##### (1) 地域総ぐるみによる交通事故防止活動と啓発活動

交通安全意識の高揚を図るための活動を積極的に実施し、警察・交通安全協会・交通指導員などの各種の団体・機関などと連携を密にし、交通事故防止の啓発活動に努めます。

##### (2) 違法駐車防止活動

警察・交通指導員・交通安全協会などの関係機関と連携し、キャンペーン活動や各地区の集会・各種講座などを通して違法駐車防止の啓発活動に努めます。

##### (3) 高齢者などに対する交通安全の実施

関係機関と連携し、参加・体験・実践型の交通教室やコンテストなどを開催し、高齢者の事故防止を図るとともに、地域・職場・各種講座などにおいて交通安全教育などの実施に努めます。

##### (4) 交通安全施設の整備

交通事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するために、関係機関と共同して信号機の設置や道路標識・カーブミラーなどの交通安全施設の整備に努めます。

## 2 地域安全(防犯)の推進

### (1) 地域安全活動の取組

家庭・地域が一体となって、地域安全(防犯)意識の高揚を図るための活動を積極的に実施し、各種の団体・機関などと連携して事件の未然防止に努めます。

子供見守りネットワークや育成会等による児童・生徒の登下校時における見守り活動を積極的に実施することにより、事件などの未然防止活動に努めます。

また、青色回転灯付パトロールカーにより、町内巡回を積極的に実施し、地域安全に対する意識高揚に努めます。

### (2) 青少年の非行防止などの啓発活動

町民・事業所・地域・運転者が一体となり、違法改造車による暴走行為を許さない、シンナーなどの管理の徹底に努め、青少年の非行防止に努めます。

### (3) 地域安全啓発看板などの整備

違法改造車による暴走行為禁止や危険ドラッグ、シンナーなどの薬物乱用防止啓発看板などの設置に努めます。

## 3 消防・救急体制の充実

### (1) 常備消防体制の充実

日向市・門川町の一市一町による、広域常備消防体制の充実・強化に努め、様々な災害に敏速かつ機動的に対応できるように努めます。

### (2) 非常備消防体制の充実

火災や自然災害の多様化・大規模化により、火災の鎮圧・救急活動・人命救助など、町民に身近な消防防災活動が円滑・迅速に行えるように消防団の整備や充実に努めるとともに、町内の人口分布に応じた团组织の再編等も検討して参ります。

また、消防団員は崇高な精神のもとで活動していますが、団員を支える家族の負担や職場の理解等、消防団活動に対しては自己犠牲的な点もあります。この活動の労に報い、士気の高揚を図りながら消防団活動に精励させることも必要であることから時代に応じた処遇の改善策にも努めます。

### (3) 予防消防の強化と消防施設の整備

火災発生の防止と被害を最小限にとどめるため、防火対象物の防火管理体制の充実、予防活動の推進や家庭内火災警報器の設置等の啓発を行います。また、消防団のIP無線・防災行政無線(デジタル同報系)等を活用した情報伝達を積極的に行うとともに、防火水槽や消火栓の整備・消防資機材の整備にも努めます。

さらに、山林などの林野火災は一旦発生しますと大火につながる危険性もあることから、林野利用者などへの防火啓発を行うなど、火災の未然防止に努めるとともに林野火災用の資機材の整備も進めます。

仮に火災が発生した場合に、消防署や消防団が活動を行うまでの間、家庭や地域における初期的な活動は被害の拡大を防ぐためにも重要な事項であり、「自らの地域は自らで守る」という相互助け合いの原点に立つ実働的な自主防災組織の育成・充実に努めます。また、地域における防災訓練や防火訓練を繰り返し実施し、地域住民による初期防災体制の充実と防災意識の向上を図ります。

#### (4) 救急・救助体制の充実

近年、救急出動の件数が増加しており、さまざまな事故救済や傷病搬送に対応できるように、高規格救急車の整備や救急救命士の充足など、広域常備消防による救急・救助体制の充実に努めます。

また、消防団員の知識や技能の向上を図るとともに、町民には広報等を通じて適正な救急車利用を呼びかけることや応急手当などの知識・技能の普及に努めます。

また、学校や公共施設にはAED(自動体外式除細動器)を設置しており、緊急時の救急救命対策にも考慮します。



町内事故発生状況(第一当事者より抽出) 平成27年12月31日現在

	件数(件)			死者数(人)			負傷人数(人)		
	若者	高齢者	その他	若者	高齢者	その他	若者	高齢者	その他
平成23年	123			2			149		
	19	21	83	0	1	1	27	21	101
平成24年	149			4			171		
	13	39	97	1	2	1	13	44	114
平成25年	131			3			152		
	20	24	87	0	0	3	25	31	96
平成26年	152			0			187		
	23	28	101	0	0	0	24	30	133
平成27年	130			1			158		
	19	26	85	1	0	0	22	32	104

資料:総務課(日向警察署)(数字は人身事故のみ)

消防団組織の現状

平成28年11月1日現在

区分	団員数等(人)
団長	1
副団長	2
指導分団長	1
分団長	4
部長	15
班長	107
団員	200
計	330

資料:総務課

消防水利及び主要資機材の状況

平成28年11月1日現在

種別	台数等
消火栓	249
防火水槽	93
防火水利(プール等)	8
消防ポンプ車	2
小型ポンプ付積載車	12
小型ポンプ(B級)	12
小型ポンプ(D級)	12
動力噴霧ポンプ(山林火災用)	1
司令車	1

資料:総務課

無線機器の整備状況

平成28年4月1日現在(単位:台)

区分	F無線	防災無線(同報)
基地局	0	1
中継局	0	1
車載移動局	17	0
携帯移動局	35	0
可搬移動局	3	0
拡声子局	0	39
計	55	41

資料:総務課

火災発生状況(区域:門川町)

(単位:件)

区分	題様				原因					
	建物	林野	その他	被害額 (千円)	放火 (疑い)	野焼き 焚き火	電気器具	ガス コンロ	火遊び	その他 不明
平成22年	1	—	1	208	—	1	—	—	—	1
平成23年	4	2	4	18,367	—	—	1	—	1	8
平成24年	3	—	5	5,557	1	—	1	1	1	4
平成25年	3	—	5	256	—	2	1	—	1	4
平成26年	5	—	5	86,678	—	2	—	1	1	6
平成27年	2	1	3	763	—	2	—	1	1	2

資料:日向消防署

建築同意事務状況(区域:門川町)

(単位:件)

区分	新築		増築		改築		その他		計	
	申請総数	内指導数								
平成22年	19	5	6	1	0	0	0	0	25	6
平成23年	10	4	9	5	1	1	0	0	20	10
平成24年	17	11	7	1	0	0	0	0	24	12
平成25年	19	4	3	2	0	0	0	0	22	6
平成26年	13	2	0	0	0	0	1	1	14	3
平成27年	21	5	2	1	0	0	0	0	23	6

資料:日向消防署

救急出動状況(区域:門川町)

(単位:件)

区分	交通事故	一般搬送	救急搬送	その他	計
平成22年	57	60	385	106	608
平成23年	59	74	384	93	610
平成24年	56	75	358	82	571
平成25年	62	66	395	115	638
平成26年	63	79	379	107	628
平成27年	48	81	409	89	627

資料:日向消防署

## 第9節 防災対策

### 【現況と課題】

本町は地理的に台風の襲来が予想される地域であり、さらに地形の大部分が山地であることなどから急傾斜地が多く、自然による災害の発生が予想されます。特に、河川の氾濫による床上浸水等も発生しており、今後も継続して、治山・治水の整備を推進していく必要があります。

また、東日本大震災の発生により、防災意識の啓発や取組の重要性が一層見直され、さらに南海トラフ巨大地震による大津波等も予想されていますので、大規模災害に備えた防災知識の普及や啓発、町一斉避難訓練等の実施、自主防災組織の活動促進、危険個所の計画的な整備など、総合的な防災対策を推進する必要があります。

### 【基本方向】

本町の地理的特性に対応して治山・治水などの対策事業を進めるとともに、地域防災計画や防災に関連する各種の計画等に基づいた防災対策事業の推進を図り、大規模災害に備えた国・県等の関係機関との連携強化、町民・事業所・行政等の役割分担、災害時における命の助かる行動の推進等、町民の防災意識を高める活動を行うことにより災害に強いまちを目指します。

### 【具体的施策】

#### 1 防災体制の確立

##### (1) 防災対策の充実

門川町地域防災計画及び防災に関する各種の計画に基づき、防災施設や複合化施設の整備、防災資機材の計画的な確保を推進するとともに、防災情報の収集及び円滑な連絡体制の整備等に努めます。

##### (2) 防災意識の高揚と普及活動

町民・事業所に対する防災意識の啓発や風水害、地震を想定した防災訓練を実施し、引き続き防災意識の高揚を図ります。また、津波や洪水ハザードマップ等を作成し、災害時の浸水予想等を周知し、災害時にとるべき行動の啓発に努めます。

##### (3) 自主防災組織や災害ボランティアの育成

町民・事業所・各種団体等の防災認識を高め、自助・共助・公助の関係に応じた、自らの手で地域を守るための自主防災組織や災害ボランティアの育成・強化に努めるとともに関係機関との協力体制を推進します。

##### (4) 防災行政無線の利活用

平成28年3月に整備した防災行政無線も用いて、災害時の緊急情報を円滑に伝えるとともに、町ホームページや電話応答サービス及び携帯事業者の提供する緊急速報メールサービス並びにLアラートシステムにおける報道機関への情報提供等を今後とも継続して取組みます。

また、災害時の情報伝達を円滑に行うため、技術開発に伴う新たな仕組みについても検討します。

#### ※語句説明

Lアラートシステム…情報伝達者に一斉に配信できるので、住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能になるシステム

## 2 治山・治水・海岸保全

### (1) 防災対策の充実

山地の土砂流失、谷川の侵食などの土砂災害を防止するために砂防地域を指定し、年次的に砂防施設流路工の整備に努めます。

### (2) 急傾斜地崩壊防止対策事業の推進

危険個所に指定されている急傾斜地については、国・県の補助事業の導入を図り年次的に整備し、町民生活の安全に努めます。当面は、鶴の前地区及び枝地区の早期整備に努めます。

### (3) 河川の整備の推進

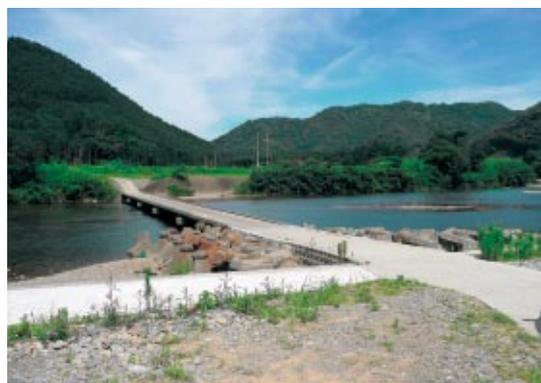
五十鈴川（延長43.9km）、鳴子川（延長4km）、丸バエ川（延長3km）、の3河川（2級河川）については、台風や集中豪雨によってもたらされる河川の氾濫による被害の発生を防止するために、護岸の改修・河川の拡幅改修などの整備を進めるとともに、特に、五十鈴川の本格改修事業や丸バエ川流域の浸水対策の推進に努めます。

### (4) 海岸保全の推進

海岸の自然環境の保護や海岸保全事業の推進を県など関係機関と協議しながら進めます。

### (5) 中村防災ダムの整備

鳴子川流域の治山対策として、中村防災ダムの整備の堆積土砂の浚渫、テレメーター等機器・堤体及びその関連施設の維持管理、防災機能の充実を図り下流域の浸水対策に努めます。



## 第10節 情報化の進展に伴う環境整備

### 【現況と課題】

情報通信技術（ICT）の急激な進展は、時間や場所にとらわれない新たな形態のコミュニケーションを現実のものとし、町民・団体・事業者等の活動、さらには社会全体に大きな影響をもたらすものとなりました。

国では、国民レベルでの地域・情報の共有が行われ、新たな「知識情報社会」の実現を目指し、「国民本位の電子行政の実現」、「地域の絆の再生」「新市場の創出と国際展開」の3つの柱を立て、各種施策に取り組んでおります。（平成22年5月11日 新たな情報通信技術戦略より）

そのため、最も国民に近いところに位置する地方公共団体に対しても、情報化の進展に向けた各種の役割が求められています。

門川町におきましては、自治体クラウドへの参加により、システムを他の市町村と共同利用することで、経費の節減に取り組んでいます。

また、行政から町民への情報提供の充実を図るべく、町ホームページやケーブルテレビ等を始めとする、地域情報化も推進しております。

今後は、行政と町民、各種団体と町民、または、町民相互の情報交換の場を創出し、町民の豊かな生活に寄与するための地域情報化施策の取組が求められます。

#### ※語句説明

自治体クラウド…地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図る仕組み

### 【基本方向】

日々進展する情報通信技術に目を向け、地域情報化・行政情報化を広域的な視点で、総合的に取り組めます。

### 【具体的施策】

#### 1 地域情報化の推進

これまで以上に、人材の育成は重要な問題であることから、情報教育の推進・啓発を通し、町民の誰もがパソコンや携帯電話等の情報機器を気軽に扱え、情報化による恩恵が享受できる環境の創出に取り組めます。

また、あらゆる機会を通して情報の収集や提供を行い、町民の自発的な活動や交流参加を促進します。

便利な情報化の反面、悪意ある情報提供、個人の権利や利益の侵害、消費者トラブル等の問題も発生している現状もあるため、健全な利用者意識の確立や一般的なルール等についても啓発します。

- ・公共施設ネットワークを利用した新たな施策の展開
- ・町民参加と交流を支援する施策の展開
- ・情報バリアフリーに向けた地域環境の創出
- ・ケーブルテレビやインターネットを利用した情報化の推進

## 2 行政情報化の推進

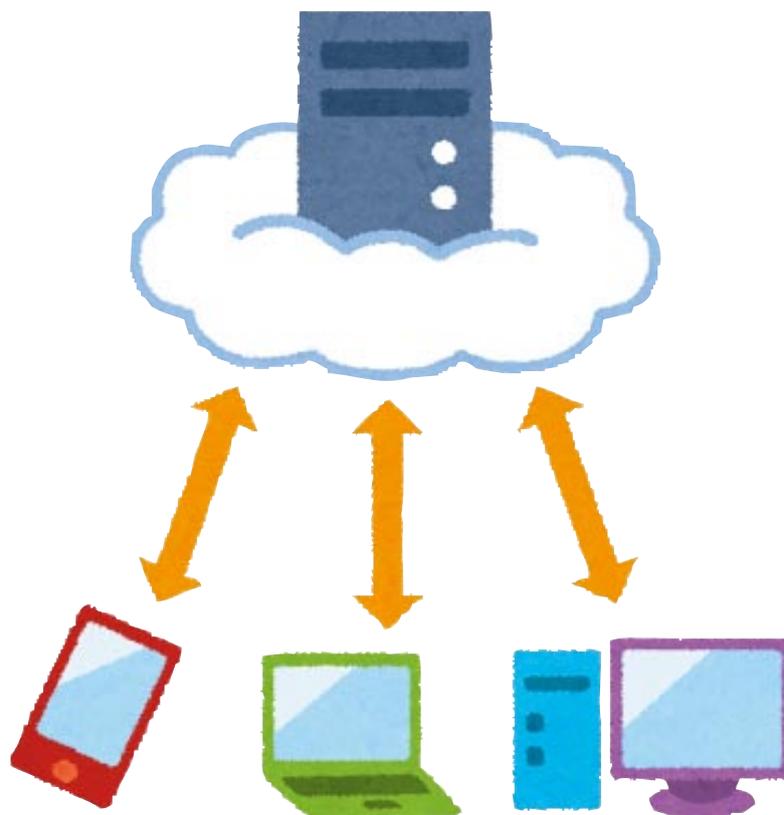
地域情報化を推進するためには、行政の情報化が不可欠となることから、電子自治体に向けた取組を一層推進していきます。

町民の利便性向上のため、電子申請を始めとする行政情報化の取組を広域的に取組んでいきます。

また、行政情報化に対応するため、各種の研修を通じた人材育成も重要であります。

さらには、情報化の進展に伴い、個人情報の漏えい等の事故については大きな問題となります。特に社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の運用に伴い、従来より高度なセキュリティ体制が望まれることとなります。セキュリティ機器を適時更新すると同時に、職員向けの研修を実施する等の啓発も実施し、ハード・ソフトの両面からセキュリティ対策を行ないます。

- ・行政の情報化による町民サービスの向上
- ・事務処理システムの拡充や整備促進
- ・行政情報の電子化・データベース化のより一層の推進
- ・個人情報保護と安全・信頼される管理方法の確立
- ・広域的な視点による情報化推進体制の整備



## 第11節 移住・定住の促進

### 【現況と課題】

本町はこれまで、「日本一住みよい門川町」の実現を基本理念に、町民生活の安定と向上を目指し様々な政策の展開を図りながら、住みよい地域づくりの実現を目指してきました。

しかしながら、少子・高齢化の波は本町にも確実に押し寄せており、2015(平成27)年の国勢調査において、老年人口(65歳以上)の割合は30.3%、年少人口(0～14歳)の割合は14.2%と少子・高齢化が進んでいる状況にあります。

### 【基本方向】

今後は、雇用の場の創出など、若い世代の定住を促進する魅力ある地域づくりや、子育て・教育環境の充実を図り、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり、地域社会の支えあい、高齢者が安心して生活のできるまちづくりに努めます。

### 【具体的施策】

#### ・ 移住・定住の促進

移住者の相談・支援窓口のワンストップ化を進め、住宅支援策や子育て支援策及び就労情報を積極的に情報発信します。

また、町内の空き家の調査等を実施し、空き家バンク等の空き家の有効活用についての検討を進めていきます。

さらに、近隣市町村のベッドタウンとしての定住の促進にも努めます。



## 第2章 産業創造のまちづくり

### 第1節 農業の振興

#### 【現況と課題】

わが国の農政は、平成22年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、農業者の高齢化・農村の疲弊等、我が国の農業・農村の厳しい状況を打開し、「食」と「地域」の再生を目的として各種政策の展開が図られています。

また、農業は食料の安定供給という大きな使命を持っていると同時に、国土や自然環境の保全等の多面的な機能を有し国民生活に大きな影響を与えています。

一方、消費地においては、安全・健康志向の高まりなどから、新鮮で安全・安心・高品質な農産物の安定供給を求めるニーズが高まっております。

このような中、本町の農業は温暖多照な気象条件を生かし、水稻をはじめとして施設野菜・果樹・花き・畜産などを推進してきました。農家戸数は、平成27年が391戸(10a以上)となっており、平成17年に比較すると110戸減少し、特に、兼業・自給農家が減少してきているのが現状です。

また、農業者の高齢化が一段と進行し、労働力不足は深刻な状況となっておりますが、認定農業者を主軸に優れた経営能力を有する担い手の育成や、集落営農の推進、環境にやさしい安全・安心な農畜産物の生産が求められています。

農家戸数及び就業人口の推移

年度	農家戸数 (戸)	販売農家内訳 (戸)			自給農家 (戸)	農家人口 (世帯員数) 人		
		専業	第1種	第2種		合計	男	女
昭和60年	775	103	115	557	/	3,393	1,694	1,699
平成2年	680	98	66	516		2,892	1,437	1,455
平成7年	578	93	118	367		2,349	1,148	1,201
平成12年	533	95	68	241	129	2,155	1,035	1,120
平成17年	501	108	57	194	142	1,376	666	710
平成22年	460	78	49	188	145	811	437	374
平成27年	391	65	40	177	109	424	234	190

※平成17年以降は、販売農家の世帯数

資料:農業センサス

経営耕地面積の推移 (単位: ha)

年度	田	畑	樹園地	合計
昭和60年	316	77	66	459
平成2年	307	63	48	418
平成7年	269	50	40	359
平成12年	260	39	40	339
平成17年	215	26	31	272
平成22年	217	28	28	273
平成27年	230	19	25	274

資料:農業センサス

経営規模別農家数

(単位：戸)

年度	50a以下	50a～100a	100a～200a	200a以上	合計
昭和60年	415 53.5%	244 31.5%	94 12.1%	22 2.8%	775 100%
平成2年	351 51.6%	206 30.3%	100 14.7%	23 3.4%	680 100%
平成7年	285 49.3%	194 33.6%	79 13.7%	20 3.5%	578 100%
平成12年	278 52.2%	183 34.3%	62 11.6%	10 1.9%	533 100%
平成17年	266 53.1%	168 33.5%	53 10.6%	14 2.8%	501 100%
平成22年	28 28.0%	44 44.0%	20 20.0%	8 8.0%	100 100%
平成27年	33 33.0%	38 38.0%	20 20.0%	9 9.0%	100 100%

資料：農業センサス

施設野菜花き・果樹生産農家数と面積

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
施設野菜 花き	農家戸数（戸）	41	41	41	42	42	44
	経営面積（ha）	12.4	13	13.1	13	13	15
果樹	農家戸数（戸）	24	24	24	24	24	24
	経営面積（ha）	25.5	25.5	24	24.2	24.2	24.1

資料：農林水産課

食料自給率の推移

(単位：%)

区分		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
主要 農 作 物	米	100	100	100	100	100	100
	小麦	9	11	12	12	13	15
	いも類	76	75	75	76	78	76
	豆類	8	9	10	9	10	9
	野菜	81	79	78	79	79	80
	果実	38	38	38	40	42	40
	鶏卵	96	95	95	95	95	96
	牛乳乳製品	67	65	65	64	63	62
	肉類	56	54	55	55	55	54
供給熱量自給率		39	39	39	39	39	39
飼料も含む穀物自給率		27	28	27	28	29	29
主要食用穀物自給率		59	59	59	59	60	60

資料：農林水産省「食料需給表」

認定農業者数

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
認定農業者数	48	57	60	60	63	63

資料：農林水産課

農業振興地域内の基盤整備の状況

平成27年現在

大字	項目		
	水田面積 (ha)	整備済面積 (ha)	整備率 (%)
川内	125	94.2	75.3
門川尾末	101	75.0	74.2
加草	63	33.9	53.8
庵川	55	31.9	58.0
合計	344	235.0	68.3

資料:農林水産課

農業就業人口に占める65歳以上の割合

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	
全国の割合 (%)	28.7	35.8	45.3	28.6	58.2	61.0	
宮崎県の割合 (%)	21.2	27.1	36.7	31.0	41.1	51.0	
門川町	割合 (%)	28.9	38.0	44.7	46.8	60.4	64.0
	実数 (人)	315	355	299	359	363	355
	主な就農者 (人)	1,090	933	669	766	601	547

資料:農業センサス

飼養農家・頭数の推移

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
肉用牛	農家戸数 (戸)	230	120	72	43	26	25	15
	飼育頭数 (頭)	750	506	430	378	200	191	187
ブロイラー	農家戸数 (戸)	21	25	23	25	24	24	24
	飼育頭数 (千羽)	2,542	4,008	3,766	3,972	4,140	930	986
豚	農家戸数 (戸)	20	9	4	4	2	2	2
	飼育頭数 (頭)	1,360	1,920	3,020	4,502	1,500	1,781	1,708

資料:農林水産課

諸外国の食料自給率(供給熱量)の推移(試算)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
オーストラリア	162	187	182	205
カナダ	211	223	225	258
フランス	114	121	130	129
ドイツ	86	93	93	92
イタリア	67	59	62	61
韓国	46	47	47	39
オランダ	77	65	68	66
スペイン	83	80	92	96
スウェーデン	74	79	72	71
スイス	55	56	52	56
イギリス	69	65	69	72
アメリカ	134	130	135	127
日本	41	40	39	39

資料:農林水産省「食料需給表」

## 【基本方向】

21世紀における農業・農村の一層の発展を図るためには、社会経済情勢を的確にとらえ、かつ将来方向を十分見据えながら、特色ある資源や地域の立地条件を最大限に生かし、消費者が求める安全・安心な農畜産物を提供できる自立した農業生産や多彩な地域活動などにより、魅力にあふれた農業・農村を構築していく必要があります。

そのため、農業経営体の育成については、農業経営基盤強化促進法に基づいて策定した、基本構想による営農類型を指針とし、認定農業者制度を活用し認定農業者の育成を推進していきます。また、地域農業の担い手として、集落営農組織などの育成・組織化を推進していきます。

本町の経営耕地面積は、狭小であり米依存型の農業であります。集約型農業の展開を図り、野菜を作り、とりわけ施設園芸については品目の選定を見極め推進します。

その他に、新規就農者・規模拡大・利用権設定事業による農用地利用集積の活動を積極的に支援します。

## 【具体的施策】

### 1 担い手・高齢化対策

近年、基幹的農業従事者の減少と高齢化が進む中、農家後継者や新規参入者の育成・確保が農政の重要課題です。

農業従事者の高齢化、輸入農産物の急増等により、担い手の確保が厳しい状況にある中、それに対応し担い手を確保していくためには、農業後継者組織や各生産者の組織・集落営農組織などの充実した組織運営が必要になります。

そのため、本町においては農業経営基盤強化法に基づく認定農業者制度を積極的に導入し、農業後継者の経営・マーケティング能力の向上、農業技術の向上により経営者としての育成を図り、本町農業の担い手農家の確保に努めます。また、各組織の活性化を積極的に推進・支援し本町の農業発展を目指します。

また、高齢者の技術や知識を有効的に活用し、学校教育と連携を図り体験学習を実施し、作物をつくる楽しさ、収穫の喜びなどを体験させ、農業への感心を高めていきます。

### 2 農村集落環境の整備

農村地域では、過疎化や混住化の進行など社会構造の変化などにより集落機能が弱体化しています。また、農業構造の変化により本町の耕地面積は年々減少を続けています。このような中、農業振興地域整備計画・農地法・農業経営基盤強化促進法の適正な運用により、遊休農地の増加を防ぎ、既存の遊休農地については認定農業者、担い手農業者への利用を促し、利用が困難とされる農地については、その他の土地資源として有効利用を図り、農村集落環境の整備に努めます。

また、農業・農村は食料を生産するだけでなく、国土の保全・水源の涵養・文化の継承等の様々な多面的機能を発揮していますが、近年の過疎化・高齢化・混住化等による集落機能の低下により、農地・農業用水等の適切な保全管理が困難となっています。

そこで、今後は、地域住民をも含めた農村環境の整備及び農地・水路等の維持・保全・管理に努めます。

### 3 農業生産基盤の整備

農地の基盤整備については、年次的に生産基盤の整備に努めてきました。今後は、昭和45年以前に整備された地域の区画換地再編などの農業生産基盤の整備に努めます。

### 4 集落営農への取組

農業従事者の高齢化や担い手の減少など、農業・農村を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況において、農業振興はもとより国土保全においても重要な問題となっています。

そのため、地域農業の担い手として集落営農の組織化・あるいは農作業の受委託に向けた取組の強化を図ります。

### 5 作物

近年の全国的な米消費の低下によって米余り状況下であり、需給のアンバランスが価格の低迷を招いていますので、多様な消費者ニーズに基づいた消費者重視・市場重視の米作りを行う必要があります。そこで、土づくりや土壌改良をおこない、環境にやさしい米づくりを推進します。

また、農地も狭小のため生産コストが高いので、コスト低減を図るために農地の流動化、農作業の受委託や集落営農を推進していきます。

また、近年、高齢化と担い手減少の中で、稲作用生産基盤(農業用排水路、農道頭首工など)を維持管理していくことが過重な負担となっています。今後、集落や水利組合等と連携しながら、負担軽減の方向を検討します。

### 6 園芸

#### (1) 野菜

最近の野菜を取り巻く情勢は、国内外の産地間競争の激化や少子高齢化の進展による担い手の減少、施設園芸資材のコストの上昇など、産地を取り巻く情勢は大きく変化しております。

そのような中で、本町は温暖多照な沿海地域から、比較的冷涼な中山間地域といった土地条件、気象条件を生かした野菜づくりを推進する必要があります。また、水稻の転作品目としても重要な施策です。

露地野菜については、沿海地帯では夏秋きゅうり・スイートコーン・スナップえんどうなどを中心に推進を図ります。中山間地域においては夏秋きゅうりを中心に推進を図るとともに、新品目の検討を推進します。

施設野菜については、トマト類・きゅうり・スナップえんどうなどを推進していますが、今後とも既存農家の規模拡大や新規参入者の支援を充実させ拡大推進を図っていくとともに、気象条件に左右されない低コスト耐侯性ハウスを導入し、周年出荷体制の産地づくりを目指します。

また、土作りを徹底して減化学肥料・低農薬栽培を推進し、環境にやさしい安全・安心な農産物の生産に努めます。

#### (2) 花き

本町の花きについては、温暖多照な気候を活かした施設型花きを推進してきました。

しかしながら、日本経済の低迷や地球温暖化及び生産コストの上昇など、本町の花きも厳しい状況にあります。

そこで、スイートピーを中心に地域にあった花きの生産拡大と品質及び生産性の向上を図るための施設整備や生産組織の育成、消費拡大対策を推進します。

### (3) 果樹

果樹を取り巻く情勢は、国際化の進展・多様な品目の乱立と産地競争の激化・高齢化による担い手の減少等の構造的な課題に加え、食の安全に対する消費者の関心の高まりなど、様々な課題に直面しております。そこで、多様な消費形態に対応できる生産体制の整備や高品質な果実(高糖度みかん・日向夏・平兵衛酢・マンゴーなど)への転換、技術改善を進めるとともに、省力化・低コスト栽培・施設型果樹栽培を推進します。

## 7 畜産

### (1) 肉用牛

肉用牛については、産地間競争の激化、高齢化による担い手不足が進む中で、戸数・頭数とも年々減少傾向にあります。しかし、農業生産物の中で最も安定した価格を維持している品目であることから、地域の条件に応じて地域畜産の組織化や農作業受託組織などの育成、耕畜連携を含めた飼料自給率の向上、また経営管理能力と高い技術力を備えた中核的経営体の育成など、酪農及び肉用近代化計画に沿って経営規模拡大を図れるよう生産条件の整備を推進し、経営支援体制の充実を図ります。

また、口蹄疫等の家畜伝染病に対する防疫対策の徹底を図ります。

### (2) ブロイラー(肉用鶏)

ブロイラーは、鶏肉需要の堅調な伸びにより急速に生産農家は増加し、農業粗生産額は、他品目を大きく上回っていますが、所得は他品目に比べて経営経費が高いのが実状です。

今後、経営管理能力と高い技術力を備えた経営体を育成し、需要に見合った計画生産、畜産環境対策などコスト低減を図りながら経営体質の強化を図ります。

また、鳥インフルエンザに対する防疫対策を最重要課題として取組みます。

### (3) 養豚

養豚の生産農家は地区における混住化が進む中、高齢化・環境問題等が厳しくなったことにより年々減少してきました。反面、一戸あたりの飼養頭数は、専業化一貫経営での規模拡大などによりわずかながら増加しています。今後、計画生産の推進と、消費者ニーズにあった高品質で安全な豚肉の生産と、さらに生産技術の向上と経営の合理化を進め、コスト低減を図り養豚経営の安定に努めます。

また、口蹄疫等の家畜伝染病に対する防疫対策の徹底を図ります。

### (4) 環境対策

肉用牛・養豚・ブロイラー・採卵鶏等から排せつされる家畜排せつ物については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、一定規模以上の畜産業を営む者が遵守すべき必要最小限の管理基準が定められています。

このようなことから、各畜産農家が当該基準を遵守し、家畜排せつ物が資源として有効利用が図れるよう一

層の推進・啓発等を行なっていきます。

家畜排せつ物からの悪臭対策については、農家自らの問題として認識し、危機感をもって関係機関等と連携を取り、環境対策技術研修での技術習得や、事業等による新技術等の導入を図ります。

また、養鶏農家においては、細霧装置の設置など臭気の軽減に努め、飼養管理においても、臭気軽減に向けた見直しを図り、さらに環境対策に努めます。

#### (5)防疫対策

家畜衛生対策については、畜産経営の生産性に資するため、家畜の伝染病など発生予防及び対策として、家畜保健衛生所のネットワークにより検査・指導体制を活用し、防疫体制の確立を図ります。また、万が一発生した場合に備えても早急な対応が取れるよう、畜産農家との詳細な情報伝達の連携を図ります。

### 8 西門川地域の活性化

西門川の農業は、水稲と林業との複合経営が主であり、耕地面積も狭小で営農効率が低い状況にあります。このような中、施設野菜・露地野菜も生産されていますが、高齢化が進み後継者・担い手不足が深刻化していますので、これからは、農作業の受委託・集落営農の推進など、遊休農地が発生しないよう農地の流動化を推進します。

また、総合活性化センターを拠点として地域住民のコミュニケーションを促し、健康増進・福祉の向上など、地域住民の安住化を図り、西門川地域の活性化に努めていきます。



## 第2節 林業の振興

### 【現況と課題】

木材やしいたけ、木炭価格が長期にわたって低迷し、林業の収益性は全国的に悪化しており、林業経営者を圧迫しています。

また、山村地域では就業の場の減少や林業担い手不足と高齢化が進んでおり、持続的な森林経営や森林の適正な維持管理が困難な状況となりつつあります。

このため、林業生産活動が停滞し、森林整備に必要な除間伐等の森林施業にも影響がでています。

また、育林施業や伐採・搬出などの労働条件は、森林が急傾斜地にあることや危険な作業を伴うことなどから、高性能林業機械等の導入を進めているものの依然として労働環境が他産業に比べ大変厳しくなっています。

森林の管理の大半を担う山村地域は、居住環境や医療・福祉、交通アクセスなどの生活環境の整備も市街地に比べ立ち後れています。

一方、森林に対する要請は、地球温暖化防止や国土保全の公益的機能の発揮、さらには循環型社会の実現のための貴重な資源として一層多様化しています。

このため、持続可能な森林経営に向けた諸条件の整備や林業就労環境・生活環境の向上・魅力ある山村づくり・林内路網などの整備を推進していくことが重要となっています。

また、私たち町民が森林から恩恵を受けることを認識し、森林と人々が共生できる森林づくりに努めていくことが必要であります。

### 【基本方向】

森林の整備に当たっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により健全な森林資源を維持増進するため門川町森林整備計画に基づき計画を推進します。

### 【具体的施策】

#### 1 活力ある林業・木材産業づくり

持続可能な森林経営を確立するため、耳川流域森林・林業活性化センターを中心に県・町・森林所有者・森林組合・森林管理署などと相互に連携して、森林施業の共同化・林業後継者の育成、林業機械の導入促進及び木材の加工・流通体制の整備、地域産材の需要拡大への取組など長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進します。

さらに、林業経営安定や森林施業のための有利な補助事業や融資を積極的に利用するように支援します。

また、各種林業技能研修などへの積極的な参加を促進し、林業従事者の技能・技術の向上を図り、資格取得への支援を行うとともに、付加価値の高い木材生産や特産品の開発等に向けて林業研究グループや意欲的な担い手などの支援強化を図ります。

#### 2 環境を保全する多様な森林づくり

町土を保全し、町民の安全な生活環境を創造するため、また水源かん養や山地保全などを確保するため

水土保持林の拡大を進めるとともに、治山事業や保安林整備事業等を積極的に導入します。また、美郷町と締結した五十鈴川森林整備協定に基づいた森林整備に努めます。

町有林については、暮らしを守る森林、暮らしに潤いを与える森林づくりを図り、また、遠見地区の生活環境保全林全体の維持・管理に努めていきます。松瀬・水無・入谷・本山地区の「ふるさとの森」町有林は、「門川町ふるさとの森管理条例」に基づいて、町民の恒久的な財産として管理し、水源かん養保安林として間伐などを積極的に実施します。

南町の潮害防備保安林についても、地域の環境保全を維持するために管理を図ります。

未利用間伐材・樹皮・倒木・流木等を活用した木質バイオマス事業を推進し、森林資源の有効活用と温暖化対策等の環境保全に努めます。

### 3 魅力ある山村づくり

国・県の補助事業などを活用し、居住環境や生活道の整備等の生活基盤整備に努め山村地域の住民が豊かに安心して暮らせるよう定住環境の向上を図ります。

乾・生いたけや木炭などの特産林産物の生産振興等のために、有利な制度事業の導入促進を支援するなどして所得の向上を図ります。

国土保全奨励制度のモデル流域として、国土保全のための諸施策を積極的に導入し、豊かで安定した山村社会の構築に努めます。

### 4 基幹林道網の整備

林業施業や森林管理、地域住民の生活道として不可欠な林道の整備を耳川地域森林計画で計画した、基幹林道1路線(上井野、和田越線)、その他の林道4路線(小切畑、内の輪線、本山線、山中・ニクシ線、津良・上井野線)の延長や他路線の拡張など着実な実施に努めます。

除間伐の実施など森林の適正な管理や生産コストの低減に必要な作業路・低規格作業路の開設や改良を、林地保全を考慮しながら林道と併せて計画的に整備し支援します。

作業路開設推移

(単位：m)

年度	県内	東臼杵農林 振興局管内	門川町
平成22年度	8,040,127	4,945,969	213,131
平成24年度	8,273,477	5,090,750	223,500
平成26年度	8,562,401	5,239,199	230,215

資料：宮崎県林業統計要覧

## しいたけ生産量

(単位：トン)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全国	乾しいたけ	3,516	3,696	3,705	3,499	3,175
	生しいたけ	77,079	71,254	66,476	67,946	67,510
県内	乾しいたけ	591	606	652	616	554
	生しいたけ	1,974	1,885	1,871	2,189	2,091

資料：宮崎県環境森林部山村・木材振興課

## しいたけ生産額

宮崎県 (単位：千万円)

年度	乾しいたけ	生しいたけ
平成22年度	209	154
平成23年度	188	143
平成24年度	186	145
平成25年度	141	172
平成26年度	132	181

資料：宮崎県環境森林部山村・木材振興課

## 山林所有形態

(単位：ha、%)

区分	面積	森林全体に占める割合
国有林	16.0	0.2
官行造林	0.0	0.0
県有林	455.0	4.6
町有林	717.0	7.2
緑資源機構	1,100.0	11.0
林業公社	189.0	1.9
私有林	7,465.0	75.1
計	9,942.0	100.0

資料：宮崎県林業統計要覧



## 第3節 水産業の振興

### 【現況と課題】

海面漁業の現状は、公海上の漁業規制の強化や国際的な資源管理の取組みがなされる中、漁業生産の減少・魚介類消費量の減少・消費者ニーズの多様化・魚価の低迷など厳しい状況にあります。

本町には、門川漁協と庵川漁協の2漁協があり、沿岸漁業を中心とした漁業形態で、小型旋網・船曳網・底曳網・延縄・曳網・一本釣り・定置網などが主な漁法であります。また、湾内においては、タイ・カンパチ・アジ・ハマチ・ニベ・イワガキなどの養殖漁業が営まれています。

近年、全般的に漁獲量・漁獲高とも減少傾向にあり、特に漁獲高は魚価安のため厳しい状況にあります。

漁場は、天然礁はあるものの魚類資源に限界があるため、魚礁・築磯などの配置を行ってきており、資源の増殖増大に大きな効果を上げています。

漁業経営体数・就業者数は、両漁協とも減少傾向にあり、また高齢化も進み後継者不足が深刻な問題となっています。

漁業協同組合は、信用事業譲渡等の基盤強化、水産物流通・消費の多様化などの環境の変化に対応しつつ、組合員の要請に十分対応していくことが期待され、長期的営漁計画と指導体制の確立を図るとともに今後一体的な経営体制づくりが必要です。

また、温暖化など地球環境の変化に伴い、漁業を取り巻く状況も大きく変化してきていることから、変化に対応した水産資源の維持・管理が必要になってきています。

内水面においては、五十鈴川漁協があり、組合員が協同して魚類の繁殖保護を図るため、魚類の放流に努めるとともに河川の清浄化を図っていますが、近年の都市化に伴い廃棄物・生活雑排水や家畜のし尿などによる水質汚染が危惧され、環境対策が必要となっています。

### 【基本方向】

漁家生活安定向上を図るため、資源の増殖管理・生産基盤の整備・水産加工業の振興などを積極的に推進し、環境整備を進めながら住みよい漁村を形成していきます。

### 【具体的施策】

#### 1 つくり育てる漁業と水産資源管理

計画的に魚礁・築磯などの設置を行い、新たな漁場造成を進めます。

クルマエビ・イセエビ・カサゴ・ヒラメなどの稚魚放流を積極的に推進し、放流による資源の維持培養と漁業者の自主的な資源管理を基本とした適正な漁獲を行う計画的な営漁を促進していきます。養殖漁業においては、漁場の底質改善や新たな養殖資源を検討・研究し、養殖魚の品質の向上と販売促進に努めます。

また、藻場等漁場環境の保全等を目的とした、ウニ駆除や海底清掃を実施し、環境及び生態系の維持・回復に努めます。

## 2 漁業経営体対策

漁業経営体の堅実経営を図るため、漁業生産の安定・増加のための資源管理型漁業を推進し、また、漁船・漁具などの近代化を推進します。

漁業協同組合の体質強化を図るため、県や(財)宮崎県水産振興協会及び宮崎県漁業協同組合連合会と連携しながら、基盤強化や事業統合などを含めた議論を進めていきます。

## 3 漁業施設の整備

宮崎県圏域総合水産基盤整備事業計画に基づきながら、今後とも漁港としての機能を十分発揮できるように整備を推進します。

## 4 流通・水産加工の振興

出荷調整施設及び直売所の整備により、宮崎ブランド認証・門川金鱧(ハモ)や庵川ブランドみなみすずき(オオニベ)をはじめ鮮度の高い漁獲物の供給を推進し、地場水産物の消費拡大を図ります。

また、門川ブランド水産加工品の宣伝の強化、販路の拡大を促進します。加工組合への加入促進など加工業の育成強化を図り、工場の近代化・環境整備を促進します。

## 5 内水面漁業

五十鈴川漁協と連携して、今後も稚魚などの放流事業を継続し、資源保護増殖に努めます。



漁業種別水揚数量及び水揚金額の推移

(上段：水揚数量(トン)、下段：水揚金額(千円))

漁業種		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
門川漁業協同組合	船曳網漁業	111	86	137	235	187	277
		45,854	26,563	61,658	94,938	76,554	125,367
	小型底曳網漁業	103	94	101	92	86	71
		36,134	32,472	35,658	32,627	35,011	30,624
	延縄・曳縄漁業	308	268	200	98	76	70
		180,407	164,415	120,424	69,999	62,174	63,810
	小型一本釣漁業	3	4	4	4	8	4
		1,615	1,920	2,355	2,267	4,187	2,306
	養殖漁業	3	1	1	0	0	0
		2,256	1,005	989	122	0	0
	その他の漁業	37	51	77	91	66	32
		29,825	31,859	45,927	37,759	42,420	43,304
	合計	565	504	520	520	423	454
		296,091	258,234	267,011	237,712	220,346	265,411

漁業種		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
庵川漁業協同組合	小型旋網漁業	603	626	479	240	324	547
		54,557	50,573	59,274	36,713	37,858	36,611
	小型底曳網漁業	49	48	53	52	56	72
		23,293	23,865	25,451	23,916	28,858	35,225
	鮪延縄・延縄漁業	423	439	390	348	354	431
		311,182	359,446	316,130	303,759	291,365	382,716
	定置網漁業	261	299	363	238	242	292
		78,506	78,576	80,891	74,813	74,554	80,242
	採貝・採藻漁業	49	36	27	33	28	29
		28,620	20,971	16,001	16,059	15,992	18,387
	磯建網漁業	23	16	11	27	25	24
		15,910	14,134	9,410	21,627	21,060	21,624
	養殖漁業	129	124	136	128	121	78
		108,587	75,209	83,465	91,171	85,912	53,695
	その他の漁業	132	126	160	105	108	83
		53,104	58,095	68,785	45,429	54,264	46,722
合計	1,669	1,714	1,619	1,171	1,258	1,556	
	673,759	680,869	659,407	613,487	609,863	675,222	

資料：農林水産課

### 漁業種別経営体数及び組合員の推移

漁業種別	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	
	経営体数	経営体数	経営体数	経営体数	経営体数	経営体数	
中型旋網漁業	3	0	0	0	0	0	
小型旋網漁業	3	3	3	3	3	1	
シイラ旋網漁業	0	4	4	4	4	0	
船曳網漁業	4	4	4	2	2	3	
近海延縄漁業	2	3	3	3	4	3	
沿岸鮎延縄漁業	4	6	6	6	6	7	
その他の延縄漁業	27	14	10	3	3	3	
一本釣漁業	50	61	53	45	25	21	
曳網漁業	25	26	23	27	22	18	
小型底曳網漁業	35	30	29	31	21	16	
小型定地網漁業	14	15	15	14	13	11	
磯建網漁業	18	22	27	27	21	14	
採貝・採藻漁業	32	23	23	23	22	8	
養殖漁業	22	25	20	18	11	8	
その他の漁業	52	37	38	38	17	13	
合計	経営体数	291	273	258	244	174	126
	組合員数（人）	401	370	344	279	223	192

資料：農林水産課

### 組合員の年齢別構成の推移

（単位：人）

年次	所属	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
平成5年	門川漁協	0	9	23	28	55	79	194
	庵川漁協	1	20	16	25	50	64	176
	計	1	29	39	53	105	143	370
	構成比	0.3%	7.8%	10.5%	14.3%	28.4%	38.6%	100.0%
平成10年	門川漁協	0	0	16	24	25	111	176
	庵川漁協	0	19	20	25	29	75	168
	計	0	19	36	49	54	186	344
	構成比	0.0%	5.5%	10.5%	14.2%	15.7%	54.1%	100.0%
平成15年	門川漁協	1	4	10	16	14	66	111
	庵川漁協	0	9	32	16	25	86	168
	計	1	13	42	32	39	152	279
	構成比	0.4%	4.7%	15.1%	11.5%	14.0%	54.5%	100.0%
平成20年	門川漁協	0	5	9	17	18	41	90
	庵川漁協	0	10	24	19	24	56	133
	計	0	15	33	36	42	97	223
	構成比	0.0%	6.7%	14.8%	16.1%	18.8%	43.5%	100.0%
平成25年	門川漁協	0	5	1	14	15	52	87
	庵川漁協	0	8	7	29	15	46	105
	計	0	13	8	43	30	98	192
	構成比	0.0%	6.8%	4.2%	22.4%	15.6%	51.0%	100.0%

資料：農林水産課

## 第4節 商業の振興

### 【現況と課題】

国内の経済状況を取り巻く環境は、景気は持ち直しの動きが見られるとの見方があるものの、依然として厳しい状況です。

そのため、消費の低迷はもとより、インターネットの普及による購買手法の多様化など、消費者構造もさらに個性化・多様化されています。

そのような中、本町の商業は、延岡市・日向市の二つの経済商業圏に挟まれ、道路網の整備などを背景にした商圈の広域化や両市に広大な駐車スペースを持つ大型店舗の立地増などにより、本町消費需要のさらなる流出が懸念され、商店街、特に小規模小売業は新たな対応を迫られています。

そうしたことから、商店街についても単なる購買のための空間でなく、楽しみ・ゆとり・潤いと人々との交流を得ることのできる「暮らしの広場」としての役割が果たされるような空間づくりが求められています。

### ①商品販売額

本町の年間商品販売額は全体的には平成3年をピークに緩やかに減少しています。

その数値をみますと、平成3年で244億736万円、その内、卸売業107億7,548万円、小売業136億3,188万円となっています。

平成26年では183億639万円、その内、卸売業61億6,173万円、小売業121億4,466万円となっています。

年間商品販売額の推移

(単位：万円)

年	総数	卸売業	小売業
平成9年	2,068,189	959,728	1,108,461
平成11年	2,158,407	888,601	1,269,806
平成14年	1,971,835	691,048	1,280,787
平成16年	1,686,683	627,435	1,059,248
平成19年	2,157,701	968,766	1,188,935
平成26年	1,830,639	616,173	1,214,466

資料：商業統計調査・宮崎県調査

## ②商店数・従業員数

本町の商店数・従業員数について、卸売業・小売業の商店数及び従業員者数は共に減少傾向にあります。

中でも、平成26年の小売業の商店数は、平成19年と比較し58件の減、率にして27.8%減少しています。

商店数・従業者数の推移

年	卸売業		小売業	
	商店数 (店)	従業員者数 (人)	商店数 (店)	従業員者数 (人)
平成11年	31	252	232	1,004
平成14年	34	223	222	1,134
平成16年	34	237	200	999
平成19年	35	259	209	1,014
平成26年	27	177	151	849

資料：商業統計調査

## ③商店街

商店街近代化事業については、昭和59年に駅前通り商店街、平成6年に上・本町通り商店街において老朽化した街路灯などの整備をそれぞれ実施してきました。

改修後20年以上が経過し、また商店街の後継者問題などによる商店街の空洞化など取り巻く情勢は非常に厳しい状況にあります。

そのような中、門川町の表玄関である門川駅は流出入の主要交通網の一つとして、その役割には大きなものがあり、商業振興の上からも、門川駅の位置付けは重要であります。

そのため、中小企業の育成振興は町勢発展の上で欠くことのできない要素であり、本町においても国・県の諸政策と並行して各種振興策を実施してきたところであります。

その中であって、小規模事業者支援促進法第1号の認定を受け時代の流れに即応した「門川コミュニティーセンターAPIO」を平成6年3月に完成させ、本町の表玄関にふさわしい新たな「まちの顔」として商工業振興の核となって商工業の活性化と地域住民のコミュニティー形成の場として、利用促進を図っております。

一方、大規模小売店舗立地法の運用面での規制緩和・法改正により、延岡・日向両市を始め、町内にも大型店が進出するなど本町の商店街、特に小売店については、大変厳しい状況にあります。それらの対応を図るためにも商店街づくりや消費者ニーズに即応したショッピング機能とコミュニティー機能を備えた快適で美しい街づくりが必要であり、経営者相互の意識の高揚と連帯感の強化などにより、個性をもった魅力ある店づくりに創意工夫と自助努力が求められています。

#### ④買い物客の流出入

食料品などの最寄り性の強い商品は、比較的地元で購入されていますが、洋服・電化製品・家具及び贈答品などについては、延岡市・日向市などで購入する傾向が強く、テレビ(通信販売)・インターネットなどの利用によるショッピングも増加傾向にあり、その流出防止策が最も重要な課題となっています。

本町の商業は、商圏の広域化に対する商店街の近代化、大規模小売店舗の進出などに対する商店街の活性化といった課題に対応するため、商業の核となる集客力のある店舗の設定が必要です。また、門川南スマートICの完成により、高速道路利用者へ本町の特色をアピールする店舗の整備が必要です。

#### 【基本方向】

消費者ニーズへの対応を図りながら、商店及び商店街の魅力を高め、商業の活性化を図ります。

#### 【具体的施策】

##### 1 商業の育成

・消費者ニーズの多様化に対応するため、経営指導の強化・制度資金の活用により、個性的な特色のある店づくり、店舗の協同化などを促進します。

・各種研修制度の活用により経営者の資質の向上や後継者の育成などに努めます。

・商品管理や顧客管理を図るためICT(情報通信技術)などの研究・導入を促進します。

・町内での購入を促進するために、町内商店で購入できるプレミアム付き商品券の発行を継続して行うとともに、新たな創意工夫による購買力の強化につながる事業を商工会と連携し推進します。

・他産業との情報交換や関連した活性化の取組を強化するため、異業種での連携を促進します。

##### 2 魅力ある商店街づくり

###### (1) 商店街の活性化

・地場産品を活用した朝市・産業まつり・県内外での展示即売会など多彩なイベントの実施により、本町商業のPRに努めるとともに消費者のライフスタイルなどに配慮した商店街づくりを促進します。

・国・県等の助成事業の活用などにより、共同店舗や、街路灯の設置など活気あふれる商店街の空間づくりを促進します。

###### (2) 街づくりと一体となった商店街の整備

交流・憩いの空間として商店街の機能を強化し、集客力を高めるため、核となる店舗や商業集積の形成なども検討しながら街づくりと一体となった魅力ある商店街づくりを促進します。

### 3 物産販売センターなどの整備

本町特産品の宣伝・販売などの商業環境として、総合物産販売センターの設置など、門川南スマートICの完成により本町を通過する人々へのアピールを強化する商業集積の整備を促進します。

### 4 指導体制の整備

商工会活動の充実に努めるとともに、県及び商工会連合会などと密接な連携のもとに、経営指導員を活用し、指導体制の強化を図ります。

### 5 金融対策

中小企業の経営安定及び体質の改善・強化と金融の円滑化を図るため、各種制度資金斡旋を積極的に行うとともに、本町独自の融資制度の活用を促進します。



## 第5節 工業の振興

### 【現況と課題】

我が国の工業を取り巻く環境は、米国の金融危機に端を発した世界同時不況により深刻度を増し、我が国経済にも大きな影響を与えています。我が国の工業は、生産調整を余儀なくされ、これに伴って雇用情勢は厳しさを増しています。

そのような中で、これまで県北地域では産業振興や地域経済の活性化等、様々な施策について地域で一体的に取り組んできました。

平成6年には「ふるさと市町村圏」や「宮崎県北地方拠点都市地域」の指定を受け、産業振興をはじめ各種施策などに取り組んできました。平成19年3月に策定された「工業振興ビジョン」では、2市1町を1つの工業集積エリアとして位置付けています。

また、平成21年度には「定住自立圏共生ビジョン」が策定され、雇用・医療・福祉・商業など住民に必要な機能を確保し、地域の自立が図られようとしています。

そのような中で、大分県から宮崎県に広がる東九州地域には、人工心臓・注射針・カテーテルなど血液や血管に関する医療機器メーカーが集積し、世界有数の生産・開発拠点を形成していることから、地域の活性化を図るため、宮崎・大分両県の産学官が共同して、「東九州地域医療産業拠点構想～東九州メディカルバレー構想～」が策定されています。

県北地域においても、東九州自動車道の北九州～宮崎間の開通や門川南スマートICの設置、及び細島港の重要港湾指定などインフラ整備が進むため、物流面の飛躍的な向上等、将来的に明るい兆しはあるものの、近年の円高・デフレ問題により非常に厳しい状況に変わりなく、今後は、この高速交通体系等を生かした地場企業の活性化並びに新たな企業の誘致を図ることが最大の課題となっています。

本町の工業構造は、製造業などが主なものであり、工業出荷額は平成26年173億円で平成22年に比較して出荷額が9%減少しております。また、事業所数・従業員数は数字では横ばいであるが、非正規・派遣社員等からの雇用確保の傾向が強くなっています。門川南スマートICの設置に伴い、企業誘致を推進するために「門川町都市計画マスタープラン」を基に、高速道路付近における新たな工業団地の整備に向けて、調査・検討を行っていきたいと考えます。

#### ①地場企業

本町の地場企業は、出荷額で見ると食料品、電気機械などの業種の占める割合が高くなっています。特に食料品においては、知名度を活用した水産加工品を中心とした販売活動が活発であり、また、水産業と深いかかわりのある食品加工を中心に新たな加工技術の導入が進んでいます。

展示会及び物産展などを通して、地域資源を活用した地場企業の育成を図るとともに、地場製品の新商品の開発と販路拡大などが求められています。

#### ②企業の誘致

地場企業との調整を図りながら雇用の拡大、住民福祉の向上を図るためにも企業誘致が重要です。

企業立地促進条例の奨励措置を活用し、今日の産業構造の変化や、高速道路環境の進展、さらには雇用人数の確保等により、町としても積極的かつ早期に誘致環境の整備を進める必要があります。

### ③工業の集団化

既存企業で、市街化区域に点在している企業などは、公害防止などによる環境整備の観点から、工場団地化などによる集団化が望まれます。

工業の振興は、町勢発展の基本であり地場産業を育成すると共に、工業経営の合理化・近代化・労働力の確保に努める必要があります。

#### 【基本方向】

急激な経済情勢の変化に対応できる経営力の強化・技術の高度化・新たな産業の創出・情報化や国際化などを図りながら地場産業の育成に努めるとともに、高速道路環境の整備が進む中で、新たな工業用地の整備など積極的な工業立地対策を推進します。

#### 【具体的施策】

##### 1 企業立地対策の推進

企業に対する優遇措置などを拡充し、積極的に企業誘致・育成に努めます。

企業立地に最も重要な事項である用地の確保について、企業への用地提供までの迅速な対応が課題であるため、今後、最適の用地を新たな工業団地として選定し、都市計画マスタープランの見直し及び地区計画を策定し、企業ニーズに対応できる体制を整えます。

##### 2 人材の育成・産業の連携

圏域の工業会等と連携しながら、企業で活躍できる人材の育成を図るとともに、圏域の企業と町内企業との交流や町内異業種間の交流促進などにより、地域産業の活性化を推進します。

工業事業所数、従業員者数

(単位：人)

年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
事業所数	48	49	42	43	40	41	42	40
従業員数	1,567	1,510	1,435	1,448	1,166	1,620	1,483	1,450

資料：宮崎県の工業

工業出荷額の推移(平成19年を100とした場合)

(単位：億円)

年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
門川町	211	210	160	190	140	287	192	173
(平成19年を100)	100.0	99.5	75.8	90.0	66.4	136.0	91.0	82.0
宮崎県	14,367	14,098	12,295	13,119	13,419	14,370	14,475	15,275
(平成19年を100)	100.0	98.1	85.6	91.3	93.4	100.0	100.8	106.3

資料：宮崎県の工業

## 第6節 観光の振興

### 【現況と課題】

温暖で豊かな自然に恵まれた本町は、既存の観光施設を活用しながら、自然環境を生かした観光事業の積極的な振興を図る必要があります。

また、観光産業においては、地域間競争が激化する中、本町の特性を生かした観光資源の創出や受け入れ体制の充実が必要です。

東九州自動車道「宮崎市～北九州間」が平成28年4月24日に直結し、北九州市まで約3時間とアクセスが格段に向上したことから、今後、ターゲットを福岡圏域まで拡大し誘客を図る必要があります。

また、東九州自動車道の整備に併せて高速バスの運行が始まるなど、九州を取り巻く観光の流れが大きく変わり、関西・中国地方から南九州への観光客が大幅に増加することが期待されることから、日向・東臼杵広域観光協議会をはじめとして、県北一帯の広域的連携での観光推進を図る必要があります。

このような中で、本町を代表する観光地として、夢人島サバイバルアイランド(乙島)・門川海浜総合公園(スライダープール)・遠見山(森林公園)などがありますが、観光施設を有効利用していくためにも道路の改良整備・施設整備を促進する必要があります。

併せて、国の天然記念物であり、町の鳥でもある「カムリウミスズメ」は、繁殖期には、枇榔島周辺の海上に約3,000羽が生息しています。これは、世界の約半数にあたる数であることから、観光面での推進策としての活用が期待されます。

観光客の推移

(単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
観光客数	227,044	220,706	223,002	219,592	278,803

資料：観光動向調査

### 【基本方向】

本町の持つ豊かな自然を活用した観光資源や自然環境との調和のとれた施設の整備や開発を進めます。

観光関連産業の育成とともに、広域的連携の推進を図り、県内外の観光客が訪れ活力と魅力にあふれる門川観光の再生を目指します。

### 【具体的施策】

#### 1 遠見半島を中心とした観光振興

開発拠点地区として整備された遠見半島につきましては、福祉健康交流研修施設(かどがわ温泉心の杜)・ふれあい多目的広場などが整備されました。

今後は、岬権現などの恵まれた自然環境を有効に活用し、遠見山・乙島・海浜総合公園などと有機的な連携を図り、広域的な観光の振興及び施設・道路整備の推進を図ります。

## 2 地域産業の観光的活用

農林水産物など地域資源を活かした質の高い土産品などの開発を促進するとともに、観光漁業も視野に  
入れたエコツアーやグリーンツーリズムなど、農林水産業の観光的活用を促進します。

## 3 観光ルートの確立

新たな観光開発の形成と歴史資源・暮らし文化・豊かな自然・生活を営む人々など、身近にある観光資源  
を活用しながら広域的に連携して観光推進を図ります。

## 4 交通体系の整備

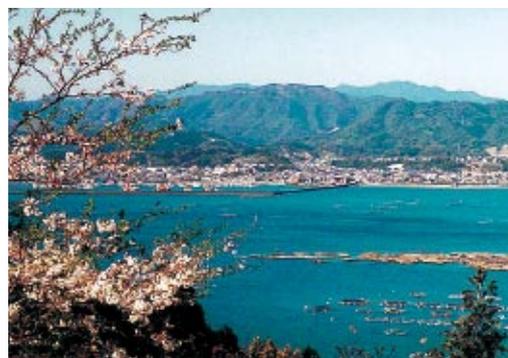
広域的な観光ルートの確立や観光客の誘致など観光振興にとって、交通体系の整備は不可欠なため、公  
共交通機関の充実・道路交通網の整備促進を図ります。

## 5 道路観光案内

町内各所の観光地と近隣市町村観光地の連携強化のため、きめ細やかな案内標識などの設置整備を図  
ります。

## 6 自然資源の保護と活用

自然資源保護に努めるとともに、施設などの整備にあたっては自然との調和を図り、自然の魅力が楽しみ  
清潔で快適に過ごせるような安全な観光地づくりを進めます。



## 第3章 心豊かなまちづくり

### 第1節 生涯学習の推進

#### 【現況と課題】

本町はこれまで、門川町長期総合計画において生涯学習の理念に基づき、「日本一住みよい門川町」を目標に豊かな人づくりに取り組んできました。

その中で、国際化・情報化・少子化・高齢化の進展などの社会環境の変化に対応できる能力の開発を目指し、自主性・社会性・創造性に富んだ心身ともに調和のとれた人格の形成を基調として、生涯教育の各分野で施策の充実に努めてきました。

その結果、町民の学習意欲は徐々に向上し、学習活動・社会参加活動などにも自主的・自発的な取組が見られるようになりました。

このような中で、町民の学習に対する要求は、

- ・複雑化する社会情勢を反映して、高度化・多様化している。
- ・青少年期に集中した学校教育への期待が課題になっている。
- ・家庭教育・社会教育との役割分担の明確化や連携のあり方等が求められている。

このようなことから、教育全体の改革の必要性を考慮し、「第二次門川町教育振興基本計画(平成28年度～平成32年度)」を策定し、計画の実現に努めていきます。

#### 【基本方向】

計画策定にあたっては、町民の自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能や相互の関連性を考慮しつつ、総合的に整備・充実していく必要があります。

今後は、これまでの成果を生かしながら、

- ・生涯学習を支える人材の計画的な養成
  - ・家庭教育・学校教育・社会教育の充実と連携強化
  - ・各種生涯学習情報の提供と学習相談活動の充実
  - ・中央公民館・文化会館・図書館等を核として自治公民館と連携した生涯学習の場の整備充実
  - ・町民の生涯学習に対する意識の啓発及び町民のさらなる自発的な参加意欲の育成
- など、長期的な視野に立った総合的な施策のもとに、「町民一人ひとりが主役のまちづくり」を目指し、生涯学習のまちづくりの推進に努めます。

#### 【具体的施策】

##### 1 生涯学習推進体制の整備・充実

###### (1) 総合的支援体制推進組織の充実

- ・町民が充実した生活を目指して、多様な活動を主体的に行えるような学習の場を整備します。そのために、総合的支援体制の構築を目指すとともに、教育諸機関との相互のより緊密な連絡・情報交換を行います。
- ・個人や地域など幅広い層での生涯学習を推進するための組織づくりに努め、生涯学習の具体的な施策を推進します。

## (2) 学習機会内容の充実(いつでも、どこでも、だれでも)

- ・町民が乳幼児期から高齢者に至るまで、そのライフステージ毎に必要な学習活動が展開され、かつ、学習内容も各時期相互に関連性を持たせ、連続するよう十分配慮します。
- ・潜在的な学習需要を持つ人に対しても、適切な配慮を行い、町民の誰でもが希望する学習に取組めるよう「いつでも、どこでも、だれでも」という立場で、学習しやすい環境の整備に努めます。
- ・町民の多様な学習ニーズや情報化・国際化・成熟化・高齢化などの時代の変化に対応した生涯学習プログラムの開発に努め、関係学習施設の相互の連携のもとに、学習機会の提供に努めます。また、パソコン・インターネットに関する各種講習については、その重要性や町民のニーズなどから、平成 13 年度より継続して開催しており、さらに推進に努めます。

## (3) 学社融合の推進

- ・平成 14 年度から学校が完全週休 5 日制となったことから、学校外活動の充実に努めます。
- ・学校・家庭・地域社会の教育機能の強化・連携を図り、児童生徒のたくましく生きるための健康や体力はもちろん、他人を思いやる心や感動する心など「豊かな感性」の育成・体験活動・異年齢・異世代との交流活動等、地域の活性化を図るため、学社連携融合をより一層推進します。
- ・学校・家庭・地域社会が一体となって子どもたちに関わっていくため、「かどがわ教育の絆推進懇話会」のさらなる充実に努めます。

## 2 学習情報提供・相談体制の充実

### (1) 生涯学習情報の提供及び普及・啓発

学習意欲のある町民のニーズに応じ、生涯学習関連の情報や資料について、必要に応じて提供できるよう関係資料の整備に努めるとともに、近隣市町村の状況を含め広域的な情報の収集にも努めます。また、町民の生涯学習に対する理解と機運が高まるように情報の提供や普及・啓発活動を推進します。

### (2) 学習に関する相談体制の充実

生涯学習に関する情報の提供にとどまらず、町民の学習に対する要望の多様化・高度化・個別化への対応のため、相談体制の充実に努めます。

## 3 生涯学習環境の整備

### (1) 指導者の育成と人材の確保

生涯学習を円滑に推進し、学習内容の高度化・専門化・多様化に対処するため、幅広い分野で優れた資質と専門的な能力を備えた指導者を育成し、人材バンク登録による活用を図ります。

### (2) 生涯学習施設の整備・充実

#### ① 勤労者総合福祉センターを中心とした施設の整備・充実

中央生涯学習センター拠点施設としての役割をもつ勤労者総合福祉センター及び文化会館の整備・充実に努めます。

#### ②図書館の充実と活用促進

生涯学習推進の機運が高まる中、急激に変化する現代社会では、町民の自発的な学習意欲を支援する図書館の役割が重要になっています。

町立図書館の充実と活用促進を図り、気軽に立ち寄れる雰囲気づくりと、必要な図書や資料及び情報の収集・整理に努めます。

#### ③中央公民館の活用促進

中央公民館は、本町の生涯学習講座の拠点として位置づけられており、今後も隣接する歴史民俗資料館や町立図書館とともに、生涯学習活動に一体的活用が図られるよう努めます。



## 第2節 就学前教育・義務教育の充実

### 【現況と課題】

本町の教育は、幼児期から義務教育修了までの教育を通じて、学校・家庭・地域が一体となって、「早起き・早寝・朝ごはん」等の基本的な生活習慣の習得や仲間づくり等の社会性の獲得をはじめとする発達段階ごとの課題に対応しながら、門川町内に在住するすべての子どもが、将来自立して一人の門川町民として社会の中で生き、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育てるとともに、国・県・町及び社会の形成者として必要な基礎的資質や能力を養う力を育てることを目指しています。

また、青少年の非行問題・児童生徒のいじめ・不登校などの行動に対処するなど青少年の健全育成に努める必要があります。

さらに、児童生徒が安全・安心で快適な環境の中で、個性を伸ばし、知・徳・体のバランスの取れた人間形成を育むため、防災を考慮しながら校舎の改築・諸施設の改修・内容の整備向上などに努め、教育環境の整備充実を図ることが必要です。

### ①就学前教育

近年、就学前教育が子どもの健全な発育のために重要であるといわれています。女性の社会参加などを反映し、教育の低年齢化が進み、質の高い就学前教育が望まれています。

### ②教育環境の整備

本町の児童生徒数は、年々減少傾向にあります。現在の人口動態からみると、今後は、特別の社会的人口増がない限り児童生徒の増加は見込めません。

また、学校規模については西門川小・西門川中を除けば、特に問題なく適正規模校といえますが、今後、児童生徒数は小学校が減少傾向、中学校が横ばいの状態での推移が見込まれます。

教育環境の整備については、校舎の老朽化などに伴い、適正な維持管理や長寿命化計画の策定、情報教育の充実を図る必要があります。

### ③確かな学力の向上

これからの時代を児童生徒が主体的・創造的に生きていくためには、「今までに学習した内容を、新たな問題を解決するために活用する力」を向上していくことが重要です。基礎的な知識・技能の習得とあわせ、それらを活用する能力を身に付けることが求められています。

また、上学年になると、学力に関する個人差が大きくなる傾向があり、この対応が求められます。

### ④特別支援教育

人間尊重を基調とした心身ともに調和のとれた人間の育成を行う上で、特別な教育的支援を要する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うことが求められています。

障がいの重度・重複化、多様化への対応、また、特別支援学級の児童生徒に加え、通常学級に在籍している学習面や行動面で困難を抱えている児童生徒への対応も求められています。

#### ⑤生徒指導

児童生徒をとりまく環境は、家庭や地域の教育機能の低下、自然や遊び場の減少など、多くの問題があります。そこで、児童生徒の非行問題・いじめ・不登校など問題行動の多様化・低年齢化・広域化などに対処するため、その正確な実態の把握に努め、教師の指導力の向上に努めるとともに、学校・家庭・地域社会及び各関係団体などが一体となった健全育成への取組が重要であり、そのための一層の推進体制を整える必要があります。

#### ⑥健康教育

成長期にある児童生徒の体格・体力向上及び健康の増進を図るため、遊具や体育施設の整備充実に努めるとともに、子どもの生活習慣病・う歯・近視・肥満・虚弱体質などの増加傾向に鑑み、保健活動・学校給食の充実と併せ、学校・家庭・関係機関が連携し、一層の対策を講じる必要があります。

#### ⑦安全教育

本町は、海や川の自然に恵まれている半面、地震や大雨による災害が心配される地域でもあります。予測の難しい自然災害に適切な対応ができる児童生徒の育成が必要です。

また、登下校時や帰宅後の交通事故や不審者に関する事案も起きています。各学校においては、安全教育に重点をおき、計画的に指導を進めていますが、今後も学校施設の点検整備はもちろん、学校、家庭、地域社会や関係団体と連携し、一層の安全教育と環境整備に取り組む必要があります。

#### ⑧人権教育

「人間尊重の精神を基本とし、不当な差別や偏見を排除し、基本的人権を尊重する人間を育成する。」との理念に基づき「門川町人権教育基本方針」を制定し、推進に取り組んでいるところですが、さらに教職員の研修を深めるとともに、学校・家庭・地域が一体となり、その充実を図っていく必要があります。

#### ⑨学校給食

学校給食については、共同調理場方式・単独校方式・親子方式で完全給食を実施しています。今後は学校だけでなく、様々な関係機関との連携を図りながら、各学校における食育の推進・充実を図っていく必要があります。

#### ⑩ふるさと教育

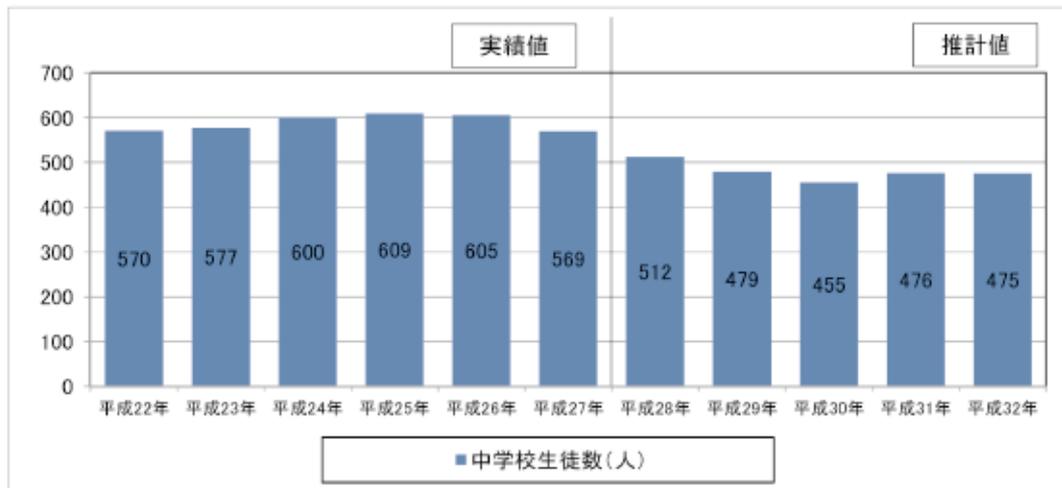
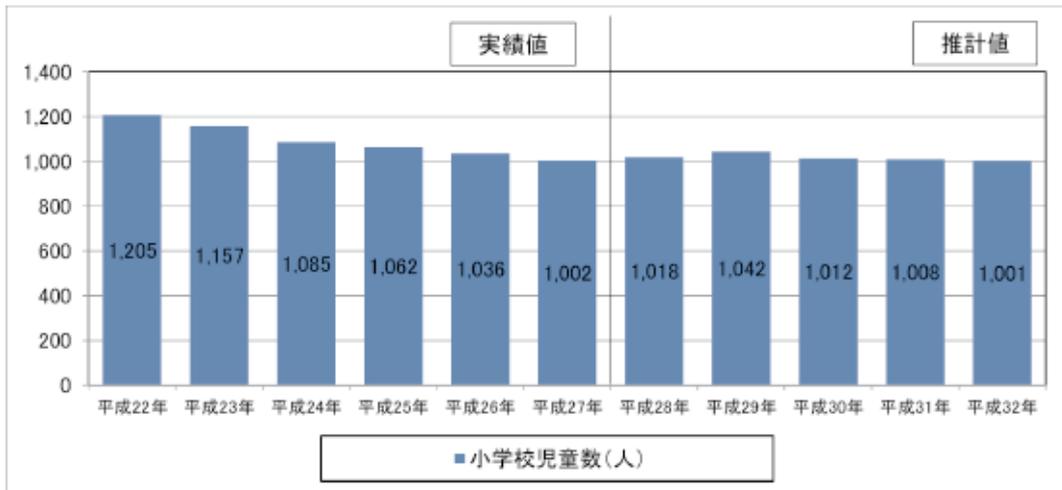
本町は、「ひと」「もの」「こと」の教育資源に恵まれた町です。地方創生の観点からも、生まれ育った「ふるさと門川」に愛着をもち、「門川のために貢献したい」という気持ちをもった児童生徒を育成していくことが求められています。

#### ⑪キャリア教育

若者の早期離職、フリーターやニートと呼ばれる若者の増加が社会問題となっています。このような中、児童生徒に自己の進路をしっかりと選択できる能力や、正しい勤労観や職業観を身に付けさせることが求められています。

## 児童生徒数の推移

平成28年5月1日現在



資料:教育総務課

### 【基本方向】

幼児期は、遊びの中からいろいろな体験を通して言葉や習慣・秩序が身につく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、心身とも健康で豊かな情操を育む教育を進めていきます。

学校教育は、教育基本法の理念のもとに、人間尊重を基調として、児童生徒一人ひとりの個性を尊重しつつ能力を伸ばし、豊かな人間性を培い、変動する社会の一員として自立して生きていくための基礎となる知・徳・体のバランスの取れた資質・能力の育成を図るため、教育内容・教育条件の質の向上に向けた取組を推進します。

小学校においては、児童の望ましい発達を図るため、また、確かな学力の向上を図るため、教育内容の精選、充実に努め、子どもたち一人ひとりの「生きる力を育む教育」の充実に努めるため、学習指導の工夫改善、基礎的・基本的事項に係る指導の徹底を期して、心身ともに安定した学校生活を実現します。

中学校では、小学校において習得された基礎的・基本的知識・技能を基盤として、生徒の個性、能力を生かす教育指導の充実を図るとともに、教師と生徒及び生徒同士の好ましい人間関係の確立と、生徒の夢や希望を具体的に形にする質の高い進路指導を充実させ、適切な指導体制を確立し、心身ともに充実した学校生活の実現に努めます。

計画の推進に当たっては、「第二次門川町教育振興基本計画」を基に、学校・家庭・地域が一体となって取り組めます。

### 【具体的施策】

#### 1 就学前教育の充実

幼児教育(保育)から義務教育へスムーズに移行できるよう、幼稚園・保育園(所)・小学校の連携を図り、一貫した教育を目指します。

また、教育機会の拡大を図るため、幼稚園就園奨励事業を継続して行い、保護者の負担軽減を図ります。

#### 2 教育環境の整備

児童生徒の人格形成や個性・能力を伸ばす場として学校環境の及ぼす影響が大きいことから、児童生徒の発達段階に応じた弾力的な教育課程の編成、教育方法の改善充実に努めます。また、施設においても、老朽化している校舎の改築や防災機能の強化、省エネルギー化の推進、教育機器の近代化を長期的視点に立ち計画するなど、教育環境の整備を図ります。

##### ①校舎の改築と施設の整備近代化

校舎の老朽化に伴い、改築・大規模改造などの維持補修に努め、ゆとりある施設と近代化を推進します。

また、施設の改修については、非構造部材の整備、ユニバーサルデザインの活用を図り、将来を見据えた機能的な施設整備を促進します。

##### ②教材・教育機器などの施設の整備近代化

高度情報化時代をむかえ、時代に対応したコンピューターなど教育機器などの整備充実と更新を年次的に進めます。

##### ※語句説明

ユニバーサルデザイン…文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)

#### 3 確かな学力の向上

児童生徒の学力や学習状況を把握する取組みとして、学力・意識調査等の実施や、学習到達度テスト等の実施を推進します。

また、日々の授業を充実させるために、教職員の指導力の向上や学力の個人差への対応に努め、児童生徒の確かな学力の向上を目指します。

さらに、門川町教育研究所や門川町教育推進協議会、門川町教育振興研究会が連携して、確かな学力の向上に向けた取組みを推進します。

#### 4 特別支援教育の充実

特別支援教育については、児童生徒一人ひとりに対応した教育を進める観点から、教職員や特別支援教育支援員の十分な配置、必要となる備品等の整備について、国や県と連携を図り、児童生徒たちの成長や発達段階に応じた教育が行える環境の整備・充実を図ります。

併せて、各学校内の特別支援コーディネーターを中心とした支援体制並びに就学指導委員会による学校の支援体制の整備・強化を推進します。

#### 5 生徒指導の徹底

生徒指導については、青少年の健全育成の立場から、複合的な要因により派生する諸々の問題行動の現状を認識し、児童生徒の人格のよりよい発達を目指し、社会の秩序を守り、規律を遵守し、健全な行動や態度が身につく指導の徹底を図ります。そして、児童生徒の豊かな情操や規範意識、公共の精神を育む観点から、道徳教育や人権教育、情操教育の充実を図ります。

また、いじめや不登校に関するアンケート調査を実施することで実態を把握し、未然防止及び早期発見に努めるとともに、いじめや不登校児童生徒への適切な対応に努めます。

さらに、学校や家庭、「要保護児童対策地域協議会(アームインアームかどがわ)」等との連携を図り、地域ぐるみの指導体制づくりを推進します。

##### ※語句説明

要保護児童対策地域協議会(アームインアームかどがわ)…虐待や非行などさまざまな問題を抱えた児童の早期発見と適切な保護を目的として、市町村などの地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置する協議会

#### 6 健康教育の充実

生涯にわたって知・徳・体のバランスの取れた生活を送るための能力や態度を培うため、体育教科・クラブ活動及び運動部活動など学校体育の充実と指導体制の強化に努めます。

また、家庭・地域及び関係機関・団体などと連携し、総合的に保健安全に関する組織活動を推進するとともに、心とからだの調和のとれた健康教育の充実に努めます。

#### 7 安全教育の徹底

児童生徒一人ひとりが、生涯にわたって安全で健康な社会生活を営むための能力や知識・習慣を身に付けるため、全教育活動を通して安全教育の充実を図ります。また、交通安全教育・水難事故防止などについて実技指導をはじめ、特別活動・道徳教育との関わりを密にして、家庭・地域社会と連携して指導の徹底を図ります。

また、家庭や地域、「子供見守りネットワーク」等との連携を強化し、交通事故や声かけ事案等の未然防止に努めます。

さらに、学校施設へのAED(自動体外式除細動器)を設置するなど、一層の危機管理体制の充実に努めます。

南海トラフ巨大地震・津波への対策としては、「津波被害安全対策マニュアル」の活用や防災教育の推進に加え、各学校に学校防災士を配置し、教職員研修や避難訓練の充実に図ります。

### 8 人権教育の推進

人権尊重の精神を基本とした「門川町人権教育基本方針」を指針とし、学校内外において人権尊重の意義を高める教育を推進するとともに、児童生徒の発達段階及び地域の実情に即して、人間尊重の教育の充実に努めます。

### 9 学校給食の充実

学校給食においては、家庭・学校などの連携のもとに、「食育」教育を含めた食生活指導に努めるとともに、学校給食の安全衛生管理の強化に努めます。

また、学校給食の円滑かつ効率的運営を図るため、調理業務の民間委託について検討を進めていきます。

今後は、食の安全や地産地消の考え方を基本に、地元産の米をはじめとする産地の特定できる安全な食材の積極的な使用や「食育」教育推進の観点から「早起き、早寝、朝ごはん」運動を積極的に推進し、食の重要性を啓発しながら、教育活動としての学校給食を実施します。

### 10 ふるさと教育の推進

小・中学校では、総合的な学習の時間などにおいて町教育研究所が作成した「ふるさと教育素材集」を活用したふるさと教育を行うとともに、小学6年時に行う「防波堤壁画」や「新春子どもの声を聞く会」などの行事を通して「ふるさと門川」を愛する心の育成を図ります。

また、指導者である教職員が、門川町の「ひと」「もの」「こと」を十分理解しておくことが重要であるとの考えから、教職員対象の町内視察研修やカムリウミスズメ観察会を実施します。

### 11 キャリア教育の充実

小・中学校では、町教育研究所が作成した「キャリア教育年間指導計画」にそって学習するとともに、職場体験学習など、児童生徒が直接働く人と接する経験をさせることにより、学ぶことの意義や働くことの意義を理解し、主体的に進路を決定していく態度や意欲を培うよう努めます。



## 第3節 社会教育の充実

### 【現況と課題】

現在の地域を取り巻く環境は、都市化や核家族化、少子高齢化の進行や産業構造の変化に伴い、地域社会や家庭の環境が大きく変化しました。

また、住民も地域社会の一員としての意識や連帯感が薄れ、地域的なつながりも少なく、家庭の孤立化が進んでいることが課題となっています。

さらに、インターネットや携帯電話など高度情報化の進展により、子どもを取り巻く環境が複雑多様化し、機器の不適切な使用による問題も発生しています。

地域の住民が、地域社会は自らの生活基盤であるとともに、地域の構成員であるという意識を持ち、地域の子どもは地域で守るという活動が生まれています。このような意識を育てていく上で、地域住民による自主的な学習活動や社会参加活動が果たす役割は極めて大きいものがあります。そのために、地域の課題を的確にとらえた学習活動の提供、人づくり・まちづくりなど、地域に親しみの持てるような社会教育活動・住民相互の交流につながる社会教育活動の振興に努めていく必要があります。

### 【基本方向】

「町民一人ひとりが主役のまちづくり」の実現のためには、地域社会の担い手である住民のさらなる意識の高揚を図ることが必要です。

そのため、社会教育団体への研修活動を充実し、地域社会における連帯意識の高揚と町民相互の輪の拡大を促進します。

これまでの経済発展がもたらした人々のライフスタイルの変化・価値観の多様化・高学歴化の進展・自由時間の増大の中、人々は物心両面の豊かさを求め、高度で多様な学習機会の充実を求めています。このような人々の多様化・高度化する学習ニーズに的確に対応するために、様々な方法により豊かな学習機会を確保するとともに、学習情報の提供などを通じて、住民の自主的な学習活動を支援・促進に努めます。

### 【具体的施策】

#### 1 家庭教育の充実

家庭教育は、子どもたちの基本的な性格を形成する上で重要な意義を持ち、家庭基盤の充実は、今日、国民的な課題であることから、家庭における教育機能の回復を期して、より充実した家庭教育の推進を図ります。

そのため、学校や地域社会並びに関係機関・団体との相互連携を強めながら、家庭の教育力の向上に努めます。

- ①家庭教育学級などの親に対する学習機会の拡充や学習内容の充実を図ります。
- ②心ふれあう親子の共同体験・自然体験など、家庭教育に関する学習機会の拡充に努めます。
- ③家庭教育の活性化を図るため、各種資料等による啓発や情報資料の提供を通じて、家庭の教育力の充実支援を図ります。
- ④家庭教育上の諸問題に対応するため、専門的な人材を配置して活用を図るとともに、家庭教育支援委員を活用して家庭教育の推進を図ります。

- ⑤子どもを中心に、ゲームやインターネット・携帯電話等の不適切な使用により、事件・事故等重大な問題が発生しています。高度情報機器の誤った使用によっては大きな事件等に巻き込まれる恐れがあるため、家庭内での認識を深める教育や、適切な使用についての啓発や研修を行います。

## 2 学習情報提供・相談体制の充実

青少年の調和のある成長と社会参加を促進するため、発達段階を踏まえた少年・青年の学習機会の拡充を図り、学校・家庭・地域社会と連携しながら青少年の健全育成に努めます。

また、教育・文化・スポーツ活動を通じて、青少年の知識・技能の習得を促進し、創造性・社会性を培い、次代の郷土の担い手としての人間形成を目指します。

### (1) 少年教育

放課後児童クラブや高齢者クラブ等を積極的に活用し、異年齢集団の中で自然に接する機会の拡大・団体活動の助長・郷土文化の継承活動や特定の興味や関心を自主的・持続的に追及する活動を振興することなどにより、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を培うとともに、「思いやりの心」「感動する心」など、豊かな心を持った子どもの育成を図ります。

### (2) 青年教育

青年が自主活動を通じて自己実現を図り、その社会的役割を責任を自覚し、集団への帰属意識や連帯意識を高めるため、諸団体やグループへの加入を積極的に推進し、地域社会におけるボランティア活動や文化活動を実施するなど、社会参加を推進するよう努めます。

### (3) 青少年の健全育成

青少年健全育成町民会議・青少年指導員・学校・PTAさらに社会教育団体と緊密な連携を図り、情報交換をしながら青少年の健全育成に努めます。

## 3 成人教育の充実

「町民一人ひとりが主役のまちづくり」の実現のためには、地域の構成員の中心である成人の地域社会の一員としての意識や連帯感の高揚が必要です。このような意識を育てていく上で、自主的な学習活動や社会参加活動を促進していくことが大切です。成人に対して、地域の課題を的確にとらえた学習活動の提供、ひとづくり・まちづくりなど地域に親しみを持てるような社会教育活動、住民相互の交流につながる社会教育活動の進行に努めていきます。

・人材育成事業『かどがわ創生館』の実施

### (1) 成人教育

成人の多様な生活形態や高度化、専門化した学習ニーズに対応するため、学習機会の拡充並びに内容の充実に努めます。また、できるだけ多くの町民が学習活動に参加できるように、学習に関する情報提供や相談体制の確立に努めます。

## (2) 女性教育

社会の変化に伴い、高度化・多様化した女性の学習要求に対応する学習機会を提供し、女性の資質や能力を向上させるとともに、女性団体の活性化や自主グループの組織化に努め、女性の社会参加の促進を図ります。

## (3) 高齢者教育

高齢者が健康で心豊かに充実した生きがいのある生活ができるよう、高齢者の希望や地域の状況などに即して、実践的・活動的な方法を採用したり、異なる世代との交流や各人の生活課題を重視するなど、自主的な参加意欲を満たし、学習効果を高めるように努めます。

また、高齢者のもつ優れた経験や知識・能力を生かして社会参加ができるよう配慮します。

## 4 人権教育の推進

今日の社会を基本的人権の尊重という視点から見ると、女性・子ども・高齢者・障がい者・HIV感染者などに対する差別・思想・信条・学歴による差別など、日常生活の中で無意識のうちに行っている基本的人権侵害の事例があげられます。

人権・同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる問題であり、日本国憲法に保障されている基本的人権にかかわる国民的課題であることから、その解決に果たす教育の役割はきわめて大きいものがあります。

### (1) 人権に関する学習機会の提供・学習プログラムの開発

幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、それぞれのライフサイクルにおける学習活動に対応して、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会の一層の充実を図ります。また、学習意欲を喚起する学習プログラムの開発に努めるとともに、学習を充実させるための映画やビデオなど学習教材の提供に努めます。

### (2) 指導者の養成

社会教育における同和教育を一層推進するため、人権に関し幅広い識見のある人材を活用するなど、指導者層の充実を図ります。

## 第4節 生涯スポーツの推進

### 【現況と課題】

高齢化の進行により、一生を通して健康で文化的な生きがいのある豊かな生活を営むことが求められています。

このような中において、健康の保持増進はもとより、精神的充実感や喜び・楽しさ・「感動」を与えてくれるのがスポーツです。

本町では「スポーツで築く文化的で明るく豊かな生活」(光る汗・鍛える心・築こう郷土)をスローガンに、「生涯スポーツ」の推進を図っています。その結果、最近、日常生活の中にスポーツ活動を取り入れ、健康・体力づくりに励む町民が年々増加し、望ましい傾向になっています。

また、スポーツに親しむ施設環境についての整備も急速に進められて、各学校の体育施設・海浜総合公園・勤労者体育センターなどの施設が整備され、広く町民に活用されています。

しかし、多様化する活動ニーズや生活様式の変化に伴い、夜間の屋外体育施設の整備、地域スポーツ推進組織の充実、さらに町民の「生涯スポーツ」に対する意識の高揚を図る必要性などの課題があります。

### 【基本方向】

町民が健康で生きがいを持ち積極的な社会参加をすることを目指して、スポーツ人口の拡大を図るため、スポーツ環境・施設の充実と健康づくり・体力づくりを展開し、スポーツ団体の育成、年齢や体力に応じた幅広いスポーツ活動への参加を促進することにより生涯スポーツの実践を進めます。

### 【具体的施策】

#### 1 体力の向上と健康の保持増進

スポーツ推進委員などを中心に、スポーツ教室・健康教室・実技講習会などを開催し、スポーツに親しむ機会を提供するとともに、青少年から高齢者まで年齢や体力に応じた幅広いスポーツ活動を推進します。

また、レクリエーション的要素を取り入れた「ニュースポーツ」などの普及や、誰でも生き生きとスポーツに親しむことができる支援を充実していきます。

#### 2 スポーツ団体の育成

スポーツ団体に積極的な大会の開催や参加を促進し、組織の強化・指導者の育成・リーダーの養成・選手の強化などの援助体制の充実やスポーツ人口の増加を図ります。

- ・町民体育大会やかどがわ健康ロードレース大会
- ・東九州ソフトボール選手権大会や九州地区少年サッカー大会
- ・文化祭体育部門の各種競技大会
- ・宮崎県民総合スポーツ祭
- ・組織の強化・選手の強化・リーダーの育成など

### 3 スポーツ活動の推進

少子高齢化が進む中で、子どもから高齢者まで多くの町民がスポーツを生活の中に位置づけ、生涯にわたりスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ少年団の加入促進や軽スポーツなどの参加を促し、関係団体などとの連携を進め、スポーツ活動の中での青少年の健全育成や健康の増進を図ります。

また、地域のスポーツ活性化のためにリーダーの育成や地域の交流を行い、スポーツ活動を推進します。

### 4 体育施設の整備・充実

体育施設の活用を積極的に推進するとともに、門川町の自然を生かしたウォーキングコースなどの整備・充実を図ります。



## 第5節 文化の振興

### 【現況と課題】

国際化・情報化・少子高齢化の進行、さらには価値観の多様化、余暇時間の増大など、近年の社会経済情勢の変化を背景として、物の豊かさから心の豊かな質の高い生活が求められるようになりました。そのため、教養や趣味のための学習、芸術の鑑賞や創作活動など、多様な文化活動が盛んに行われ、住民が文化活動に深くかかわり、また内容も一段と高度なものになりつつあります。

本町では、文化施設の整備・充実を図り、文化活動の活性化が図られています。公益財団法人門川ふるさと文化財団と連携しながら、県内外文化施設との文化事業ネットワークや、地域からの文化情報発信など、様々な施策を実施してきました。

また、本格的な地方分権が進み、個性ある魅力的な地域づくり、自立した地方の時代が到来しようとしています。

これからは、門川町民一人ひとりが地域の存在の意義を大切にしながら、生き生きと豊かに生活していく上で文化の果たす役割は、ますます重要なものになってきています。

このような状況に対応するには、限られた町民のための文化でなく「誰もが参加する文化」と位置付け、個性や多様化を尊重し、住みよい地域づくりの視点を持ちながら、さらに地域の交流・連携を進め、新たな町民文化の振興に取り組んでいく必要があります。

### 【基本方向】

今後、さらにより一層の文化活動の発展が期待されます。それらのニーズに対応するため、

- ①門川町総合文化会館・門川町立図書館・中央公民館・各自治公民館との連携のもとに、既存の文化、スポーツ施設の有効利用をさらに図ります。
- ②文化施設・社会教育施設・町立学校施設のネットワーク化を進め、町民の文化的要求や生涯学習体系に沿った整備を図ります。
- ③今までに収集した郷土の歴史を伝える史料である、民具や発掘品などの民俗資料の有効活用を図ります。
- ④町民の歴史や文化に対する学習意欲の向上、学校における総合的な学習の時間(調べ学習)に役立つよう整備を行い、町内の指定文化財の活用が図られるよう保存整備に努めます。

### 【具体的施策】

#### 1 教育・文化施設の整備

町民の幅広い教育・文化活動の充実を図るため、町立図書館の内容の充実と、歴史民俗資料館の整備活用に努めます。

##### (1) 町立図書館の利用とサービスの充実

町立図書館は、平成14年7月に開館し、当初開架冊数3万6千冊から始め、年次計画により蔵書数は増加しています。平成28年3月末現在では、9万4千冊となっており、最終目標は11万冊としています。

また、西門川地区及び各小中学校、県立図書館等と連絡を取りながら移動配本・団体貸付・調べ学習など、援助体制のさらなる充実を図ります。

## (2) 門川町歴史民俗資料館の整備充実

- ・資料展示施設として、一層の機能充実に努めます。
- ・学校教育における調べ学習に対応できるよう、展示内容を充実します。
- ・展示資料の取扱や、説明をわかりやすく行う案内(教育)ボランティアの育成を行います。

## 2 芸術文化の振興

町民の芸術文化の向上を図るため、公益財団法人門川ふるさと文化財団と連携して、文化施設を有効に利用し、芸術文化活動の振興に一層努めます。

### (1) 文化の鑑賞や発表機会の充実

- ・優れた舞台公演や美術作品などを鑑賞する機会や、日頃の活動の発表の場の一層の拡充を図ります。
- ・子ども達が日常的に文化に触れる機会を増やし、文化に親しむ環境づくりを進めます。

### (2) 文化施設の機能充実と連携の強化

- ・町民や文化団体のニーズに対応したソフト面の充実を図り、施設間の連携をさらに進めます。

### (3) 文化を担う人材や文化団体育成支援

- ・文化団体の育成と指導助言を行います。
- ・文化協会への加入促進と組織の強化・活性化を支援します。

## 3 文化財の保護・伝統文化の継承

長い歴史や風土に培われてきた有形・無形の文化財や、先人・自然は門川町の貴重な財産です。

このような貴重な文化遺産を大切に育て、文化財の保護や伝承文化の継承・活用を図ります。また、門川町の自然が育んだ貴重な天然記念物、名勝などの美しい環境を大切に守り、次世代にそのままの姿で伝承活動を図ります。

町内には、門川城跡をはじめとする史跡や、小園臼太鼓踊りなどの有形・無形の文化財や、枇榔島に生息する世界的にも貴重な「町の鳥」国の天然記念物であるカンムリウミスズメなどの文化財が数多くあります。

このような貴重な文化財を大切に保存し、次世代に伝えていくために、文化財などの調査と保護を進め、文化財に親しむ機会づくりや、伝統芸能などの後継者の育成を図ります。

### ・門川城跡の整備事業の推進

門川城跡は、本町の貴重な史跡であり、地元関係者との理解を深めながら保存整備に努め、県指定文化財とするよう働きかけます。

### ・庵川窯跡の整備事業の推進

町指定の有形文化財で、その保存・整備に努めながら、近隣の心の杜や福祉施設と一体となった利活用を図ります。

- ・枇榔島の環境整備とあわせ、町の鳥「カンムリウミスズメ」の啓発・保護活動を積極的に推進します。

・伝統芸能の継承活動(小園白太鼓踊り・門川神楽・子ども三番叟・庵川ばんば踊り・尾末だんじりなど)の支援を図ります。

後継者が高齢化し、若い世代の加入が少なく、ここにも少子高齢化の影響が強く表れている状況にあります。そのような実態の中で、今後の継承のための方策を町として推進する必要があります。

・門川の伝統芸能や民俗文化財の調査及び活用資料の調整を行います。

・その他有形・無形の文化財の学術調査を実施し、町指定相当の文化財の登録を行います。

・国の登録文化財登録の推進

町内に存在する、明治・大正・昭和の近代化に伴う建造物を、国の登録文化財とし、歴史的環境を現代に即応した形で残していく方策を推進します。登録文化財を中心として、文化的・歴史的に豊かな地域環境を醸成します。



## 第6節 男女共同参画の推進

### 【現況と課題】

少子高齢化が急速に進展する中で、人々の価値観・生活意識や産業構造の変化により女性の生活環境も大きく変化し、家庭・職場・地域社会のあらゆる分野において、女性の社会参加が進んでいます。

このような中で本町は、女性も男性もいきいきと働き、ともに活躍する活力ある門川町の実現を目指して、各種の施策の中で男女共同参画を促すように努めています。

今後、今日にある慣行、意識などの改革を進め、男女の人権が確立され、男女が社会の対等な構成員として、自覚と責任意識をもって社会に参画する、真の男女共同参画社会の実現を目指す必要があります。

### 【基本方向】

男女共同参画社会の実現に向けて、意識啓発や社会環境の整備を進めます。

### 【具体的施策】

#### 1 男女平等意識の啓発

家庭・地域・職場などあらゆる機会を捕らえて、男女共同参画社会づくりに必要な意識の啓発・情報の提供に努めます。

#### 2 女性の社会参画促進

各種の審議会など、方策・方針決定の場への女性の参画を推進するとともに、女性の社会参画に必要な知識・指導力の育成に努めます。

#### 3 男女共同参画を促進する社会環境の整備

女性が容易に社会参画ができるように、保育・介護などの環境を整えるなど、就労の場における条件整備に努めます。

#### 4 健康増進と生活環境の整備

女性の生涯にわたる健康の維持増進を図り、母性の保護や女性が安心して子育てができる生活環境の整備に努めます。

## 第4章 福祉・健康のまちづくり

### 第1節 地域福祉の推進

#### 【現況と課題】

本町では、地域福祉の推進を図る上において、地域福祉推進体系の充実が必要との観点から、社会福祉協議会を中心とした、公的福祉サービスと民間福祉団体、さらにはNPO法人などとの連携を進めてきました。

しかしながら、少子高齢化や核家族化が急速に進行していくなか、本町においても人々の価値観やライフスタイルの多様化により、地域の相互扶助機能の弱体化が進んでいることから、今まで以上に行政や民間、更には町民など、関係者が一体となった地域福祉の充実が求められています。

#### 【基本方向】

子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域の中で、その人らしく安心して暮らしていくことができるよう、地域で共に支え合い助け合う社会の創造を目指し、門川町の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定した「地域福祉総合計画」（平成27年度～平成31年度）に基づき、社会福祉協議会を核としながら地域の実情に合った施策を展開していきます。

#### 【具体的施策】

##### 1 支え合う地域づくり

- ・福祉教育や生涯学習を進め、支え合う心の育成
- ・住民同士の支え合い活動の推進
- ・住民主体のボランティア活動の推進
- ・地域課題を解決するための福祉ネットワーク活動の推進

##### 2 安心・安全な地域づくり

- ・災害時要支援者の支援体制の確立
- ・地域の見守り体制強化
- ・高齢者・障がい者・子育て世帯の地域活動の支援
- ・バリアフリーの推進、地域安全点検への取組
- ・社会的孤立者対策の推進

##### 3 相談しやすい地域・環境づくり

- ・信頼できる相談体制の確立
- ・情報発信
- ・住民の権利擁護の推進
- ・生活困窮者の自立支援

## 第2節 高齢者福祉の推進

### 【現況と課題】

本町では「やすらぎと生きがいのある福祉の町づくり」を主要課題の一つに掲げ、福祉施策に取り組んできました。

今後は、今日までの限られた者に対する福祉から、町民全体を視野に入れた福祉へ展開し、高齢者自身も社会の一員として社会の担い手となるよう、これまで培ってきた知識・経験を活かし、積極的に社会参加できる環境づくりを推進していくとともに、地域・行政・団体・企業・NPO法人等が連携と協働のもとに地域福祉を推進していくことが重要となっています。

また、寝たきりや認知症の予防、早期発見・早期対応に向けた取組、高齢者虐待の防止など、関係機関との効果的な連携が求められています。

平均寿命の推移と推計(全国)

	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
男性	78.56 歳	79.35 歳	80.79 歳	80.93 歳	81.44 歳
女性	85.52 歳	86.30 歳	87.05 歳	87.65 歳	88.16 歳

資料:福祉課

門川町の人口構造の推移と推計

(単位:上段(人)、下段(%))

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
0~14歳	3,550	3,216	2,992	2,813	2,586
	15.9%	14.6%	13.7%	13.2%	12.7%
15~64歳	12,216	12,081	11,530	11,050	10,087
	69.4%	67.9%	65.8%	63.8%	60.6%
65歳以上	3,389	3,990	4,574	4,991	5,503
	14.5%	17.3%	20.1%	23.0%	26.7%
総人口	19,155	19,287	19,207	18,854	18,183

※総人口は年齢不明を含む

資料:福祉課

### 【基本方向】

今日の社会情勢の中にあって、すべての町民が安心して暮らしていける地域社会を構築していくことが急務となっていることから、福祉・保健・医療などの充実を図るとともに、高齢者が多様な福祉活動に参加することにより、いきいきとした生活を送ることのできる環境づくりを推進します。

【具体的施策】

1 安心して暮らせる地域づくりの推進

- ①社会福祉協議会、自治公民館、民生委員、ボランティア団体等との連携強化及び安否確認・見守りや生活を支援する活動の推進
- ②すべての高齢者が在宅で安心して生活できる地域ケア体制の構築
- ③地図情報を活用した地域福祉支援システムの導入
- ④小・中・高等学校における一環した福祉教育の推進
- ⑤高齢者虐待対応ネットワークの構築

2 社会参加・生きがいづくりの推進

- ①シルバー人材センターの活用及び充実
- ②生きがい講座の開設、趣味・娯楽・スポーツなどの充実
- ③シニアパワーを生かした高齢者の社会参加促進
- ④郷土文化伝承事業の充実
- ⑤社会奉仕活動の推進
- ⑥高齢者クラブ連合会の充実

3 社会資源の活用

- ①地域交流の場の確保
- ②保健・医療機関との連携の強化・充実
- ③地域包括支援センターの充実



### 第3節 障がい者福祉の充実

#### 【現況と課題】

障がい者は、身体障がい者・知的障がい者・及び精神障がい者の三つに大別されます。最近では、障がいの重複・重度化が進み、自閉症・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害や高次脳機能障害など多様化しております。

平成15年4月から、障がい者自らがサービスを選択し、利用する支援費制度が始まり、また平成18年4月からは、障がい者が地域で安心して暮らせる社会を目指した障害者自立支援制度に移行するなどの制度改革が進められてきました。さらに平成25年度から障害者自立支援制度は、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する障害者総合支援制度へ移行しました。

また、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、行政機関には障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮が求められるようになりました。

一方では、障がいに関する相談・悩みも多様化・複雑化してきており、年金・虐待・生活困窮・就労・結婚といった多くの問題が重なり合っている状況です。

誰もが、相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現に向け、地域での生活環境が整備されるとともに、これらの問題に対応できる相談支援体制の充実が求められています。

#### 身体障害者(児)手帳交付状況

平成28年10月1日現在（単位：人）

障害区分	視覚障害		聴覚障害		言語障害		肢体不自由		内部障害		合計	
	18歳未満	18歳以上										
交付数	1	60	3	92	0	10	8	558	3	428	15	1,148

資料：福祉課

#### 療育手帳交付状況

平成28年10月1日現在（単位：人）

障害区分	A		B 1		B 2		合計	
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
交付数	13	59	6	72	25	47	44	178

資料：福祉課

#### 精神障害者保健福祉手帳交付状況

平成28年10月1日現在（単位：人）

区分	1級	2級	3級	合計
交付数	11	81	29	121

資料：福祉課

障がい福祉サービス事業所

平成28年10月1日現在

区分	箇所数
訪問系サービス	6
日中活動系サービス	10
居住系サービス	3
障害児通所支援	3

資料:福祉課

障がい者相談支援事業相談件数及び個別訪問件数

平成28年10月1日現在

区分	相談件数 (延べ)	訪問件数 (延べ)
平成23年度	1,990	764
平成24年度	2,192	764
平成25年度	2,111	785
平成26年度	1,223	407
平成27年度	868	301

資料:福祉課

【基本方向】

障がい者の人権の尊重を基底に捉え、障がいの有無にかかわらず自立した生活を営み、希望をもってさまざまな活動に積極的に参加していくことができるような福祉のまちづくりを目指し、福祉・保健・医療はもとより、教育・雇用・社会基盤などの多くの分野にわたってのネットワークを構築・強化しながら障がい者施策を推進します。

【具体的施策】

1 啓発・広報の推進

障がいについての正しい理解や偏見解消のため、障がい者週間等の各種行事を中心に広く町民に普及・啓発を行い、障がいに関する理解の促進を図るとともに、児童生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めます。

## 2 相談支援体制の充実

障がい者の多様化するニーズに応じるために、関係機関との連携やネットワークの広域化を図り、障がい者が専門的相談を行うことができる体制の充実に努めます。

さらに、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるように、「生活」「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者や障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充に努めます。

## 3 生活環境の福祉施策の推進

障がい者の自立と社会参加の一層の促進と、安全に安心して生活していくことを支援していくため、公共施設等のバリアフリー化、それに伴う情報提供を促進し、住宅改造事業など、各種制度の周知や活用及び充実を図ります。

また、安全な交通の確保・防災対策等を関係機関と協力して推進します。

## 4 教育・育成対策の充実

障がいのある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担のもとに、一人ひとりのニーズに対応した相談支援が行えるような体制整備に努めます。また、障がいのある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、必要な諸条件の整備に努めます。

## 5 雇用・就業の促進

障がい者がその能力と特性に応じて就業し、社会経済活動に参加することは、障がい者が社会的に自立するとともに、生きがいのある生活を送るうえで極めて重要な意義を持っております。自立と社会活動への参加に向け、就労継続支援を行い、必要な訓練及び就業講習等を支援し、また、就業相談やハローワークや商工会などの関係機関・団体との密接な連携を図り、企業などへの啓発活動を充実するなど支援体制の整備に努めます。

## 6 保健・医療の充実

障がいの多くは、疾病(生活習慣病)・交通事故・労働災害・加齢・出生時の損傷に起因するものです。また、生活環境が大きく変化し、乳幼児期から高齢期に亘る年齢層の心の病による疾病も増えています。心身障がいの発生予防・早期発見のため、各種健診や健康教育・相談・家庭訪問の充実を図っていくとともに、障がい者の居宅支援・自立支援のためのデイケアや集いの場づくりも継続していきます。加えて、障がい者の年齢や能力に応じたリハビリテーションの充実、障がい者本人や家族のための専門スタッフによる相談体制を整え、医療と福祉の連携に努めます。

## 7 情報・コミュニケーション支援体制の充実

点字・録音物等・コミュニケーション支援体制の促進を図ることにより、障がい者の個々の能力を引き出し自立・社会参加を支援します。

## 第4節 児童福祉の充実

### 【現況と課題】

日本の人口は平成20年をピークに、その後若干の増減を繰り返していましたが、平成22年から減少に転じています。

出生数も減少傾向が続き、平成26年に過去最低を記録しました。平成27年には5年ぶりに増加に転じていますが、近年は20歳代での出生率が低下し、30歳代での出生率が上昇する傾向にあり、晩産化が続いていることを示し長期にわたる少子化傾向に歯止めがかかっていない状況です。

急速に進行する少子化の原因としては、経済の長期にわたる低迷や、人口や雇用の都市部への一極集中により地域社会の血縁・地縁的つながりが崩れていくのに並行して、核家族化・女性の社会進出・未婚率の上昇・晩婚化・その他の要因等によると推測されます。

また、価値観の多様化、ライフスタイルの変化などにより、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、とりわけ子どもの生活場面においては、遊び自体の変化や異年齢間の交流の機会も少なく、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなるといった影響が懸念され、子どもが健やかに育ち、安心して育てることができる子育て、子育て環境の整備が急務となっております。本町といたしましても、これらの状況を踏まえつつ、総合的な子育て環境の整備を目的とした「門川町子ども・子育て支援事業計画(平成27～31年度)」に基づき、子育て・子育て環境の整備を図る必要があります。

また、近年社会問題となっている児童虐待については、地域と関係機関とが十分な連携を図るためのネットワーク「要保護児童対策地域協議会」の更なる充実など、社会全体で子どもを守る取組が求められています。

### 【基本方向】

安心して子どもを生み育て、地域全体で子ども達が心豊かに育つ町づくりに努めるとともに、子育てと仕事が両立できる町を目指し、「門川町子ども・子育て支援事業計画(平成27～31年度)」に基づき各種施策を積極的に推進します。

また、平成23年度に開設した子育て人づくりセンターを中心に、関係機関・地域との連携を図りながら子育て並びに子育て支援の充実を図っていきます。

### 児童福祉施設の状況

平成28年4月1日現在

保育所（園）		幼稚園		認定こども園		児童公園
所（園）名	定員	園名	定員	園名	定員	
平城保育所（公）	120人	門川幼稚園（法）	15人	栄ヶ丘幼稚園（法）	140人	14ヶ所
南町保育園（法）	60人					
草川保育園（法）	100人			にじのね（法）	65人	
いすず保育園（法）	90人					
門川保育園（法）	70人					
西門川児童館（公）	(措置数)3人					

資料：福祉課

## 【具体的施策】

### 1 安心して子どもを生み育てる環境づくり

(1) 健やかに子どもが生まれ育つための保健・医療の充実。

- ①母子保健の充実
- ②食育の推進
- ③学校保健の充実
- ④医療体制の充実

(2) 男女が共に担う子育ての促進。

(3) 子育てに対する経費の負担軽減を図ります。

(4) 子育て家庭支援ネットワークの構築を図ります。

- ①子育て家庭支援施設の整備と支援の充実

保育所(園)・児童館・子育て支援センター・子育て人づくりセンターを中心とした子育ての相談・情報提供・交流活動などの機能の整備

- ②地域で支えるための体制整備

ファミリー・サポート・センターの体制整備と充実

(5) 児童虐待の発生子防から自立支援までの強化を図ります。

- ①児童虐待の発生子防・早期発見
- ②児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- ③被虐待児童の自立支援
- ④要保護児童対策地域協議会の充実

### 2 社会全体で「元気で心豊かに育つ町づくり」の推進

・子どもの豊かな遊び・文化、環境の形成を図ります。

・子どもの権利を尊重します。

・障がいのある子どもへの環境づくりを推進します。

・健全な子どもが育つ環境の創造と地域コミュニティーの形成を図ります。

### 3 「子育てと仕事が両立できる町づくり」の推進

・安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。

・保育サービスの充実に努めます。

## 第5節 ひとり親家庭福祉の充実

### 【現況と課題】

今日、諸起因により、ひとり親家庭が増加傾向にあります。これらの家庭はおおむね経済的・社会的・精神的にも不安定な状態におかれがちであり、家庭生活や児童の健全育成のためには様々な支援や援助など適切な施策が必要です。

### 【基本方向】

ひとり親家庭の経済的・社会的・精神的不安を解消するために各種相談事業の推進、資金貸付制度の周知・医療費助成事業の充実を図ります。

### 【具体的施策】

- ・民生委員・児童委員、母子保健推進員などによる相談事業を推進します。
- ・母子・寡婦福祉協議会への加入促進及び育成・活性化を促進します。
- ・母子父子寡婦福祉貸付金や児童扶養手当などの制度の更なる周知を行います。
- ・関係機関などとの連携による就労支援を行います。
- ・子育てと仕事が両立できる支援体制を充実します。
- ・ひとり親家庭医療費助成・寡婦医療費助成などの制度を充実します。



## 第6節 社会保障の充実

### 【現況と課題】

国民健康保険は、急速な高齢化や医療の高度化等によって医療費の増加が続いています。これまで市町村が運営してきた国民健康保険は、「加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い」、「加入者の所得水準が低く、保険料負担が重いため、保険料の収納率が低い」、「小規模保険者が多く、財政運営が不安定」といった問題を抱えていたことから、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化する制度改正が行われます。新しい国保制度への円滑な移行を行うために、制度の趣旨の徹底や相互扶助意識の啓発に努めます。

また、本格的な高齢社会の到来により、介護問題に対する不安や負担が増大しています。そういう中で、必要な介護サービスを総合的に提供し、社会全体で介護の負担を支え合うための制度として、平成12年4月に介護保険制度が創設され、制度開始から十数年が経過しています。この間、利用者や認定者及びサービス量とも増加しており、介護保険制度は、全体として概ね順調に普及・定着してきたと言えます。その一方、介護保険事業費の増大や、認知症・一人ぐらし高齢者の増加等、新たな課題も生じてきています。今後は、この介護保険制度が将来にわたって維持され、地域包括ケアシステムの構築を図っていく必要があります。

また、老後の生活を保障するうえで重要な役割を担っている国民年金は、老後における生活保障からも未加入者の解消並びに保険料の納付勧奨等の啓発活動を図っていくことが必要となっております。

生活困窮者に対する福祉施策としての生活保護制度は、生活に困窮するすべての国民に対し、その程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し併せてその自立を助長する制度ですが、本町の生活保護の状況は、平成28年9月現在222世帯、保護人員273人、保護率15.2%となっております。

また、平成27年4月から、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住宅確保給付金の支給、その他の支援を行う生活困窮者自立支援制度が始まりました。

今後も、不安定な就労状況やひとり親世帯の増加等により、保護世帯あるいは生活保護ボーダーライン層の増加が懸念されています。

#### ※語句説明

地域包括ケアシステム…介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の五つのサービスを一体的に受けられる支援体制のこと

国民年金被保険者状況(平成27年度)

	人数
第1号被保険者	2,222
第3号被保険者	909

資料:町民課

国民年金受給者状況(平成27年度)

	人数	金額(単位:円)
老齢年金	5,290	3,374,510,019
障害年金	509	447,447,500
遺族年金等	47	35,705,300
寡婦年金	3	1,442,000
福祉年金	1	399,700
合計	5,850	3,859,504,519

資料:町民課

国民健康保険財政状況

(単位:人、千円)

年度	年間平均世帯数	年間平均被保険者数	歳入内訳					歳入額	歳出額	差引額
			現年度保険税	過年度保険税	国庫支出金	療養給付費交付金等	その他			
平成22年度	3,445	6,383	537,545	15,931	687,367	963,249	465,872	2,669,964	2,487,508	182,456
平成23年度	3,429	6,282	528,356	21,730	702,791	1,007,437	508,884	2,769,198	2,547,611	221,587
平成24年度	3,353	6,107	508,263	24,424	646,969	992,514	576,732	2,748,902	2,576,821	172,081
平成25年度	3,287	5,883	508,687	35,544	681,375	1,029,280	559,528	2,814,414	2,580,774	233,640
平成26年度	3,196	5,661	509,901	40,883	718,878	1,006,148	699,274	2,975,084	2,742,109	232,975
平成27年度	3,129	5,435	499,193	36,475	707,243	1,376,905	726,378	3,346,194	3,058,995	287,199

資料:町民課

国民健康保険給付費の状況

(単位:千円)

年度	総医療費	保険者負担額	高額療養費	出産育児一時金	葬祭費	一人当たり(単位:円)	
						保険税	給付費
平成22年度	1,877,081	1,366,985	170,045	22,795	860	82,696	315,169
平成23年度	1,873,086	1,366,709	167,780	17,856	780	82,944	323,774
平成24年度	1,845,274	1,347,592	173,281	14,222	800	82,266	325,308
平成25年度	1,868,352	1,366,592	186,992	15,184	780	83,189	337,563
平成26年度	1,954,283	1,429,991	210,579	13,516	740	86,078	367,425
平成27年度	2,011,673	1,474,618	227,383	11,962	820	90,385	389,572

資料:町民課

## 介護保険給付費の状況

(単位：千円、円)

年度	保険給付費（千円）					一人当たり（円）		
	介護サービス等	介護予防サービス等	高額介護サービス等	特定入所者介護サービス等	審査支払手数料	合計	保険料	保険給付金
平成22年度	1,067,100	86,365	29,093	39,431	1,699	1,223,688	45	249
平成23年度	1,097,823	92,673	31,578	37,413	1,775	1,261,262	37	212
平成24年度	1,126,478	91,227	32,163	39,167	1,682	1,290,717	48	253
平成25年度	1,137,592	95,235	32,063	37,535	1,716	1,304,141	49	249
平成26年度	1,162,894	96,244	32,713	36,277	1,048	1,329,176	49	247
平成27年度	1,123,884	89,165	31,298	36,371	715	1,281,433	50	233

資料：福祉課

## 介護保険財政状況

(単位：人、千円)

年度	第1号被保険者（人）	要介護認定者数（人）	認定割合	歳入内訳					歳出	差引額
				保険料	国庫支出金	支払基金交付金	その他	計		
平成22年度	4,905	846	17.2%	222,437	329,353	374,768	469,153	1,395,711	1,331,160	64,551
平成23年度	5,959	826	13.9%	222,309	349,859	382,001	457,432	1,411,601	1,345,755	65,846
平成24年度	5,105	858	16.8%	245,702	348,352	380,595	497,302	1,471,951	1,378,393	93,558
平成25年度	5,242	878	16.7%	254,375	365,858	379,151	507,792	1,507,176	1,399,169	108,007
平成26年度	5,372	894	16.6%	264,177	371,165	392,373	540,292	1,568,007	1,447,616	120,391
平成27年度	5,504	896	16.3%	272,452	370,102	366,201	503,588	1,512,343	1,417,615	94,728

資料：福祉課

### 【基本方向】

国民健康保険については、平成30年度からの新しい国保制度の開始にあたり、国民健康保険制度の趣旨の徹底や相互扶助意識の普及に努め、安定的運営を目指します。

国民年金については、年金相談や広報活動により国民年金の未加入者や未納者をなくし、町民の国民年金受給権の確保に努めます。

また、高齢者が要介護状態となることを予防し、住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、家庭や地域で一体となって支え合う介護保健の根幹に基づき、事業の充実に努めます。

また、生活困窮者に対しては、生活の状況を的確に把握し、適正な保護を実施することが必要であるため、生活保護や生活困窮者自立支援制度等の活用など、県北部福祉こどもセンターなど関係機関と密接な連携をとりながら自立に向けた指導を図っていきます。

### 【具体的施策】

#### 1 国民健康保険事業の推進

- ・国保制度の改正により、平成30年度より都道府県が国保の財政運営の責任主体となることから、安定的な財政運営のために保険税率の適切な設定と収納率向上に努めます。
- ・国保加入者の診療報酬明細書や特定健診・特定保健指導結果等の電子データを基に、データ分析に基づく保健事業(データヘルス)を推進し、生活習慣病の発症予防・重症化予防により、医療費の適正化を図ります。

#### 2 国民年金事業の推進

受給権確保のため

- ・未加入者の把握と加入促進
- ・申請免除の適正適用

これらを実施すべく、広報活動・年金相談・年金事務所との協力・連携を図りながら事業を推進します。

#### 3 介護保険事業の充実

介護保険制度の適切な運営の下に、高齢者のニーズや状態にふさわしい適切なサービスが効率的に提供できるよう事業を推進します。

- ・介護予防の推進を図るための体制づくり
- ・地域における包括的・継続的なケアマネジメント
- ・サービス量から質への改善
- ・住宅ケアの推進
- ・生きがい・安心づくり
- ・医療・介護連携の推進
- ・認知症施策の推進

#### 4 生活困窮者対策

今後も生活保護世帯は増加傾向が予想されるので、生活困窮者の的確な把握を行うことにより適正な生活保護の実施に資するとともに生活保護世帯の自立意欲向上に努めます。また、生活困窮者については、あらゆる制度の充実、普及や活用、また民生委員・児童委員による相談や助言指導あるいは心配ごと相談事業の推進を図り、経済的自立と生活意欲の助長を推進します。

## 第7節 保健・衛生の充実

### 【現況と課題】

保健・医療を取り巻く状況は、少子高齢化、疾病構造の変化及び住民ニーズの高度化・多様化などにより著しく変化してきています。本町の主要死因をみると、生活習慣病とされる悪性新生物・心疾患・脳血管疾患は、国及び県の平均を上回っている状況にあります。

そこで、人生の各期において、いかに質の高い生活を楽しみ、健康でいる期間を延ばすことができるかが重要となってきています。このため、本町では、町民自らが健康づくり目標と生活改善の方法を選択できるように支援していきながら、一人ひとりの取組による生活習慣病の予防を促進するとともに、保健所・医療機関・地域などと協力して健康づくりを総合的かつ計画的に進めることが求められています。

母子保健については、少子高齢化社会、女性の社会進出などの中で、生み育てていく母親たちの経験不足、孤立などによる育児不安、子ども虐待、また、ストレスなどから親子の関係をうまく築けないケースが増えています。

本町の医療施設について、病院3・診療所6・歯科医院6が開設されていますが、救急及び多様な医療を要する場合は主に日向病院及び延岡市・日向市内の病院が行っています。

平日の時間外日向市初期救急診療所や、休日・夜間における入院または手術治療を必要とする重症救急患者の医療を行う二次救急医療体制、日曜・祝日の診療については日向地区在宅当番医制、歯科の日曜祝日当番医制が日向市東臼杵郡医師会・歯科医師会の協力によって実施され、医療体制の充実強化が図られています。

小児の急病については、夜間(365日、19:30～23:00)は延岡市夜間急病センターで対応し、日曜祝日は広域小児在宅当番医制で対応しています。昨今の医師不足による救急医療体制が危ぶまれている中、今後も、県や医師会・歯科医師会・薬剤師会・関係市町村などの協力を得ながら、休日夜間医療や救急医療体制の整備充実が必要になります。また、地域医療を守る為に、安易な時間外受診や軽傷者の救急受診を減らし医療現場の過重負担を減らすことが急務です。そのためには、細やかな住民への周知と一人一人の健康づくりが大切です。さらに、自然災害・大規模な事故などに対応できる救急医療体制の確立とともに、災害に備えお薬手帳や内服薬管理、災害時に起きやすい感染症やエコノミークラス症候群等の知識を普及、啓発していくことがますます重要となります。

門川町の年別にみた主な死因

(単位：人)

	平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		平成26年	
第1位	がん	66	がん	65	がん	64	がん	55	がん	59
第2位	心疾患	46	心疾患	39	心疾患	42	心疾患	40	心疾患	42
第3位	肺炎	22	脳血管疾患	26	肺炎	25	脳血管疾患	33	肺炎	29
第4位	脳血管疾患	20	肺炎	20	老衰	18	肺炎	27	老衰	24
第5位	老衰	14	老衰	13	脳血管疾患	14	老衰	20	脳血管疾患	23
第6位	不慮の事故	10	不慮の事故	8	その他の呼吸器疾患	10	その他の呼吸器疾患	10	腎不全	5
第7位	その他の呼吸器疾患	8	その他の呼吸器疾患	6	不慮の事故	8	不慮の事故	10		
第8位	自殺	7	腎不全	6	自殺	7	大動脈瘤・解離	3		
第9位	慢性閉塞性肺疾患	6	自殺	5	腎不全	7	腎不全	3		
第10位	腎不全	5	肝疾患	5	肝疾患	5	肝疾患	3		
死亡数	死亡数	233	死亡数	227	死亡数	234	死亡数	244	死亡数	253
出生数	出生数	193	出生数	159	出生数	187	出生数	169	出生数	152

資料：保健所業務概要

平成26年 10大死因別死亡数・死亡率（人口10万対）

順位	全国（率）	宮崎県（率）	管内（率）	門川町（率）	
1	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	悪性新生物	
	総	3,681.03 (293.5)	3,469 (311.2)	289 (319.0)	59 (321.7)
	男	2,183.97 (357.8)	1,993 (380.7)	170 (394.0)	34 (392.0)
女	1,497.06 (232.5)	1,476 (249.7)	119 (250.8)	25 (258.6)	
2	心疾患	心疾患	心疾患	心疾患	
	総	196,925 (157.0)	2,242 (201.1)	204 (225.2)	42 (229.0)
	男	92,278 (151.2)	926 (176.9)	82 (190.1)	17 (196.0)
女	104,647 (162.5)	1,316 (222.6)	122 (257.1)	25 (258.6)	
3	肺炎	肺炎	肺炎	肺炎	
	総	119,650 (95.4)	1,386 (124.3)	116 (128.0)	29 (158.1)
	男	64,780 (106.1)	717 (136.9)	57 (132.1)	10 (115.3)
女	54,870 (85.2)	669 (113.2)	59 (124.3)	19 (196.5)	
4	脳血管疾患	脳血管疾患	老衰	老衰	
	総	114,207 (91.1)	1,301 (116.7)	112 (123.6)	24 (130.9)
	男	54,995 (90.1)	605 (115.6)	28 (64.9)	4 (46.1)
女	59,212 (92.0)	696 (117.7)	84 (177.0)	20 (206.9)	
5	老衰	老衰	脳血管疾患	脳血管疾患	
	総	75,389 (60.1)	654 (58.7)	108 (119.2)	23 (125.4)
	男	18,316 (30.0)	135 (25.8)	54 (125.2)	9 (103.8)
女	57,073 (88.6)	519 (87.8)	54 (113.8)	14 (144.8)	
6	不慮の事故	不慮の事故	不慮の事故	腎不全	
	総	39,029 (31.1)	418 (37.5)	38 (41.9)	5 (27.3)
	男	22,562 (37.0)	238 (45.5)	21 (48.7)	3 (34.6)
女	16,467 (25.6)	180 (30.4)	17 (35.8)	2 (20.7)	

資料：保健所業務概要

【基本方向】

保健・医療・福祉など関係機関との連携により、町民自らのライフステージに応じた積極的な健康づくりの支援体制や各種保健サービス業務の推進体制の充実を図るとともに、各種疾病の予防対策を行うなど、町民一人ひとりが健康で心豊かな生活が送れるよう、健康寿命の延伸を推進します。

医療体制の充実については、日向市東臼杵郡医師会・歯科医師会の協力を得ながら、休日夜間医療並びに救急医療体制の確立を推進します。

※語句説明  
ライフステージ…人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階

## 【具体的施策】

### 1 町民の健康づくり

・生活習慣病予防に取り組んでほしいとの町民の意向を踏まえ策定した第2次「やっちみろや健康づくりプラン21」を基に、発症予防ができる生活習慣病への一次予防対策と重症化予防に取り組み、町民の健康寿命の延伸を目指します。第2次「やっちみろや健康づくりプラン21」推進協議会・関係各機関・団体・地域の相互の連携強化を図ります。

・各種健診による「早期発見・早期治療」の二次予防を推進します。

・町民自ら自分の健康状態を科学的データから理解し、意思決定する力や適切な行動に移す力をつけるための保健指導の充実を図ります。

・「食育推進計画」を基に、幼児から中学生までの子ども及び保護者に対して、総合的・効率的に食育を推進していきます。

・感染症対策(新型インフルエンザ等)の充実を図ります。

### 2 母子保健

・第2次「やっちみろや健康づくりプラン21」及び「食育推進計画」の中で“健診・食・睡眠と休養”を推進していき親と子の健康づくりを推進します。

・妊娠や出産・育児・健やかな子育てに必要な母子保健サービスを適切に提供できるよう努めます。

・医療機関との連携のもと、身体的・精神的に不安定な妊娠や新生児の時期から母子に関わり健康づくり支援をしていきます。

・乳児全戸訪問では、エジンバラ産後うつ質問票を用いた早期介入で心の問題にも留意した保護者の子育てへの不安の解消に努めます。

※語句説明  
エジンバラ産後うつ質問票…調査時1週間の母親の心の状態を知り産後うつを早期発見するためのスクリーニング票

### 3 医療及び救急医療

・少子高齢社会に対応するため、生涯にわたって安心して暮らすことのできる地域医療のあり方を検討します。

・休日夜間医療を確保するため、医師会などの協力を得ながら在宅当番医制度の充実を図ります。

- ・災害緊急時の医療体制確立のために県及び医療機関との連携協力の充実強化を図ります。
- ・救急医療については、医師不足が問題となっています。県や県北市町村・医師会と連携して医師確保を図り、広域的に地域の救急医療体制の整備に努めます。
- ・地域医療を守るため、広く町民に時間内早期受診等の周知や普段からの健康づくり実施を働きかけることで医療現場の負担軽減に努めます。
- ・各医療関係職人材育成のための広報や講演会を、県北市町村と連携して実施していきます。



## 第5章 計画推進のための行政の充実

### 第1節 行財政改革

#### 【現況と課題】

行政の運営・推進にあたっては、簡素で効率的かつ民主的な行政システムを確立し、健全な発展に努めているところでありますが、現在の社会情勢・財政事情など本町を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

地方創生の推進、町民ニーズの高度化・多様化・少子高齢化・情報化の進展など、時代の変化に対応し、また今後、行政情報化のもとに町民参加による町づくりを、計画的・効率的に推進するため、財政の健全化、町民と行政の協働によるまちづくりを基本姿勢に、平成26年に改訂した「第2次門川町行財政改革構想」に基づいた行財政改革に取り組む必要があります。

また、庁舎本館は、通常の行政事務のほか、門川町地域防災計画により災害が発生、または発生する恐れのある場合は、その「災害対策本部」が置かれるなど重要な拠点施設となっていますが、本庁舎は昭和43年に建設された鉄筋コンクリート造3階建の建造物であり、築後49年を経過し、老朽化が進み、亀裂・劣化による漏水などが見られます。平成7年に発生した阪神・淡路大震災を受け制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成15年度に庁舎本館の耐震改修などを行ったところでありますが、将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震への備えを含め、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来等ますます多様化する住民福祉の向上・住民ニーズなど時代の変化に対応するためにも建替・改修について検討の必要があります。

#### 【基本方向】

社会情勢や住民ニーズの変化に対応し、住民が夢と希望を抱き、活力あふれるものになっていくために、町の行財政運営を「最少の経費で最大の効果を挙げる」ことを基本原則として、次のとおり推進します。

##### (1) まちづくりを着実にすすめるために

門川町長期総合計画は、本町の最上位計画であり、個々の整備計画などの個別計画を導く総合的なビジョンであることを再確認し、町の将来像である「日本一住みよい門川町」の実現に向け、より実効性の高い計画とするため事業内容等の見直し作業を実施します。

##### (2) 効果的な行政サービスの展開と効率的な行財政運営の推進

非常に厳しい財政状況下にあって、新たな行政課題に的確に対応するために、これまでの事務事業などすべての項目について抜本的な見直しを図るとともに、行政サービスの適正な選択に努め、時代のニーズに対応した効果的なサービスの展開に努めます。

また、限られた財源を有効に活用し、組織・機構の見直し、徹底した経費の節減、職員の適正な定員管理などに努めます。

さらに、複雑化する行政課題に適切に対応し、地域主権の時代にふさわしい行財政体制を確立するため政策形成機能や総合調整機能の充実、職員の資質の向上・育成などを図ります。

#### (3) 住民と行政の協働によるまちづくりの推進

限られた財源と職員で、より多様な住民ニーズに応える行政サービスを展開していくために、住民と行政との役割分担を明確にし、「できることは住民自らが進んで行う。」という住民と行政が協働したまちづくりを推進していきます。

庁舎については、本館・別館とも、現行の行政サービスにおいて、全体的に手狭となっており、高齢者等のためのバリアフリー化・庁内情報化の進展を図るため、建替・改修について検討を行います。

#### 【具体的施策】

##### 1 行財政改革

行財政改革構想の推進計画に基づき、今後改革を図るべき課題を、以下の5つの柱として体系化し、36項目の主要項目を設定して改革の推進を図ります。

#### (1) 財政健全化の推進

自主財源の伸びが期待できない財政状況の下で、新たな行政課題に的確に対応するためには、住民ニーズに応えたまちづくりを計画的かつ着実に推進し、毎年度安定した財源の確保に努めます。

#### (2) 社会環境の変化に対応した施策の展開

今まで行政改革を可能な限り行ってきましたが、今後も引き続きより効率的かつ効果的に住民サービスを提供できるよう、執行体制を確立します。

また、平成21年度に形成協定を締結した延岡市・日向市との定住自立圏構想に基づいて、創意工夫をしながら地域の実情に応じた自主的・自立的な地域づくりを進めてまいります。

限られた財源及び職員を有効に活用し、住民ニーズの変化に的確に対応するとともに、新たな行政サービスを効果的に展開していくため、事務事業の整理合理化と効率化など行政の各分野においても改善を図ります。

#### (3) 時代に即応した組織・機構の再編

少子高齢化の進行・地域主権の推進などにより行政ニーズはますます高度化・多様化しています。このような中、平成19年度・平成22年度・平成24年度・平成28年度に機構改革を実施し、現在は12課2局34係になっています。今後も簡素で、わかりやすく利用しやすい効率的な組織を目指して、現在の組織・機構が果たして適正であるのか常に検証し、時代に即応した見直しを行います。

#### (4) 効率的な行政運営と職員の能力育成

多様化している行政ニーズや、国・県からの権限移譲により増大する事務量を限られた予算と人員で対応するのに、組織・機構の見直しや、IT化による省力化は不可欠であります。併せて職員一人ひとりの能力を育成し、その能力を最大限に引き出して活用することが重要であります。

これまで職員研修や県への研修派遣等を通じて職員の資質向上に努めてきましたが、今後はさらに人事評価制度等を活用し、政策能力や創造的能力、法務能力等活力あふれる人材の育成に努めるとともに、

住民に対し職員一人ひとりが「親切・丁寧・平等」を基本理念とした、行政サービスが提供できるよう職員の育成に努めます。

#### (5) 住民参加型まちづくりの推進

「日本一住みよい門川町」づくりには、行政だけではその実現が困難であり、住民の積極的な参加と協力が不可欠であります。

このために、計画策定段階から実行まで、住民と行政がともに考え協働することを基本に、バランスのとれた住民参加型の行政を推進します。

## 2 情報公開

### (1) 情報推進体制の整備

行政情報の公正・公平な公開事務の確立を図るとともに、IT改革に対応するために必要な情報推進体制の整備に努めます。

### (2) セキュリティー(個人情報保護)対策

「個人情報の保護に関する法律」、「門川町個人情報保護条例」及び「門川町特定個人情報保護条例」の趣旨を理解し、モラルの向上など、研修・教育など啓発に努め、個人データ・プライバシーに関する情報などの個人情報の適正な取扱いに努めます。

## 3 庁舎・公共施設関連

老朽化対策等が必要な公共施設等については、「門川町公共施設等総合管理計画(平成28年度策定)」に基づき、施設量適正化・長寿命化・適切な施設配置と民間活力導入等を推進します。

また、庁舎建替・改修など公共施設等の在り方については、事業の優先順位など「選択と集中」への取組を積極的に図り、基金の設立等財源の確保を十分に調査・研究するとともに、国や県等の制度活用を視野に入れ、効率的・計画的に実施できるよう検討を行います。



## 第2節 財政計画

### 【現況】

本町の普通会計における決算状況は(表1)のとおりですが、平成27年度における決算の財政規模は、歳入84億3,206万7千円、歳出81億9,712万5千円となっており、平成22年度決算と比較すると歳入で9億1,690万3千円(12.2%)、歳出で9億1,506万5千円(12.6%)の増加となっています。

表1 決算状況

(単位：千円、%)

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
歳入A	7,515,164	5.3	7,236,045	▲3.7	6,992,157	▲3.4	7,395,860	5.8	7,387,849	▲0.1	8,432,067	14.1
歳出B	7,282,060	5.3	7,014,650	▲3.7	6,771,392	▲3.5	7,162,072	5.8	7,161,593	▲0.0	8,197,125	14.5
差引C	233,104	6.4	221,395	▲5.0	220,765	▲0.3	233,788	5.9	226,256	▲3.2	234,942	3.8
繰越財源D	46,975	31.2	21,124	▲55.0	15,624	▲26.0	22,965	47.0	41,116	79.0	47,076	14.5
実質収支(C-D)E	186,129	1.6	200,271	7.6	205,141	2.4	210,823	2.8	185,140	▲12.2	187,866	1.5

※語句説明

実質収支…決算収支を表すもので、官庁会計の累計による黒字又は赤字の額を示す。一定の黒字を出すのが財政運営の基本である。

次に、町の財政力を示す指標として用いられる財政力指数及び標準財政規模(表2)では、平成22年度の0.364から平成27年度は0.367と増加しています。また、平成22年度に対して平成27年度は基準財政収入額は8.6%、基準財政需要額で7.5%、標準財政規模では2.1%の増加となっています。

表2 財政力指数と標準財政規模

(単位：千円、%)

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成22年度に対する27年度の増減率
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	
基準財政収入額	1,266,623	▲7.4	1,278,544	0.9	1,245,863	▲2.6	1,285,322	3.2	1,304,198	1.5	1,375,289	5.5	8.6
基準財政需要額	3,482,634	2.0	3,555,682	2.1	3,540,270	▲0.4	3,584,597	1.3	3,582,865	0.0	3,744,685	4.5	7.5
財政力指数	0.364	▲7.4	0.360	▲1.1	0.352	▲2.2	0.359	2.0	0.364	1.4	0.367	0.8	0.8
標準財政規模	4,251,208	12.4	4,206,847	▲1.0	4,170,529	▲0.9	4,232,758	1.5	4,199,168	▲0.8	4,339,838	3.3	2.1

※語句説明

財政力指数…地方交付税の規定により算定された財政力を示す指標。この指数は「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされているが、現行制度では、国の各種財政援助措置を行う場合の判断指数とされている。

基準財政収入額…地方団体の標準的な一般財源の原則として75%をいう

基準財政需要額…標準的な水準で行政を行うために必要な経費のうち、一般財源で賄うべき額を一定の合理的な方法で算出したもの。(一般的かつ妥当な水準で行政を行った場合に要する経費の額)

歳入決算額構成比(表3)による6ヶ年間の平均構成比及び増減額の特徴としては、各項目別の6ヶ年間の平均構成比で見ると地方交付税が最も高く33.3%を占め、次いで国・県支出金の20.9%、町税の19.9%の順となっています。また、増減率で見ると地方債がこの6ヶ年間に52.3%増加し、さらに、地方譲与税等においても6ヶ年間に53.7%の増加となっています。

表3 歳入決算額構成比

(単位：千円、%)

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成22年度に対する27年度の増減率	平均構成比
	金額	増減率 構成比	金額	増減率 構成比	金額	増減率 構成比	金額	増減率 構成比	金額	増減率 構成比	金額	増減率 構成比		
町税	1,487,059	▲2.1 19.8	1,487,983	0.1 20.6	1,469,142	▲1.3 21.0	1,470,773	0.1 19.9	1,500,747	2.0 20.3	1,485,474	▲1.0 17.6	▲0.1	19.9
地方交付税	2,405,631	7.9 32.0	2,479,729	3.1 34.3	2,498,822	0.8 35.7	2,499,919	0.0 33.8	2,469,074	▲1.2 33.4	2,561,412	3.7 30.4	6.5	33.3
使用料手数料	160,608	2.0 2.1	163,802	2.0 2.3	164,681	0.5 2.4	160,834	▲2.3 2.1	166,616	3.6 2.3	166,865	0.1 2.0	3.9	2.2
地方譲与等	285,441	▲0.6 3.8	270,775	▲5.1 3.8	254,149	▲6.1 3.6	251,535	▲1.0 3.4	281,008	11.7 3.8	438,629	56.1 5.2	53.7	3.9
国・県支出金	1,647,562	15.1 21.9	1,446,608	▲12.2 20.0	1,299,348	▲10.2 18.6	1,623,024	24.9 22.0	1,557,579	▲4.0 21.1	1,822,072	17.0 21.6	10.6	20.9
財産収入	6,288	▲16.3 0.1	8,108	28.9 0.1	8,694	7.2 0.1	29,614	240.6 0.4	6,727	▲77.3 0.1	6,055	▲10.0 0.1	▲3.7	0.1
雑収入	217,358	▲10.1 2.9	215,072	▲1.1 3.0	190,172	▲11.6 2.7	158,424	▲16.7 2.1	165,578	4.5 2.2	159,769	▲3.5 1.9	▲26.5	2.5
地方債	590,419	32.8 7.9	450,028	▲23.8 6.2	396,051	▲12.0 5.7	451,949	14.1 6.1	356,865	▲21.0 4.8	899,089	151.9 10.7	52.3	6.9
その他	714,798	▲12.6 9.5	713,940	▲0.1 9.8	711,098	▲0.4 10.2	749,788	5.4 10.1	883,655	17.9 12.0	892,702	1.0 10.6	24.9	10.3
合計	7,515,164	5.3 100.0	7,236,045	▲3.7 100.0	6,992,157	▲3.4 100.0	7,395,860	5.8 100.0	7,387,849	▲0.1 100.0	8,432,067	14.1 100.0	12.2	100.0

※語句説明

地方債…地方公共団体が建設事業等の財源として調達する長期借入金で、市町村が発行する場合は知事の許可が必要である。

自主財源と依存財源の状況は、(表4)のとおりですが、特徴としては平成22年度に対して平成27年度は自主財源が4.8%、依存財源が16.1%の増加となっています。

6ヶ年平均構成割合では、自主財源が35.1%、依存財源が64.9%となっている。このことは町税の割合が低いことを意味しており、依然として国・県に依存度の高い財政構造となっています。

表4 自主財源と依存財源構成

(単位：千円、%)

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成22年度に対する27年度の増減率	平均構成比
	金額	増減率 構成比	金額	増減率 構成比	金額	増減率 構成比	金額	増減率 構成比	金額	増減率 構成比	金額	増減率 構成比		
自主財源	2,586,111	▲5.7 34.4	2,588,905	0.1 35.8	2,543,787	▲1.7 36.4	2,569,433	1.0 34.7	2,723,323	6.0 36.9	2,710,865	▲0.5 32.1	4.8	35.1
依存財源	4,929,053	12.2 65.6	4,647,140	▲5.7 64.2	4,448,370	▲4.3 63.6	4,826,427	8.5 65.3	4,664,526	▲3.4 63.1	5,721,202	22.7 67.9	16.1	64.9
合計	7,515,164	5.3 100.0	7,236,045	▲3.7 100.0	6,992,157	▲3.4 100.0	7,395,860	5.8 100.0	7,387,849	▲0.1 100.0	8,432,067	14.1 100.0	12.2	100.0

※語句説明

自主財源と依存財源…自主財源とは、自主的に収入しうるものをいい、地方税、分担金・負担金、使用料等がこれにあたる。依存財源とは、国(県)の意思により定められた額を交付させたり、割り当てられたりする収入をいい、国庫(県)支出金、地方債、地方交付税等がこれにあたる。自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保される。

### 第3編 基本計画

歳出を性質別決算額構成比(表5)からみると、人件費・扶助費及び公債費等の義務的経費が44.0%、投資的経費が11.4%、その他物件費等が44.6%の平均構成割合を示し、増減率では子ども医療費助成・障害者福祉サービス給付・老人福祉措置費・認定子ども園施設型給付等の扶助費が、この6ヶ年間に38.6%と毎年増加の傾向を示しています。

表5 歳出性質別決算額構成

(単位：千円、%)

区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成22年度 に対する27 年度の増減 率	平均構 成比	
	金額	増減率 構成比	金額	増減率 構成比	金額	増減率 構成比	金額	増減率 構成比	金額	増減率 構成比	金額	増減率 構成比			
義務的 経費	人件費	1,215,837	▲1.8 16.7	1,194,313	▲1.8 17.0	1,138,493	▲4.7 16.8	1,120,223	▲1.6 15.6	1,161,757	3.7 16.2	1,121,075	▲3.5 13.7	▲7.8	16.0
	扶助費	1,252,295	33.5 17.2	1,382,130	10.4 19.7	1,436,078	3.9 21.2	1,538,423	7.1 21.5	1,602,218	4.1 22.4	1,735,633	8.3 21.2	38.6	20.5
	公債費	625,032	▲6.8 8.6	597,496	▲4.4 8.5	528,878	▲11.5 7.8	488,773	▲7.6 6.8	501,562	2.6 7.0	479,711	▲4.4 5.9	▲23.3	7.4
	計	3,093,164	8.6 42.5	3,173,939	2.6 45.2	3,103,449	▲2.2 45.8	3,147,419	1.4 43.9	3,265,537	3.8 45.6	3,336,419	2.2 40.7	7.9	44.0
物件費	984,451	11.8 13.5	1,016,027	3.2 14.5	1,014,316	▲0.2 15.0	1,059,561	4.5 14.8	1,108,120	4.6 15.5	1,118,075	0.9 13.6	13.6	14.5	
補助費等	540,292	▲35.2 7.4	526,357	▲2.6 7.5	559,774	6.3 8.3	615,633	10.0 8.6	602,023	▲2.2 8.4	689,826	14.6 8.4	27.7	8.1	
その他	1,471,278	▲8.6 20.2	1,560,676	6.1 22.2	1,608,475	3.1 23.8	1,617,681	0.6 22.6	1,541,724	▲4.7 21.5	1,788,310	16.0 21.8	21.5	22.1	
小計	2,996,021	▲9.9 41.1	3,103,060	3.6 44.2	3,182,565	2.6 47.0	3,297,875	3.6 46.0	3,251,867	▲1.4 45.4	3,596,211	10.6 43.9	20.0	44.6	
投資的 経費	普通 建設費	1,188,196	60.0 16.3	718,333	▲39.5 10.2	463,085	▲35.5 6.8	707,769	52.8 9.9	613,073	▲13.4 8.6	1,246,187	103.3 15.2	4.9	11.2
	災害 復旧費	4,679	23.2 0.1	19,318	312.9 0.3	22,293	15.4 0.3	9,009	▲59.6 0.1	31,116	245.4 0.4	18,308	▲41.2 0.2	291.3	0.2
	小計	1,192,875	59.8 16.4	737,651	▲38.2 10.5	485,378	▲34.2 7.2	716,778	47.7 10.0	644,189	▲10.1 9.0	1,264,495	96.3 15.4	6.0	11.4
合計	7,282,060	5.3 100.0	7,014,650	▲3.7 100.0	6,771,392	▲3.5 100.0	7,162,072	5.8 100.0	7,161,593	0.0 100.0	8,197,125	14.5 100.0	12.6	100.0	

※語句説明

義務的経費…歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に削減することが困難な経費をいい、極めて硬直性の強い経費である。通常、人件費・扶助費・公債費の総体をいう

町財政構造の弾力性を測定する比率として通常用いられる経常収支比率は、(表6)のとおりです。この比率が低いほど財政構造が弾力性に富んでいることを示しますが、平成22年度の83.6%から平成27年度は82.0%と1.6%減少しました。しかしながら、一般的に妥当とされている70%程度を超えていることから、財政運営上なお一層留意する必要があります。

表6 経常収支比率の状況

(単位：千円、%)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常一般財源等 (A)	4,422,193	4,346,971	4,313,809	4,330,120	4,333,535	4,550,128
経常一般財源充当率 (B)	3,698,970	3,728,264	3,718,111	3,678,602	3,783,519	3,733,268
経常収支比率 (B÷A)	83.6	85.8	86.2	85.0	87.3	82.0

※語句説明

経常収支比率…財政構造の弾力性を表す指標である。人件費、公債費等の経常経費で、地方税(普通税)、普通交付税を中心とする一般財源がどの程度使われたかを表すもので、これが低いほど建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源が豊かで財政構造が弾力性に富んでいることを示す。(75%程度であればまずまずといえる。)

公債費の状況については、(表7)の示すとおりです。平成22年度に対して平成27年度は3億2,914万9千円の増加となっています。

表7 公債費の状況

(単位：千円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
町債借入額	590,419	450,028	396,051	451,949	356,865	899,089	
町債償還額	625,032	597,496	528,878	488,773	501,562	479,711	
内訳	元金	532,046	509,566	447,183	413,499	433,681	420,904
	利子	92,986	87,930	81,695	75,274	67,881	58,807
町債現在高	5,377,456	5,317,918	5,266,786	5,305,236	5,228,420	5,706,605	
町民1人当町債現在高	281	280	277	280	279	308	

※語句説明

公債費…地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費

平成19年度決算から自治体財政の健全化指標として位置づけられることになった指標については、(表8)のとおり平成22年度以降いずれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回っています。

表8 財政健全化判断比率及び資金不足比率の推移

(単位：%)

指標		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	15.00	20.00
	連結実質赤字比率	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	20.00	30.00
	実質公債費比率	7.0	5.8	4.2	2.8	1.6	1.2	25.0	35.0
	将来負担比率	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	350.0	-
資金不足比率		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	20.0	-

※語句説明

実質赤字比率…標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合を示す指標

連結実質赤字比率…公営企業会計を含めた全会計の標準財政規模に対する実質赤字額の割合を示す指標

実質公債費比率…標準財政規模に対する公債費や公債費に準ずるものの割合を示す指標

将来負担比率…標準財政規模に対する一般財源等が将来負担すべき実質的な負債の割合を示す指標

資金不足比率…公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する割合を示す指標

地方公会計制度に基づく財務諸表のうち、平成27年度末貸借対照表は(表9)のとおりです。貸借対照表は、今までに本町が整備してきた「資産」(財産)に対して、資金の調達状況がわかります。平成27年度末の本町の資産は329億579万7千円となっています。この資産を、将来の世代が負担する額である「負債」75億6,296万9千円と、これまでの世代が負担してきた「純資産」253億4,282万8千円で形成しています。

表9 貸借対照表(平成28年3月31日現在)

借 方		貸 方	
<b>[資産の部]</b>		<b>[負債の部]</b>	
1 公共資産		1 固定負債	
(1) 有形固定資産		(1) 地方債	5,286,132
①生活インフラ・国土保全	14,427,658	(2) 長期未払金	
②教育	5,526,785	①物件の購入等	0
③福祉	710,542	②債務保証又は損失補償	0
④環境衛生	539,027	③その他	0
⑤産業振興	2,755,159	長期未払金計	0
⑥消防	507,326	(3) 退職手当引当金	940,414
⑦総務	2,667,119	(4) 損失補償等引当金	0
有形固定資産合計	27,133,616	固定負債合計	6,226,546
(2) 売却可能資産	0		
公共資産合計	27,133,616	2 流動負債	
2 投資等		(1) 翌年度償還予定地方債	420,473
(1) 投資及び出資金		(2) 短期借入金(翌年度繰上充用金)	0
①投資及び出資金	149,192	(3) 未払金	0
②投資損失引当金	0	(4) 翌年度支払予定退職手当	0
投資及び出資金計	149,192	(5) 賞与引当金	59,750
(2) 貸付金	38,653	流動負債合計	480,223
(3) 基金等		<b>負債合計</b>	<b>6,706,769</b>
①退職手当目的基金	0		
②その他特定目的基金	2,395,942	<b>[純資産の部]</b>	
③土地開発基金	170,130	1 公共資産等整備国県補助金等	6,656,045
④その他定額運用基金	33,500	2 公共資産等整備一般財源等	21,084,782
⑤退職手当組合積立金	856,200	3 その他一般財源等	△ 1,541,799
基金等計	3,455,772	4 資産評価差額	0
(4) 長期延滞債権	59,556	<b>純資産合計</b>	<b>26,199,028</b>
(5) 回収不能見込額	△ 11,171		
投資等合計	3,692,002		
3 流動資産			
(1) 現金預金			
①財政調整基金	1,821,071		
②減債基金	9		
③歳計現金	234,942		
現金預金計	2,056,022		
(2) 未収金			
①地方税	24,201		
②その他	5,992		
③回収不能見込額	△ 6,036		
未収金計	24,157		
流動資産合計	2,080,179		
<b>資産合計</b>	<b>32,905,797</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>32,905,797</b>

### 第3編 基本計画

※1 他団体及び民間への支出金により形成された資産	①生活インフラ・国土保全	360,831	千円
	②教育	135,938	千円
	③福祉	176,085	千円
	④環境衛生	663,712	千円
	⑤産業振興	1,534,669	千円
	⑥消防	3,312	千円
	⑦総務	162,800	千円
	計	3,037,347	千円
上の支出金に充当された財源	①国県補助金等	1,299,041	千円
	②地方債	211,828	千円
	③一般財源等	1,526,478	千円
	計	3,037,347	千円
※2 債務負担行為に関する情報	①物件の購入等	533,245	千円
	②債務保証又は損失補償	0	千円
	(うち共同発行地方債に係るもの)		千円)
	③その他	31,785	千円
※3 地方債残高(翌年度償還予定額を含む)のうち4,015,017千円については、償還時に地方交付税の算定の基礎に含まれることが見込まれているものです。			
※4 普通会計の将来負担に関する情報			
		〔内訳〕	
項目	金額	負債計上 【(翌年度償還予定)地方 債・(長期)未払金・引当 金】	注記 【契約債務・ 偶発債務】
普通会計の将来負担額	6,014,223		
〔内訳〕 普通会計地方債残高	5,706,605	5,706,605	
債務負担行為支出予定額	29,592		29,592
公営事業地方債負担見込額	1,261		1,261
一部事務組合等地方債負担見込額	168,768		168,768
退職手当負担見込額	107,997	107,997	
第三セクター等債務負担見込額	0		0
連結実質赤字額	0		0
一部事務組合等実質赤字負担額	0		0
基金等将来負担軽減資産	8,857,693		
〔内訳〕 地方債償還額等充当基金残高	4,145,553		
地方債償還額等充当繰入見込額	347,995		
地方債償還額等充当交付税見込額	4,364,145		
(差引)普通会計が将来負担すべき実質的な負債	△ 2,843,470		
※5 有形固定資産のうち、土地は6,457,657千円です。また、有形固定資産の減価償却累計額は32,225,205千円です。			

## 【課題】

本町財政は、町税などの自主財源の比率が低いなど財政基盤が脆弱(ぜいじゃく)な上に、経常収支比率が年々増加傾向にあり、厳しい状況にあります。

したがって、今後とも本計画の着実な推進を図っていくためには、門川町行財政改革構想に沿って全庁をあげ行財政改革を強力に推進し、社会経済情勢のいかなる変化にも的確に対応できる健全な財政体質を確保していくことが重要です。

歳入については、自主財源の大きなウエイトを占める町税が、社会経済の状況から大きな伸びが期待できない現状にあります。

また、本町歳入の3分の1を占める地方交付税の比重が大きく、国の財政施策、経済情勢の動向が直接本町財政に影響を及ぼしており、依存型の町財政構造となっております。その他の歳入についても処分可能な資産が少ないこと、また、使用料・手数料・負担金などについても財源的に乏しいことから、可能な限りの収入の確保に努めていく必要があります。

歳出については、義務的経費が年々増加することが予想され、特に扶助費は平成22年度以降6ヵ年間の伸び率が38.6%となっています。また、公債費に関しては投資的事業に係る地方債発行上限額を設定し、地方債残高の圧縮に努めることにより、公債費比率は、年々低下の傾向にあります。

今後は、新たな将来の財政運営を見通しながらの起債計画を図ることが重要です。

その他の物件費・補助費等、特に広域行政経費の増大が予想され、新たな行政需要の増加など一段と財政を圧迫することとなり、とりわけ投資的事業については、住民のニーズや優先度・緊急度・効果などを十分に考慮し、財政事情に沿った長期的計画に基づき調整を行い、健全財政に努める必要があります。

## 【基本方向】

最近の我が国経済は、緩やかな回復に向かうことが期待されている一方で、アジア新興国等の景気の下押しリスクに加え、英国のEU離脱問題など海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響が懸念されております。世界経済情勢から急激な景気的好転も期待できる状況になく、地方税の増大も期待できず、一方、少子高齢化社会の進展に伴う医療費等の増加により社会福祉関連経費の増加が見込まれるなど財政負担をますます増大させるものと予想されます。また、国と地方の長期債務残高は、平成27年度末には1,041兆円もの巨額に達する見込みであり、国の財政はもとより、国の補助金・地方交付税・地方財政の抑制は避けられないものと考えます。

その中で本町の財政運営については、安定した歳入の確保を図るとともに、計画的な歳出の執行により健全財政運営を図る必要があります。そのため、歳入面では、町債の抑制に努めるとともに、町税負担の公平適正化の推進と地方交付税などの所要額の確保に努めます。また、歳出面では、門川町を創造する重要施策の取組と、その財源確保のための経費全般について徹底した節減合理化を図るとともに、地域産業の振興、地域福祉の充実などの「自然が元気・人が元気・町が元気」な町づくりに配慮しつつ、限られた財源の重点的予算配分と経費支出の効率化に徹し、中長期的視野に立った節度ある行財政運営を行うことを基本とします。このため、門川町行財政改革構想に示された事項は予算に確実に反映させるとともに、歳入・歳出全般について、さらに徹底した見直しを行い財政の健全化と行財政運営の一層の効率化に努めます。

## 【具体的施策】

### 1 自主財源の確保

行政運営の上で、自主財源の確保は最も重要であります。その根幹をなす町民税・固定資産税などについて、的確な課税客体の把握と公平適正課税、収納率向上に努め自主財源の積極的な確保を図ります。

また、使用料・負担金などについては、施設の維持管理及び他の市町村の状況を的確に把握し、適切な額を定めるように努めます。

### 2 依存財源の確保

財政基盤の脆弱(ぜいじゃく)さから国県などの依存財源に頼らざるを得ない本町財政は、複雑・多様化する住民のニーズに対応するため、地方交付税の所要額の確保を図り、有利な国県支出金や地方債の導入をすすめ、財源の安定的確保と選択的活用を図ります。

### 3 事務事業の見直しと経費節減

地方債への依存度の引き下げ、義務的経費の抑制に努めます。また、事務事業の見直し及び経費の節減合理化をさらに徹底し、各種施策の優先度、緊急度を十分考慮し、限られた財源の重点的・効率的配分に努めます。

### 4 効率的・効果的な財政運用

これまで門川町は、中長期的な展望に立ち、諸産業の振興、その他町勢発展の諸課題に取組み21世紀への発展基盤を築いてきました。

平成23年度からの「第5次門川町長期総合計画」では、都市計画・道路・公園など社会基盤の整備を図ると共に、本町都市下水路事業・防災行政無線整備事業・門川南スマートIC整備事業などの主要なプロジェクト事業を整備完了しました。

「第5次門川町長期総合計画後期計画(平成29年度～平成32年度)」は、本町の進むべき方向や目標を定めたものですが、これからの地方創生の本格展開に向けて、厳しい経済・厳しい財政環境・自主自立・自己責任のもとで本町も発展して行く必要があります。

特に、「農業(村)・林業(森)・水産業(浜)・商工業(街)の地域産業の振興」、「子育て支援など安心して暮らし続けられる地域福祉の充実」、「児童生徒の学力向上のための環境整備」、「安全・安心な町づくりのための防災・道路などのインフラ整備・地域医療の充実」、「高速道路を活用した産業経済・観光の振興」、「地域と行政の協働による町づくりの更なる推進」、「生活排水対策等の人と自然が共生した環境にやさしい町づくり」など、これまで取組んできた各事業分野での施策の点検を行い、優先度の高い施策を中心に重要性、緊急性、有効性等を総合的に勘案し、「町民一人ひとりが主役の町づくり」の実現を目指します。

また、地方公会計制度については、これまで、総務省改定モデルによる貸借対照表等の財務書類の作成・公表に努めてきました。今後は、平成29年度から統一的な基準による財務書類を作成することにより、発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備、比較可能性の確保といった観点から、財務書類のマネジメントツールとしての機能が向上することになるため、予算編成や行政評価等に積極的に活用し、効率的・効果的な財政運用を図ります。

## 第3節 広域行政

### 【現況と課題】

交通網や情報通信網の整備にともない、町民の日常生活・経済活動・文化活動などの交流範囲は行政の枠組みを越えて拡大しています。加えて、地域主権の推進等によって地方を取り巻く環境が大きく変化し、地域間競争の激化が予想される中、これまで以上に地域の特性や優位性を活かしたまちづくりが求められています。

門川町では、平成13年4月1日に日向・東臼杵郡の市町村による日向東臼杵南部広域連合を設置し、「ごみ処理場」「し尿処理場」「火葬場」「一般廃棄物最終処分場」の4つの施設の設置、管理運営業務を行っています。また、県北9市町村で構成する宮崎県北部広域行政事務組合、日向東臼杵5市町村を圏域とする日向東臼杵市町村振興協議会においても、地域の発展のため広域的な取組を行っています。

さらに、本町を含む宮崎県北部地域では、圏域全体の活性化と安全で快適な生活環境の形成を目指すため、延岡市を中心市とする宮崎県北定住自立圏、また、日向市を中心市とする日向圏域定住自立圏において、平成21年度に「定住自立圏形成協定」を締結しました。今後は、都市機能や生活機能の確保など圏域の一体的な発展と定住促進に向けた取組を行っていきます。

一方、「市町村の合併の特例に関する法律」が平成22年4月に改正されたことにより、いわゆる「平成の大合併」にひと区切りがつかしました。「地方分権」から「地域主権」へと流れが移る中、本町においてもこれまで以上に行政基盤の強化や行政の垣根を越えた広域的対応が求められています。

### 【基本方向】

交流圏の拡大に伴い多様化・広域化する住民の行政ニーズに対応すべく、近隣市町村と連携を図りながら各種広域事業を展開し、安全で快適な生活環境を形成し、圏域の一体的な発展を目指します。

### 【具体的施策】

#### 1 広域連合

平成13年4月1日に県内で初めて設立された日向東臼杵広域連合(旧:日向東臼杵南部広域連合)について事務体制を強化し、行政基盤の充実強化を図り効率的な行政運営に努めます。

#### 2 広域的地域づくりの推進

本町ではこれまで、宮崎県北部広域行政事務組合や日向東臼杵市町村振興協議会等において、各市町村と連携しながら観光物産のPRや交通基盤の整備などを中心に施設整備を推進し、地域づくりに一応の成果をあげてきました。今後も引き続き各種事業に取組み、さらなる広域的地域づくりの推進を図っていきます。

また、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出することを目的とする定住自立圏構想では、保健・医療・福祉の充実や圏域の特徴を活かした産業振興など「生活機能の強化」、高速交通網や地域間を結ぶ道路網の整備など「結びつきやネットワークの強化」、圏域の次代を担う人材育成など「圏域マネジメント能力の強化」の3つの視点において、中心市と近隣市町村とが連携・協力し、それぞれの圏域の活性化に向けた各種事業を展開していきます。

### 3 市町村の新たな枠組みの模索

本町における市町村合併につきましては、これまで様々な検討を進めてきた結果、当分の間、自立の道を進むこととなりましたが、新たな市町村の枠組みについて、国・県の動向や合併自治体の状況を検証しながら、今後も引き続き本町の進むべき道を検討していきます。

## 第4節 「町民一人ひとりが主役の町づくり」の推進

### 【現況と課題】

今日の社会は、少子高齢化・核家族化の進展・ライフスタイルの変化などにより、地域社会が本来持っていた住民相互の連帯意識や地域のつながりが、ますます希薄していくことが懸念されます。

このため地方自治体と地域住民とがともに協力し、よりよい地域づくりを進めていくことが必要となってきます。

このように、地方分権の進展に伴い、行政は住民参加の住民意思に基づく、いわゆる住民と行政の「協働」の確立のもと行政の自己決定による自前の町政を推進しなければなりません。

このために、福祉・健康・環境・防災などの住民に身近な生活環境などの課題について、地域自ら解決・改善できるようなシステムづくりを検討する必要があります。

### 【基本方向】

住民参加のしくみとして「町民一人ひとりが主役の町づくり」を推進し、住民と行政とが一体となってよりよいまちづくりを進めます。

### 【具体的施策】

#### 1 住民と行政の「協働」によるまちづくり

住民と行政が「協働」して行う、協議型のまちづくり制度を整え、住民と行政が手を携えてともに取り組むパートナーシップの町づくりに努めます。

#### 2 計画的なまちづくりへの誘導

福祉・健康・環境・防災などの住民に身近な課題を、地域自ら自主的・自発的な発想によるまちづくりについて共に協議するなど、計画的なまちづくりへの啓発に努めます。

#### 3 住民主体のまちづくりへの支援

自主的なまちづくり計画にもとづく地域活動・事業の推進など多面的なまちづくりを支援するために、住民主体のまちづくりに努めます。

# 第4編

# 資料

---

町長諮問及び審議会答申

門川町総合計画審議会条例

第5次長期総合計画後期計画審議会委員

門発第7-496号  
平成28年12月26日

門川町総合計画審議会  
会長 猪倉 照央 殿

門川町長 安田 修

### 第5次門川町長期総合計画後期計画(案)について(諮問)

門川町では、「日本一住みよい門川町」を目指して平成23年度に策定した第5次門川町長期総合計画に基づき計画的かつ総合的な行政を推進してきました。

しかし、今日の社会経済情勢の変化に対応し、町政のより一層の発展を図るため、平成29年度から平成32年度を計画年度とする第5次門川町長期総合計画後期計画(案)を策定いたしました。

つきましては、本計画案について調査・審議くださるよう諮問いたします。

答 申 書

平成29年1月31日

門川町長 安田 修 殿

門川町総合計画審議会  
会長 猪倉 照央

第5次門川町長期総合計画後期計画の答申について

平成28年12月26日門発7-496号をもって、当審議会に対して諮問のあった第5次門川町長期総合計画後期計画(案)については、審議会において慎重に審議した結果、別冊のとおり答申いたします。

なお、今後も引き続き厳しい行財政運営が求められる中ではありますが、本総合計画の実現にむけて、一層努力されることを要望します。

## 門川町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定による本町の基本構想を定めるに必要な事項を審議するため、門川町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員35名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 関係行政機関の役職員
- (2) 公共的団体、その他の関係団体の役職員
- (3) 学識経験者
- (4) その他町長が必要と認める者

(会長)

第3条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の半数以上で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門調査委員)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に専門的事項を調査させるため、専門調査委員を置く。

2 専門調査委員は、専門的学識経験を有すると認める者を町長が委嘱する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

(附 則 以下略)

## 第5次長期総合計画後期計画審議会委員

氏名	職名
安田 茂明	町議会議長
内山田 善信	町議会総務財政委員長
請関 義人	町議会文教厚生委員長
菊地 稿治	町議会産業建設委員長
濱口 典子	社会福祉協議会会長
小澤 壽賀穂	障がい者連絡協議会会長
津隈 ミサオ	高齢者クラブ連合会会長
米良 成志	農業委員会会長
新門 剛	門川町認定農業者連絡協議会会長
安田 厚生	商工会会長
大森 有二	観光協会会長
黒木 巧	門川漁協組合長
久保崎 幸義	庵川漁協組合長
安田 敏明	日向農業協同組合理事（門川地区理事）
米良 一郎	耳川広域森林組合理事（門川地区理事）
黒木 隆一	門川水産加工業協同組合長
久保 廣良	教育委員長
園田 雄己	PTA協議会会長
荒木 寛	小中学校校長会会長
長谷川 義明	体育協会代表
黒木 安幸	文化協会代表
猪倉 照央	地区会長・自治公民館連合会会長
長谷川 明正	建設業協会門川支部長
黒木 洋子	婦人団体連絡協議会会長
黒木 昌代	西門川地区住民代表
園田 孝代	草川・庵川地区住民代表
粟田 次義	尾末地区住民代表
姫野 淑子	門川地区住民代表
渡部 憲二	「やっちみろや健康づくりプラン21」評価委員会会長
江川 武光	消防団団長
松村 博澄	日向地区交通安全協会 門川支部長
福満 和徳	東臼杵農林振興局長
瀬戸長 秀美	日向土木事務所長
古家 隆	日向保健所長
孫田 英美	北部福祉こどもセンター所長



## 第5次 門川町長期総合計画 後期計画

発行／門川町 〒889-0696 宮崎東臼杵郡門川町本町1-1  
☎(代表)0982-63-1140